

第18回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日時

令和3年5月28日（金） 午後8時00分～

2 場所

本庁舎16階 第一特別委員会会議室

3 会議次第

- (1) 北海道の取組について
- (2) 札幌市における感染状況等について
- (3) 札幌市における取組について

4 資料

- ・ 第56回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・ 札幌市における感染状況について
- ・ 各局区における取組状況等の報告資料
- ・ 札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 5 6 回 本 部 会 議

日時：令和3年5月28日（金） 19：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

(1) 「北海道における緊急事態措置」の改訂について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について |
| 資料4 | 北海道における緊急事態措置（案） |
| 資料5 | 北海道における緊急事態措置（道案）等に対する主な意見 |
| 資料6 | 宿泊療養施設の開設について |
| 資料7 | 後志総合振興局の取組 |
| 資料8 | 上川総合振興局の取組 |

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月28日変更）について

■期間の延長について

区 域		期 間
緊急事態宣言区域	北海道 、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県	<u>6月20日まで延長</u>
まん延防止等重点措置区域	埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県	

■その他変更点について

項目	内容
サーベイランス・情報収集	○感染が拡大している地域において行う、高齢者施設の従事者等に対する検査について、 <u>通所系の介護事業所を追加</u>
	○健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、 <u>大学、専門学校、高校、特別支援学校等に最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を進め</u> 、軽症状者に対する積極的検査を速やかに実施。陽性者発見時は、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施
	○ <u>職場においても、健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進</u>
	○このため、学校及び職場等における <u>検査の実施体制や促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連事項について、早急に具体化を図る</u>








□緊急事態宣言区域における取扱い

項目	内容
まん延防止	<p>○特定都道府県は、他地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるように促すとともに、<u>どうしても避けられない場合は感染防止対策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。</u></p>
施設の使用制限等	<p>○特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、新規陽性者数が増加または高止まりしている場合には、都道府県が独自に行う協力要請の徹底等を行う一方、感染状況の改善が見られる場合には、都道府県が独自に行う協力要請を段階的に緩和し、効果的な取組を講じていくものとする。</p> <p>また、施設の使用制限の要請等を検討するに当たっては、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとし、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等への丁寧な説明に努めるものとする。</p>

道内の感染状況等について (案)

【令和3年5月28日】

主な指標の状況(全道)

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (5/28)	1055 床 (5/27) 	56 床 	8508 人 	8.8% 	3632 人/週 (68.5人) 	0.91 	38.1% 
道ステージ5基準 (国ステージⅣ)	900床	90床	1327人	10%	1327人/週 (25.0人)	増加	50%
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

特定措置区域の主な指標の状況

	監視体制	感染状況		
	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
札幌市 (5/28)	9.6% ↓	2316人/週 (118.4人) ↓	0.94 ↓	43.8% ↓
石狩振興局 (札幌市を除く) (5/28)	17.0% (5/27) ↓	420人/週 (99.5人) ↓	0.82 ↓	33.3% ↓
小樽市 (5/28)	7.2% ↓	86人/週 (73.8人) ↓	0.86 ↓	29.1% ↑
旭川市 (5/28)	4.8% →	149人/週 (44.2人) ↓	0.96 ↓	34.2% ↓

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標(全道)

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況	
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
全道 (5/28)	確保病床の使用率 58.3% (5/27)	入院率 12.7% (5/27)	確保病床の使用率 34.6%	160.4人	8.8%	68.5人	38.1%
【参考】 札幌市	95.4% (5/26)	9.4% (5/26)	68.0%	268.6人	9.6%	118.4人	43.8%
国 ステージⅣの指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上
国 ステージⅢの指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上

最近の感染状況等について①

【感染状況】

感染性の高い変異株に置き換わった中、道内の感染状況は、感染経路不明割合や陽性率など一部の指標で改善傾向が見られるものの、新規感染者数は10万人当たり60人を超える高い水準が続いている。

特定措置区域の感染者数は、増加傾向が続き、依然として、全道の8割を占めるなど、全道の感染者数を押し上げている。札幌市の新規感染者数は、10万人当たり100人を超えるなど、高い水準が継続している。

その他の措置区域においては、職場や学校などにおける集団感染が継続的に発生し、新規感染者数は高止まりの状況。

全道の主要な地点において人流の減少傾向が見られ、特に夜間は大きく減少してきている。

【医療提供体制】

全道の療養者数は増加傾向が継続しており、入院患者数もこれまでの最多を更新して高い水準となっている。特に札幌市内においては、入院や宿泊療養施設への入所の調整が困難になるなど、医療の限界とも言える状況が続いている。

地域の基幹病院等においても、その機能を維持することが極めて厳しい状況が続いており、怪我や急病など通常の医療が、直ちに受けられなくなる可能性も危惧される。

感染者の急増に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加している。

最近の感染状況等について②

【今後の対策】

5月16日以降、緊急事態措置を実施する中、主要な地点における人流の減少傾向が見られるとともに、一部の指標では改善傾向が見られる一方、全道の人口当たりの感染者数は極めて高い水準にある。

また、感染者数の増加に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加するなど、医療提供体制のひっ迫状況が継続しているとともに、疫学調査などを担う保健所業務もひっ迫している。

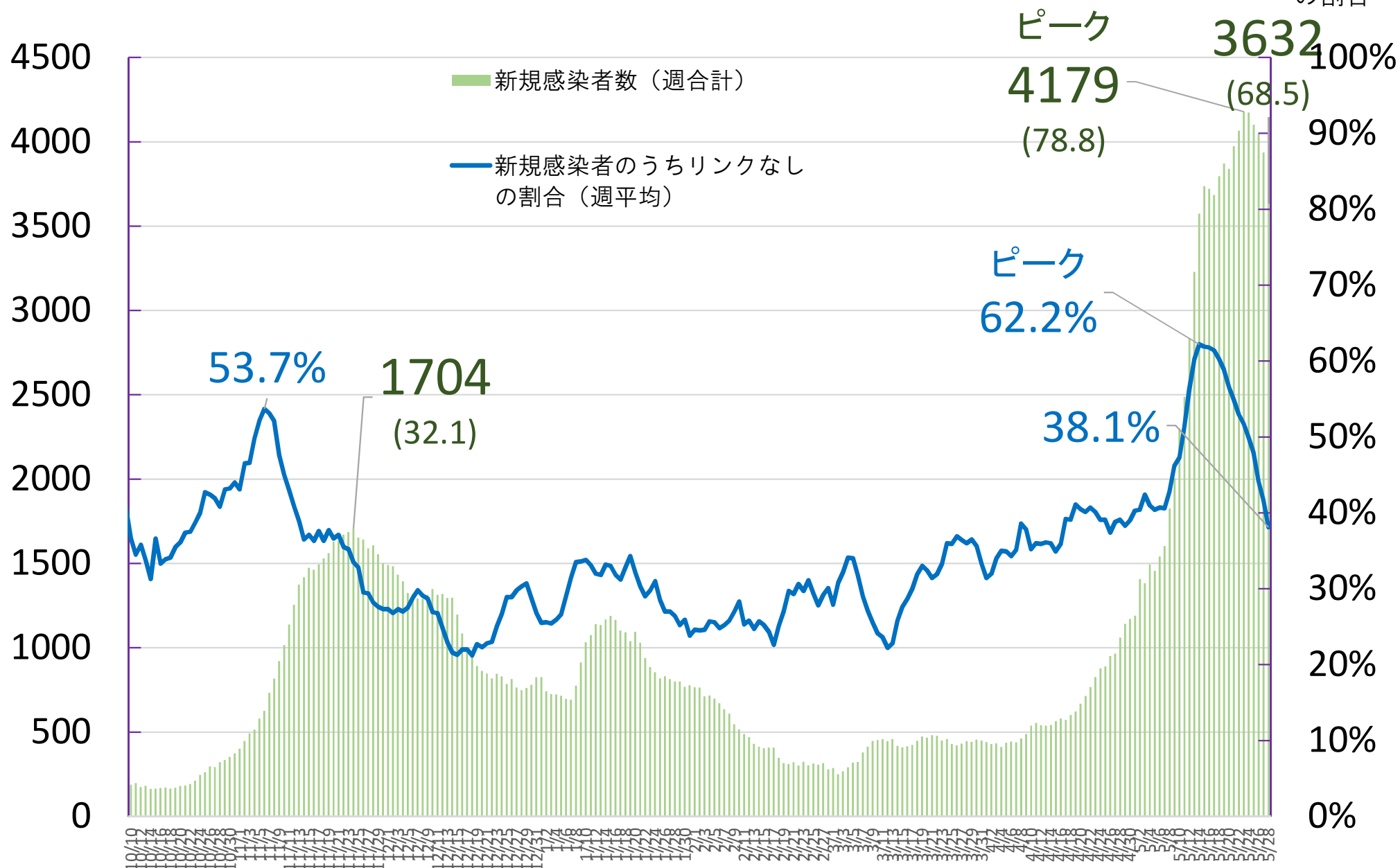
こうした状況を踏まえ、6月1日以降においても、感染しやすいとされる変異株への置き換わりを念頭に、全道域において、人との接触を徹底して抑えるための対策を実施するとともに、特に感染拡大が継続している特定措置区域においては、市町村との連携をより一層強化し、さらなる対策の徹底を図る。

また、他都府県との往来の活発化を見据え、往来の際の対策の強化を図ることとし、国が実施するモニタリング検査等と連携する。

感染状況(全道)

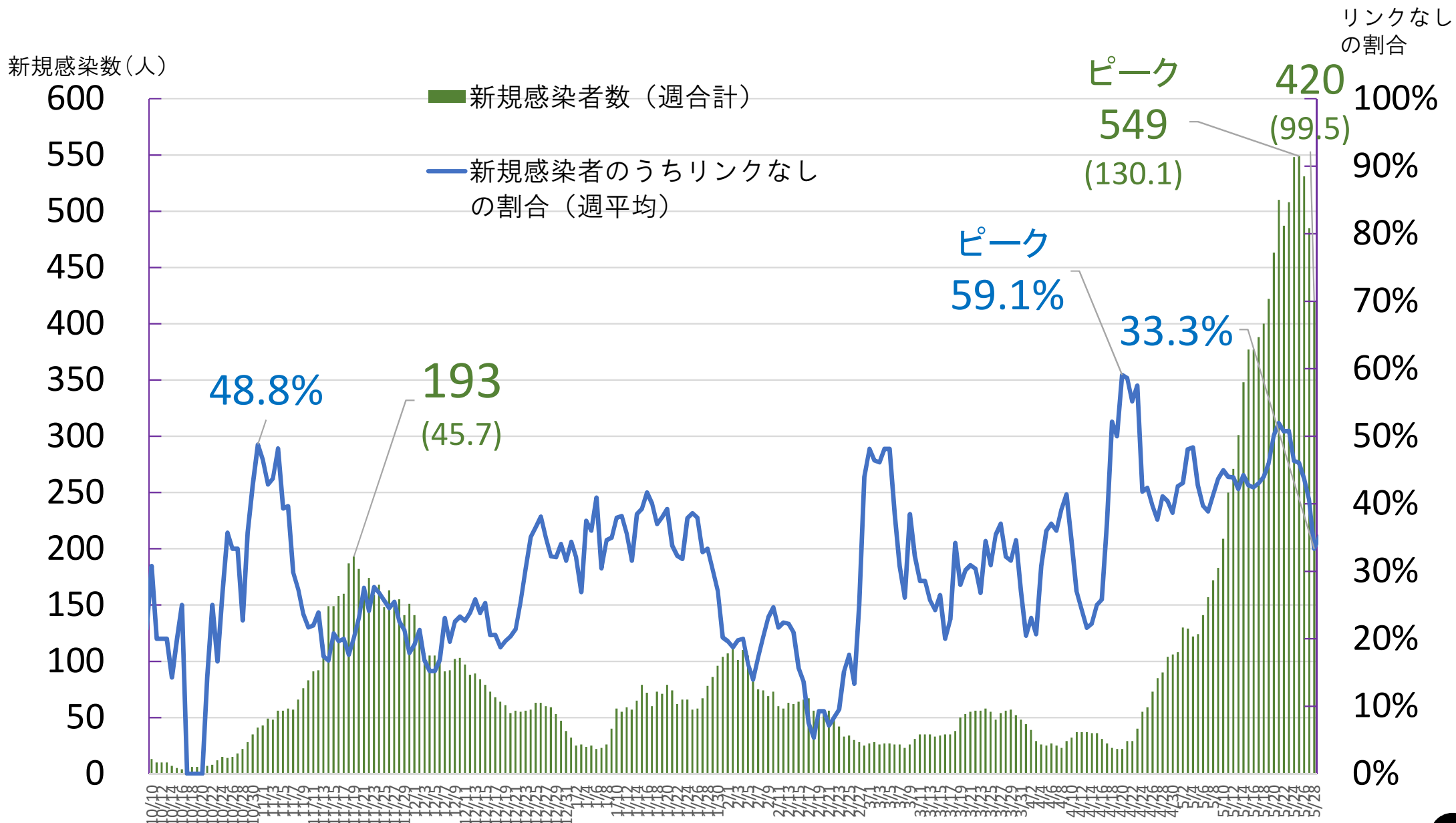
新規感染数(人)

リンクなしの割合



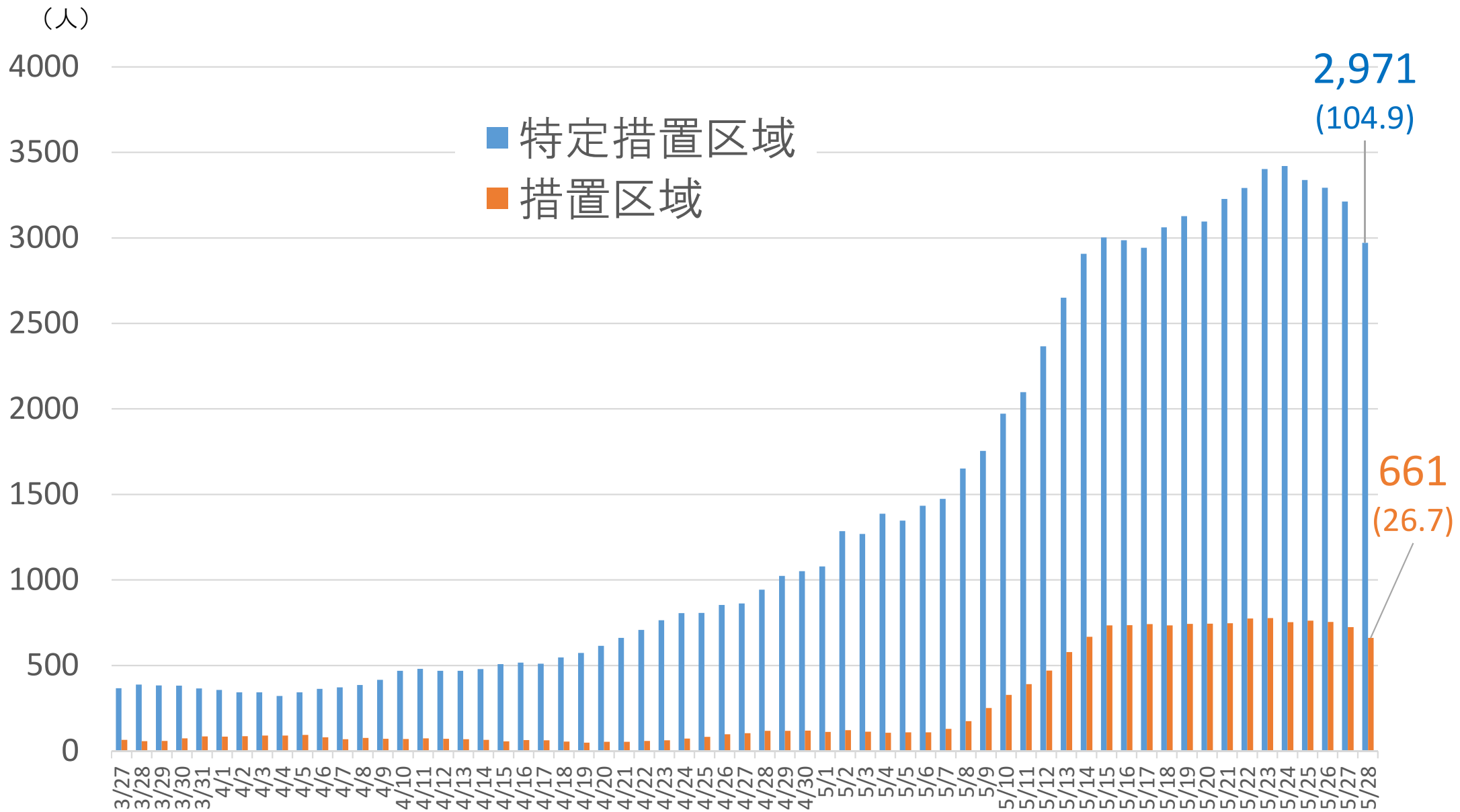
()は10万人当たり人数





()は10万人当たり人数

新規感染者数(特定措置区域／措置区域)

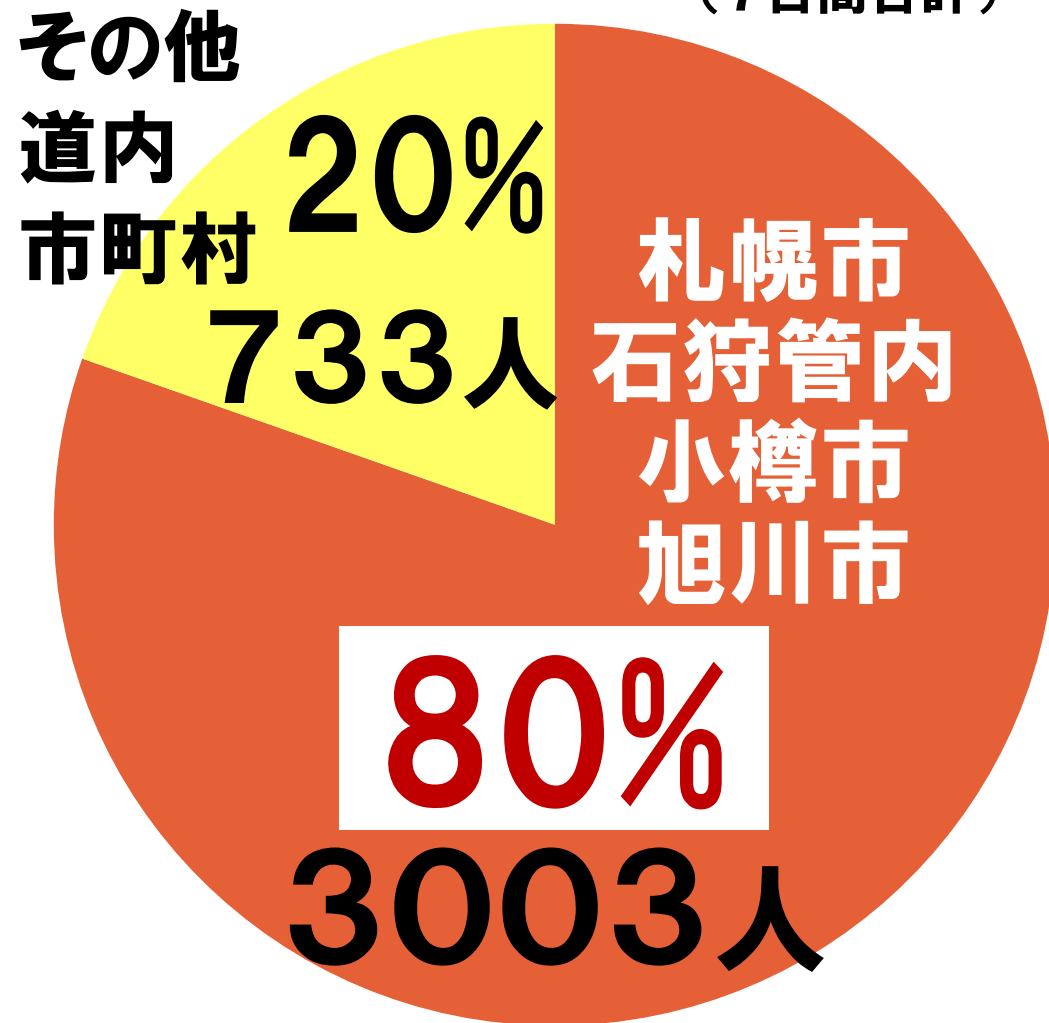


()は10万人当たり人数

特定措置区域の新規感染者数の割合

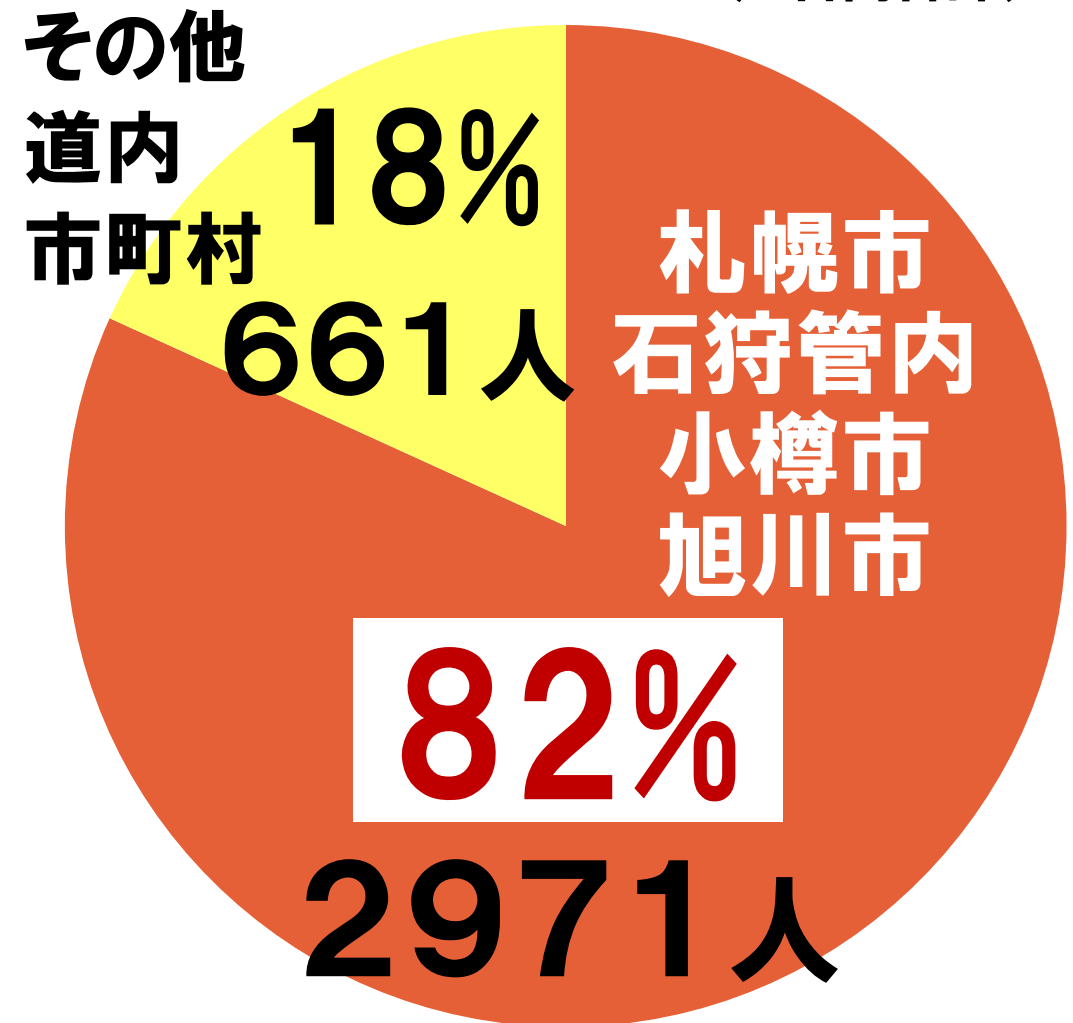
5/15 緊急事態措置前

(7日間合計)



5/28 緊急事態措置後

(7日間合計)



札幌市、石狩管内、小樽市、旭川市:283万人(53%)

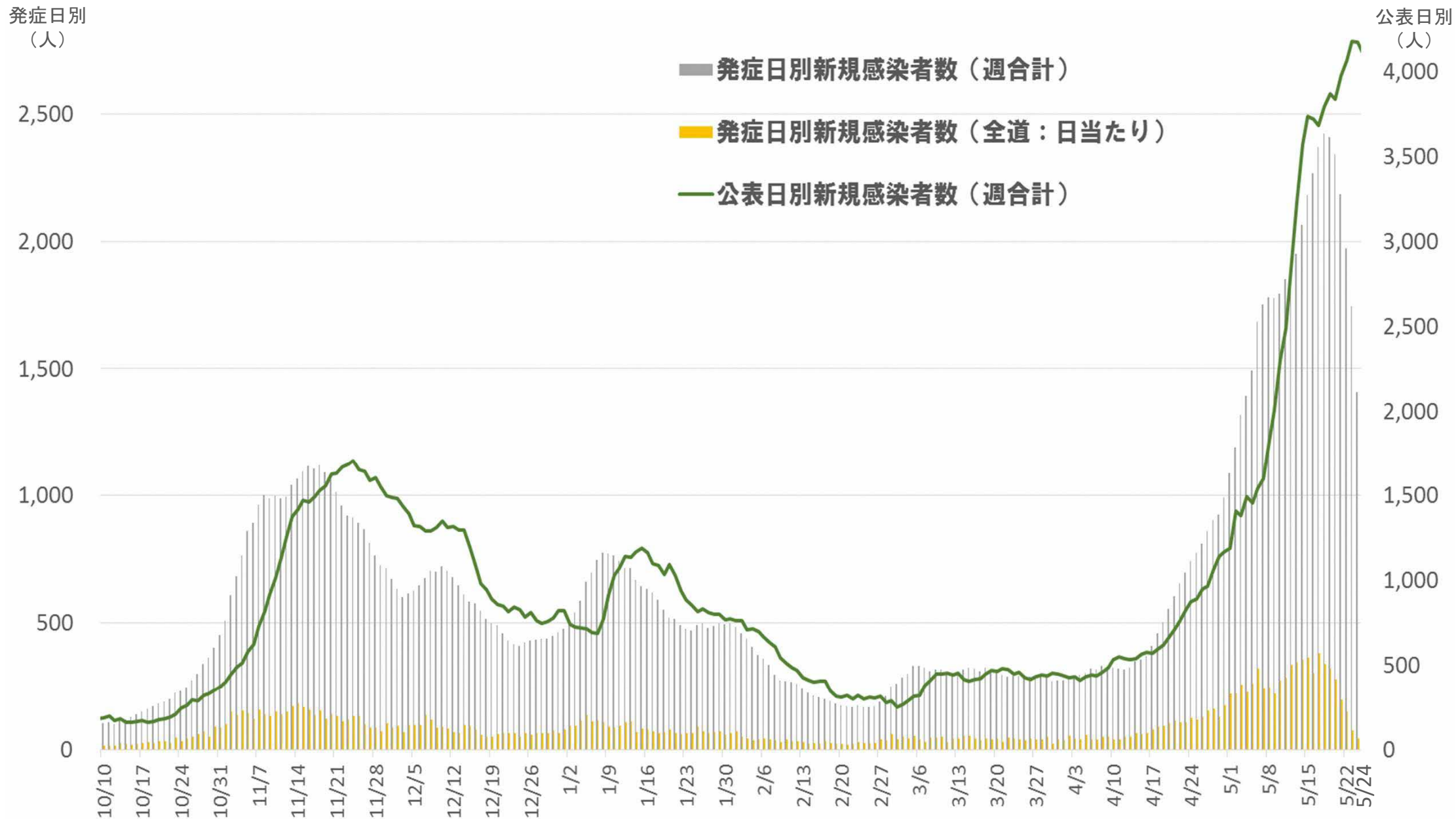
その他道内市町村:247万人(47%) ※住基人口(H31/1/1)

地域別の感染状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
5/15 ～ 5/21	109	2,972	115	177	52	56	13	227	9	6	36	129	50	18	4	3,973
5/22 ～ 5/28	78	2,736	113	148	52	37	3	182	25	7	71	112	42	23	3	3,632

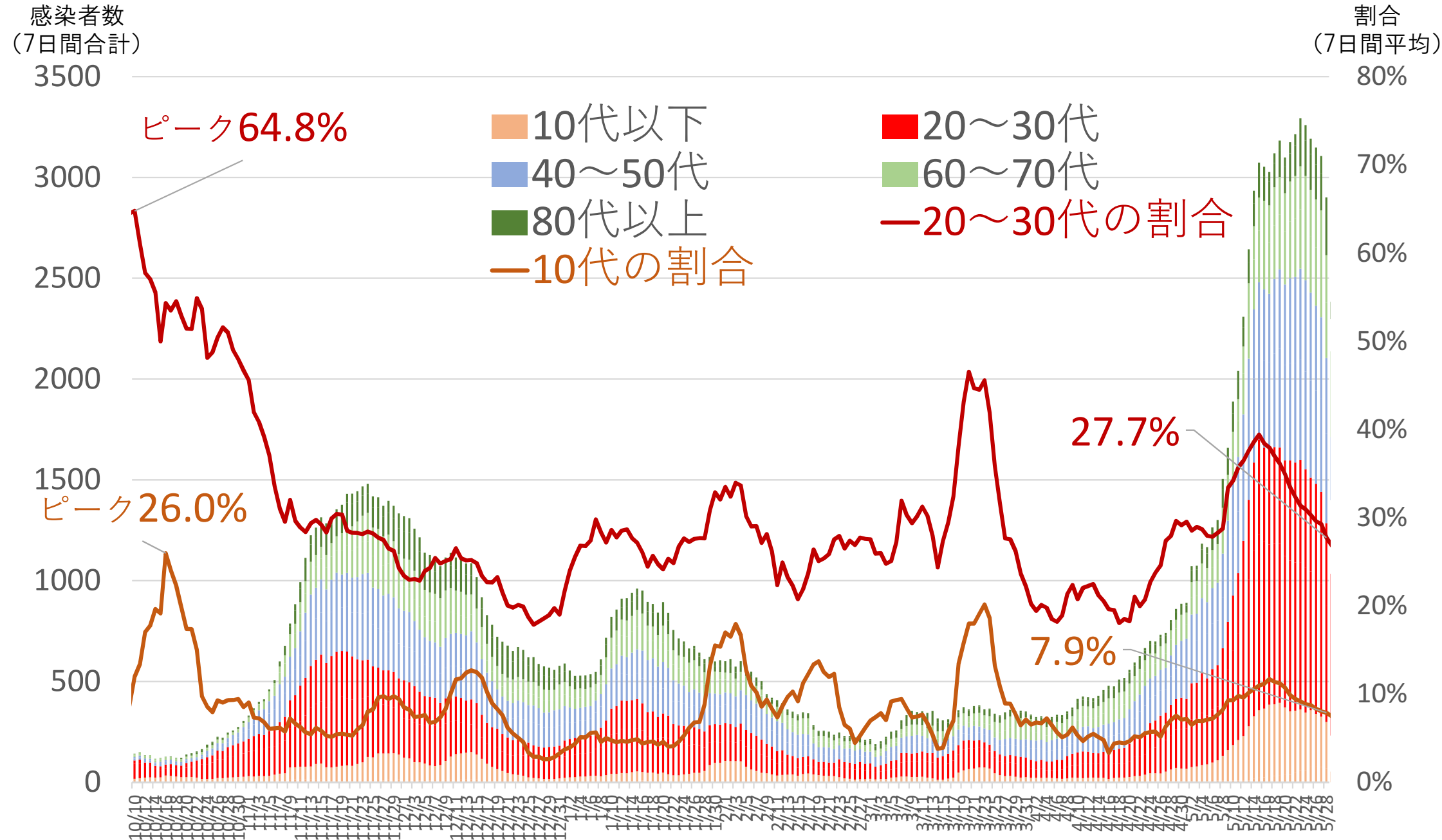
※「居住地」により整理。なお、各保健所設置市が居住地非公表として発表した者は、各振興局等に含めて計上。

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数と20代～30代の割合(全道)

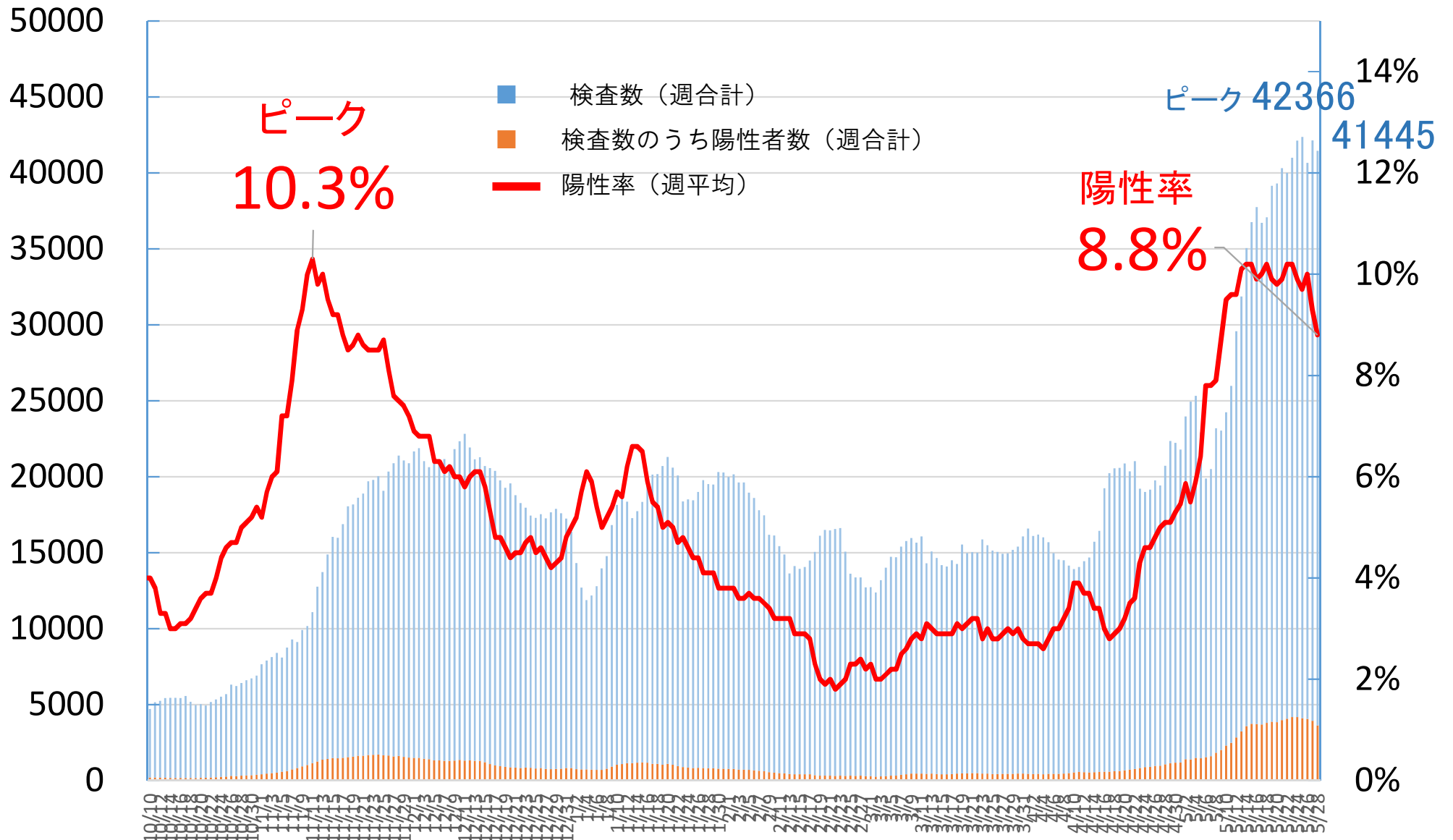


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

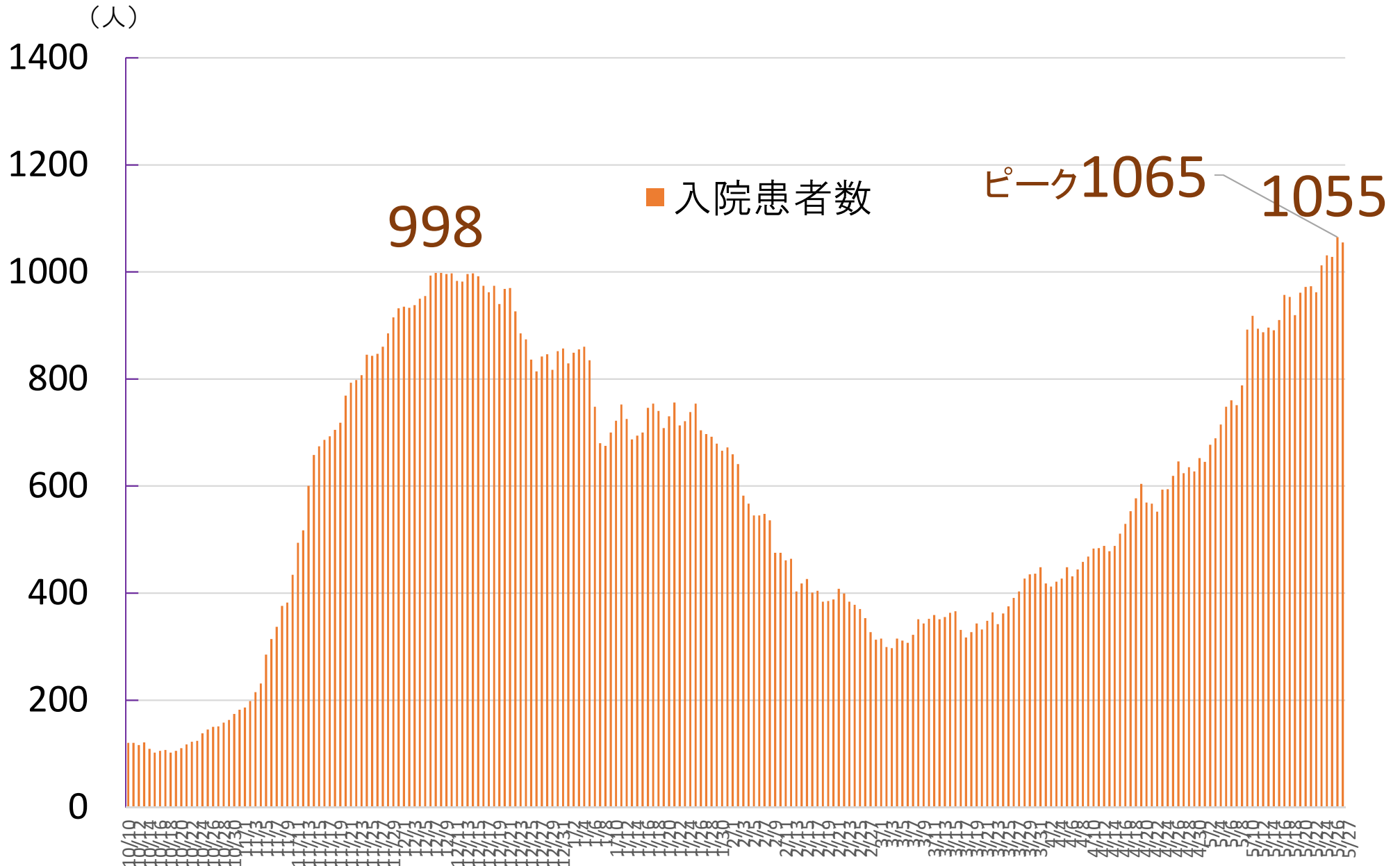
監視体制(陽性率と検査数)(全道)

検査数 (人)

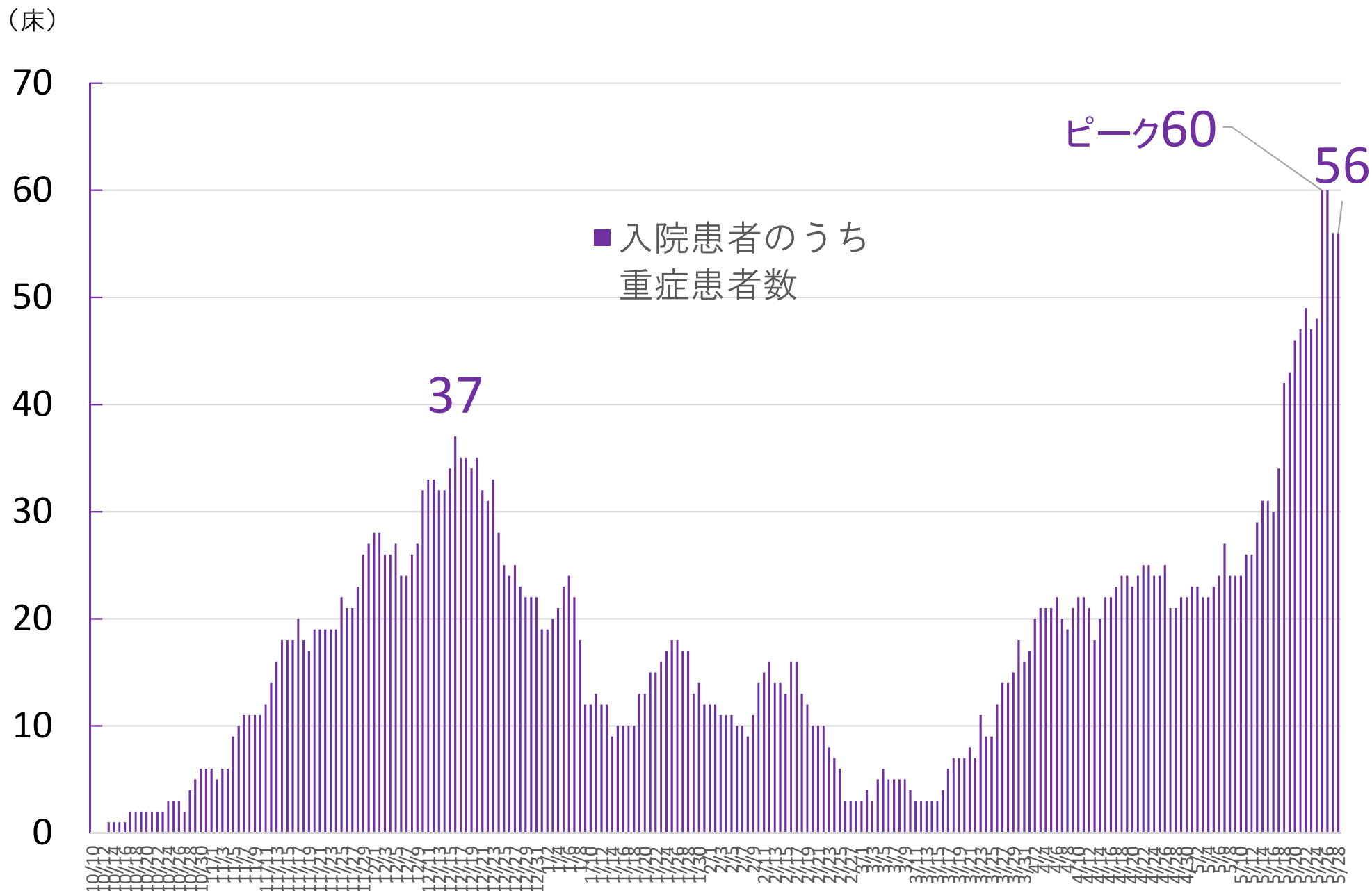
陽性率



医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)



医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



集団感染の発生状況(全道)

	1月	2月	3月	4月	5月 (5/1~27)
医療施設 福祉施設	26件 (679人)	15件 (294人)	14件 (294人)	23件 (512人)	76件 (1045人)
事業所等	10件 (109人)	10件 (103人)	9件 (110人)	9件 (81人)	32件 (417人)
飲食店等	15件 (174人)	5件 (43人)	8件 (96人)	14件 (102人)	13件 (132人)
学校	7件 (196人)	3件 (33人)	5件 (84人)	7件 (113人)	23件 (224人)
合 計	58件 (1158人)	33件 (473人)	36件 (584人)	53件 (808人)	144件 (1818人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

集団感染の発生状況(特定措置区域／それ以外)

	5/7～13		5/14～5/20		5/21～27	
	特定措置	それ以外	特定措置	それ以外	特定措置	それ以外
医療施設 福祉施設	8件 (164人)	1件 (32人)	18件 (151人)	2件 (41人)	28件 (395人)	9件 (102人)
事業所等	4件 (42人)	2件 (26人)	3件 (28人)	2件 (20人)	8件 (121人)	8件 (84人)
飲食店等	1件 (6人)	3件 (56人)	4件 (28人)	4件 (35人)	—	1件 (7人)
学校	4件 (57人)	—	1件 (9人)	4件 (52人)	5件 (30人)	4件 (38人)
合 計	17件 (269人)	6件 (114人)	26件 (216人)	12件 (148人)	41件 (546人)	22件 (231人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について

医療従事者などへの接種

《接種状況》

- 5月27日現在 1回目接種終了:178,588人(88.4%)
2回目接種終了:100,568人(49.8%)

※5月23日に、医療従事者のうち接種を希望する20万2千人の接種に必要なワクチンの供給が完了。

高齢者などへの接種

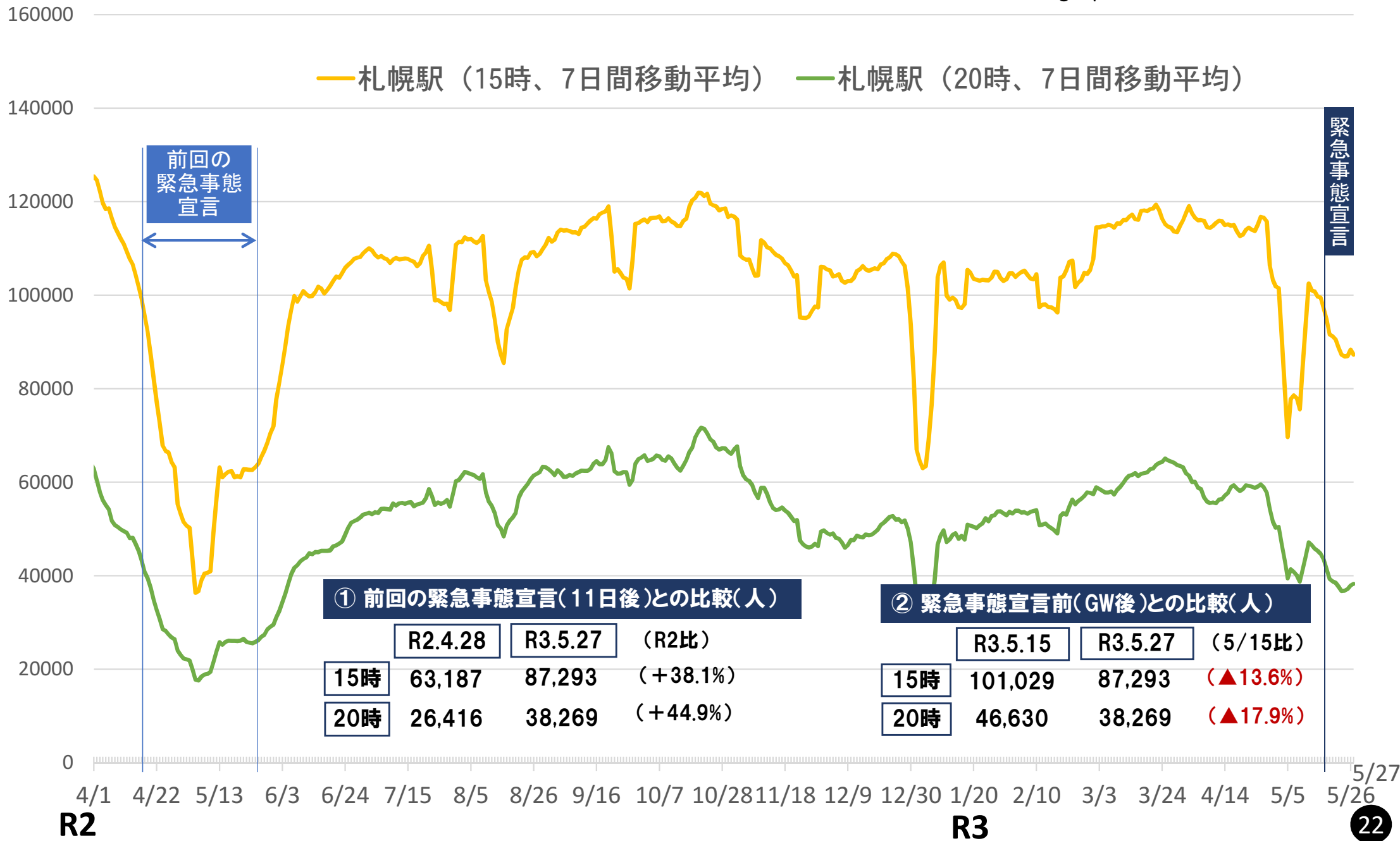
《接種状況》

- 5月27日現在 1回目接種終了:138,251人(8.4%)
2回目接種終了: 4,610人(0.3%)

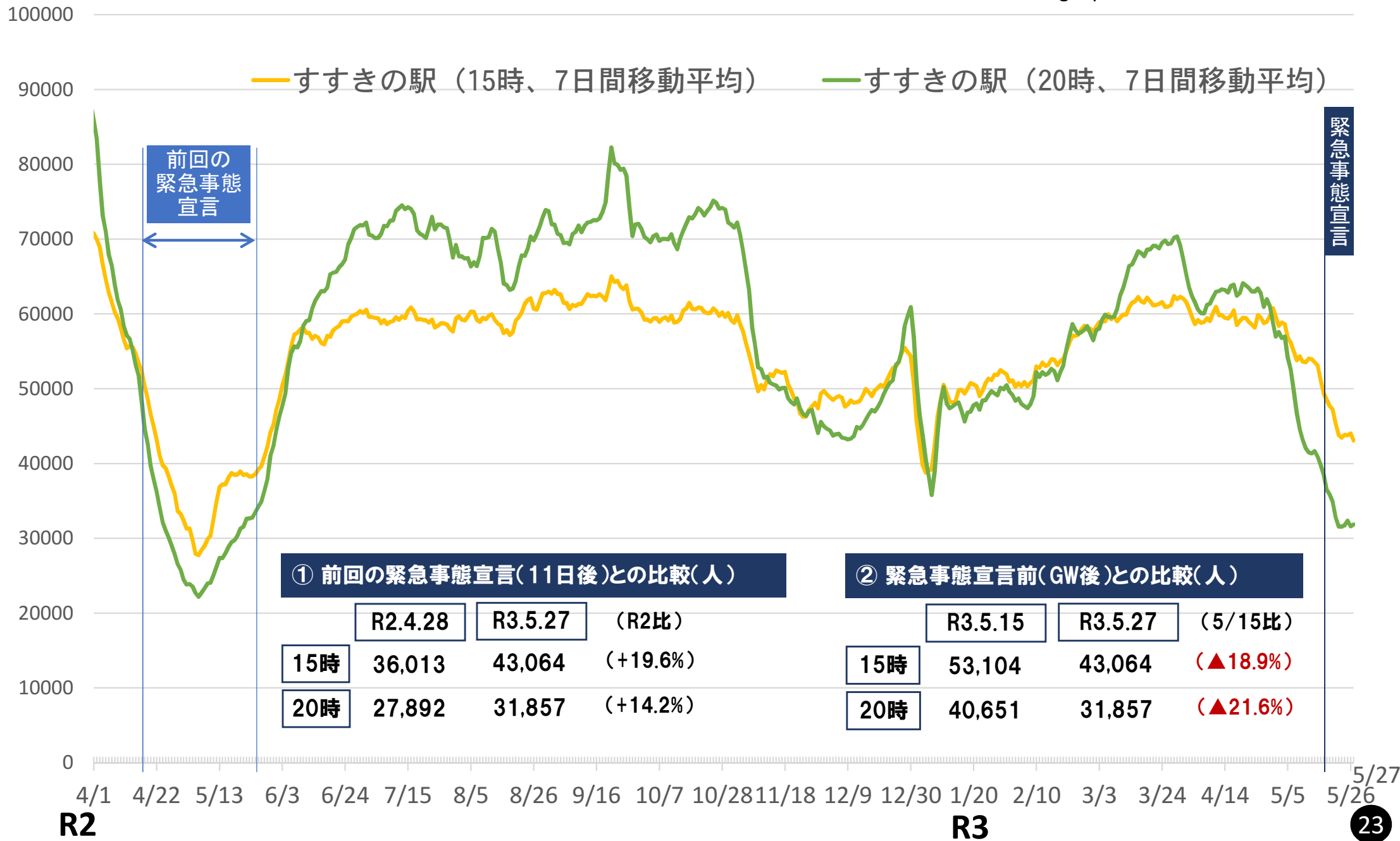
※6月末までに166万人の高齢者へ接種可能なワクチンの供給が完了見込み

札幌駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

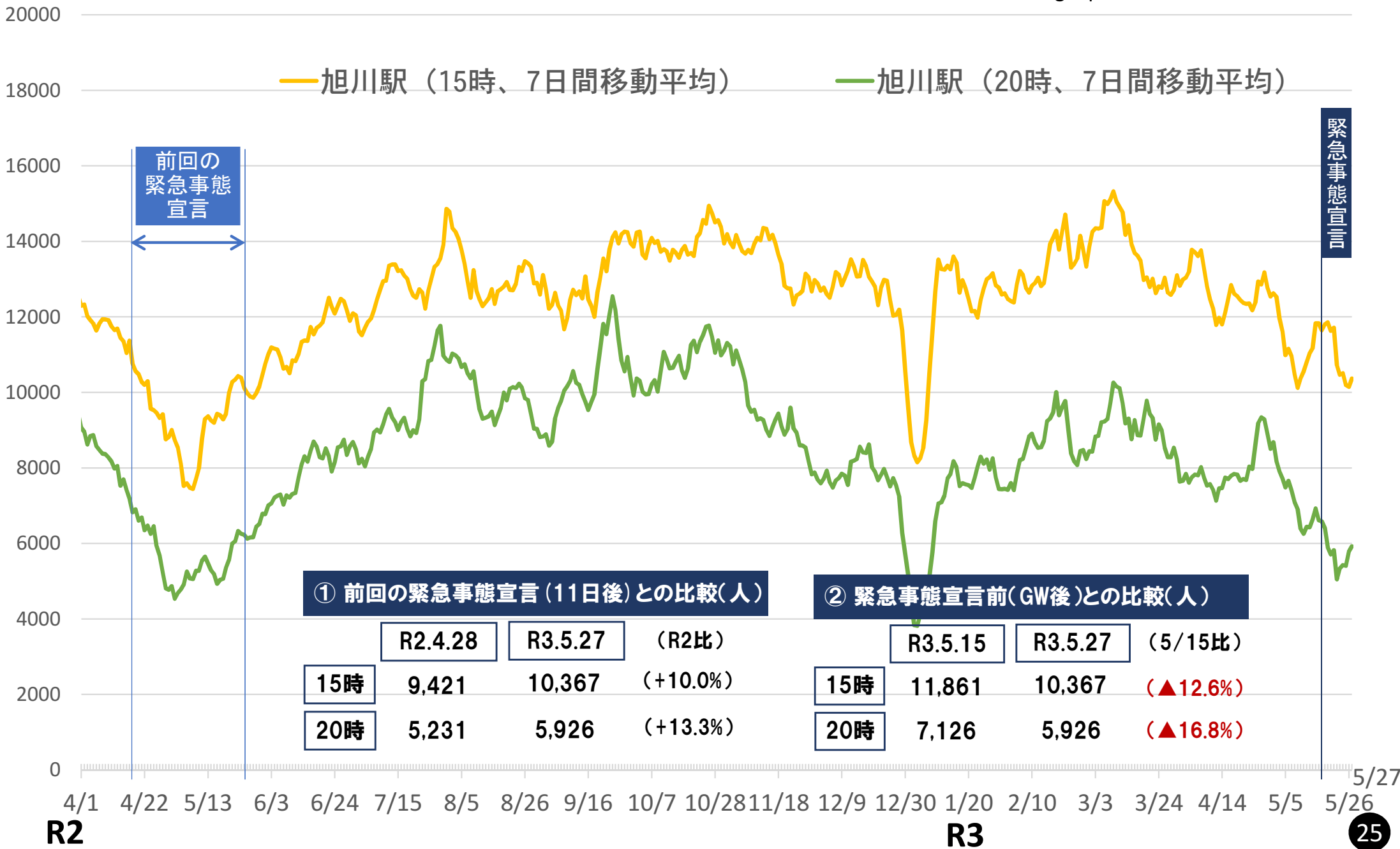


※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



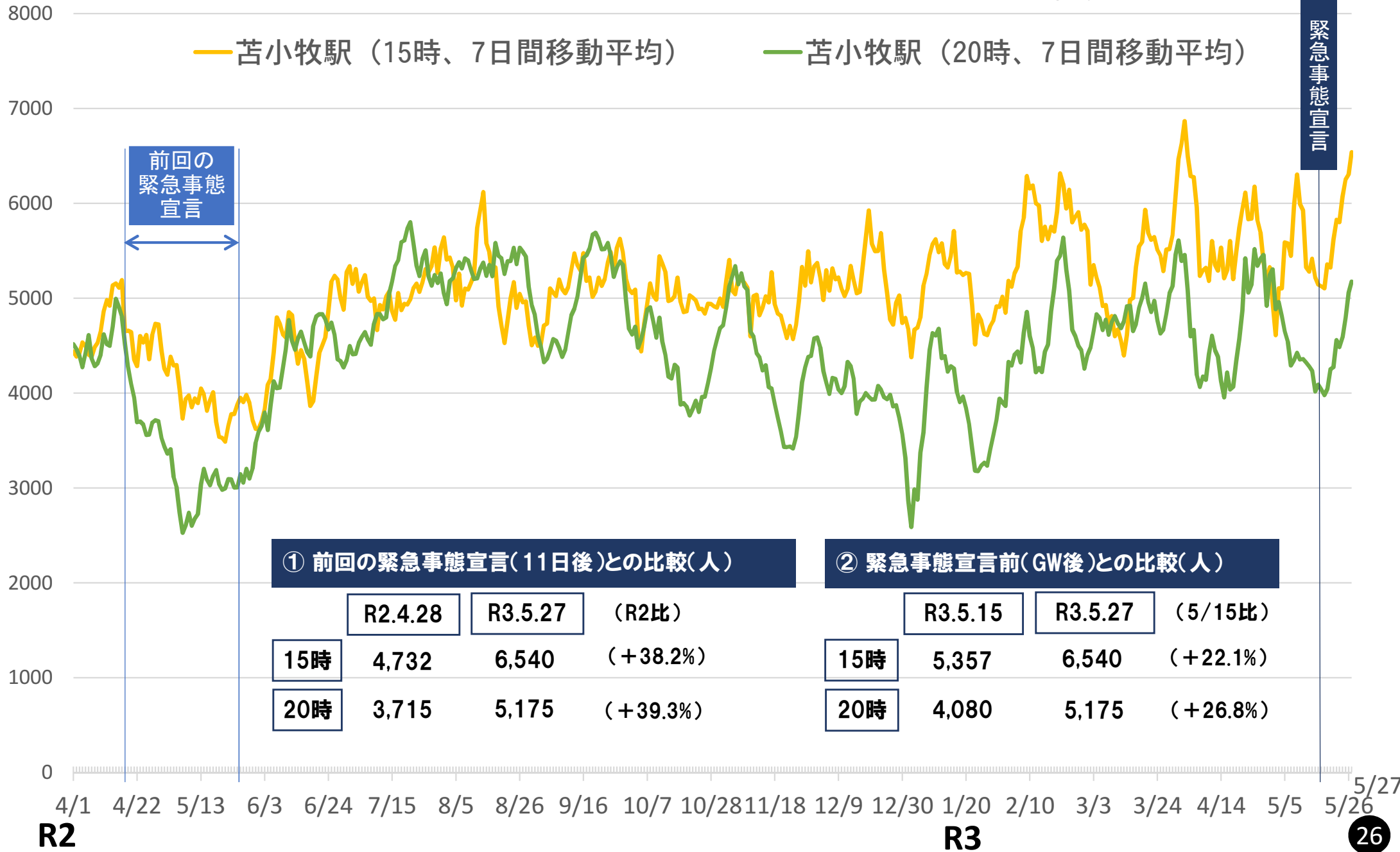
旭川駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



苫小牧駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



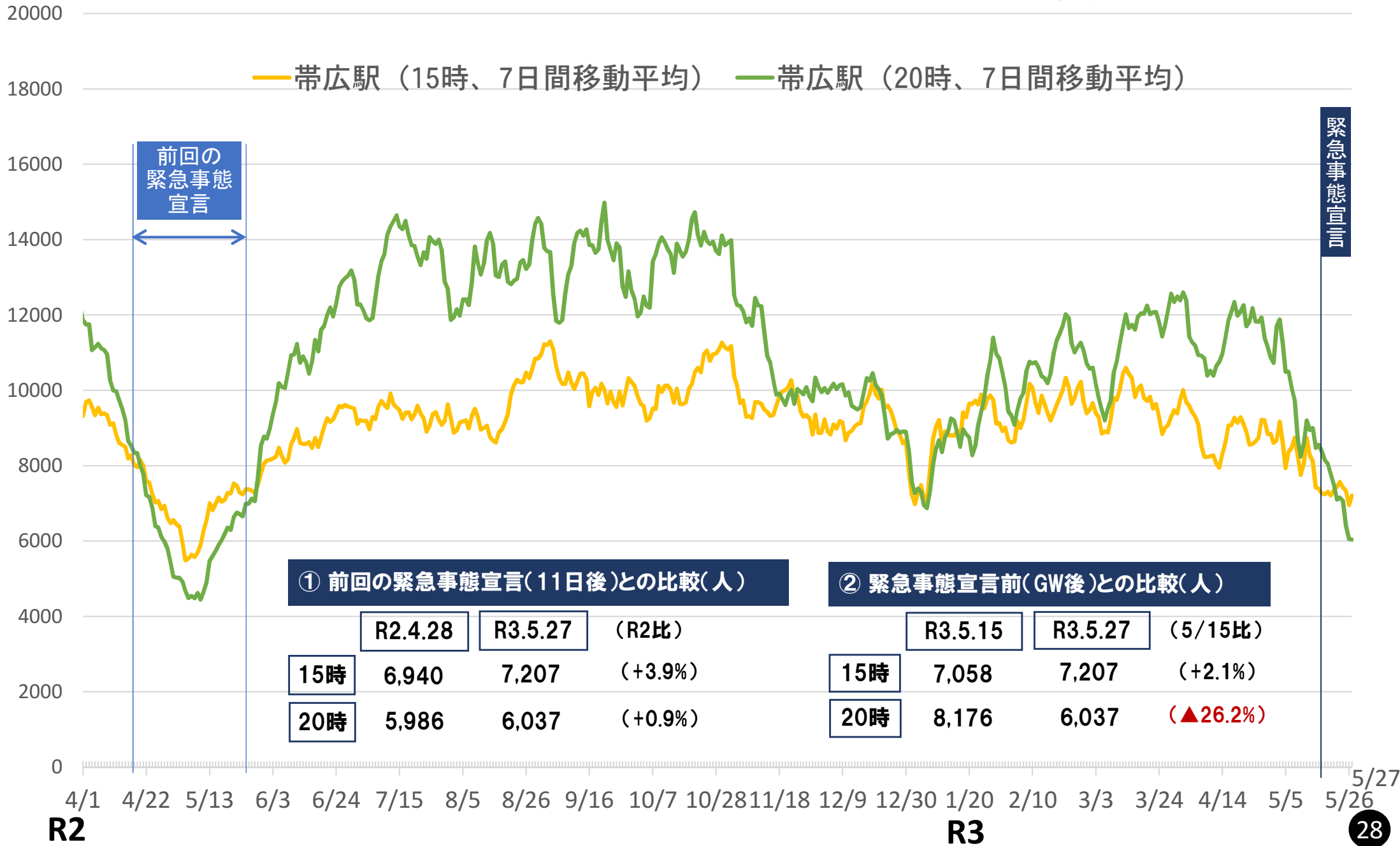
函館駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



帯広駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

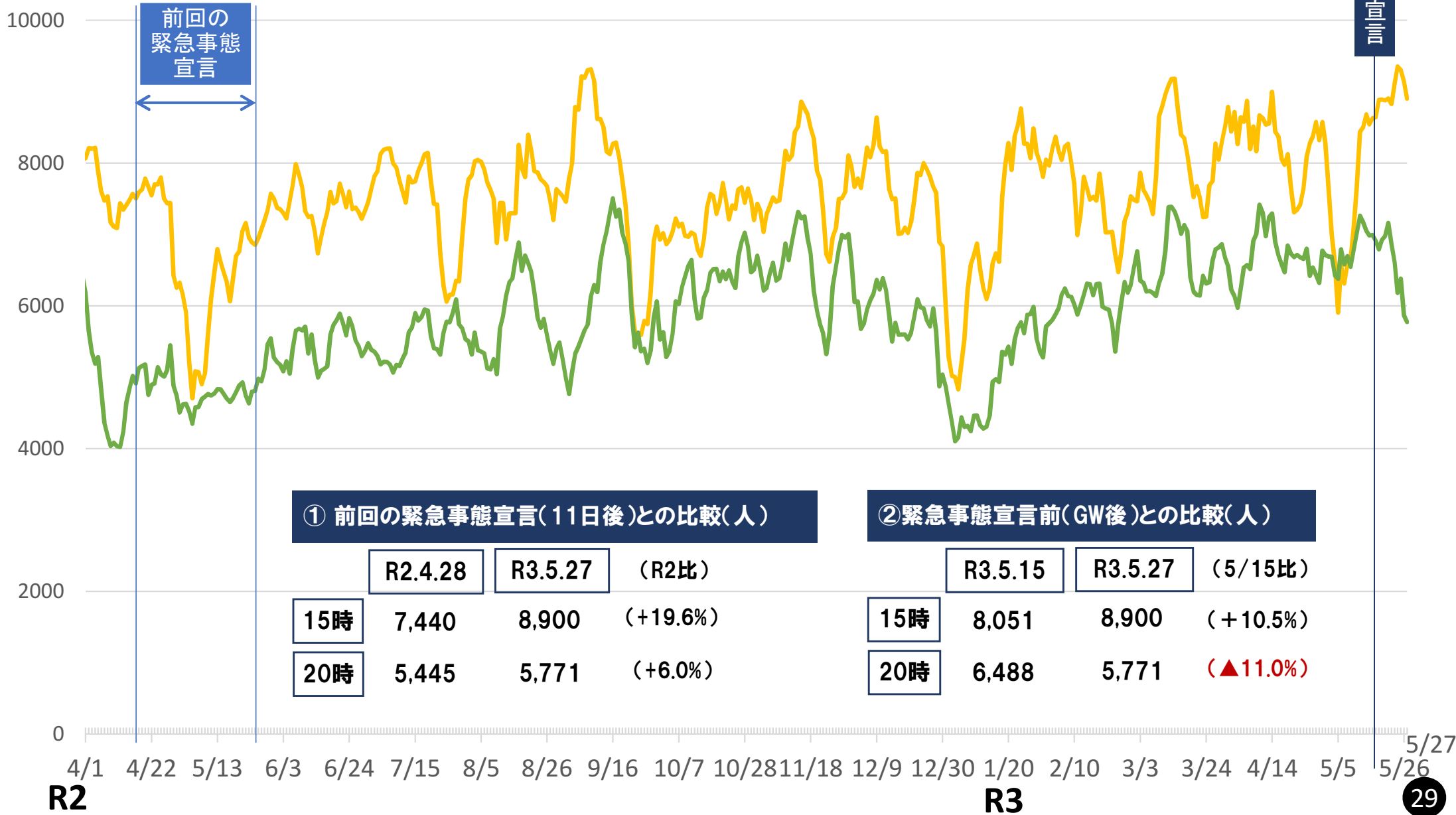


釧路駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

緊急事態宣言

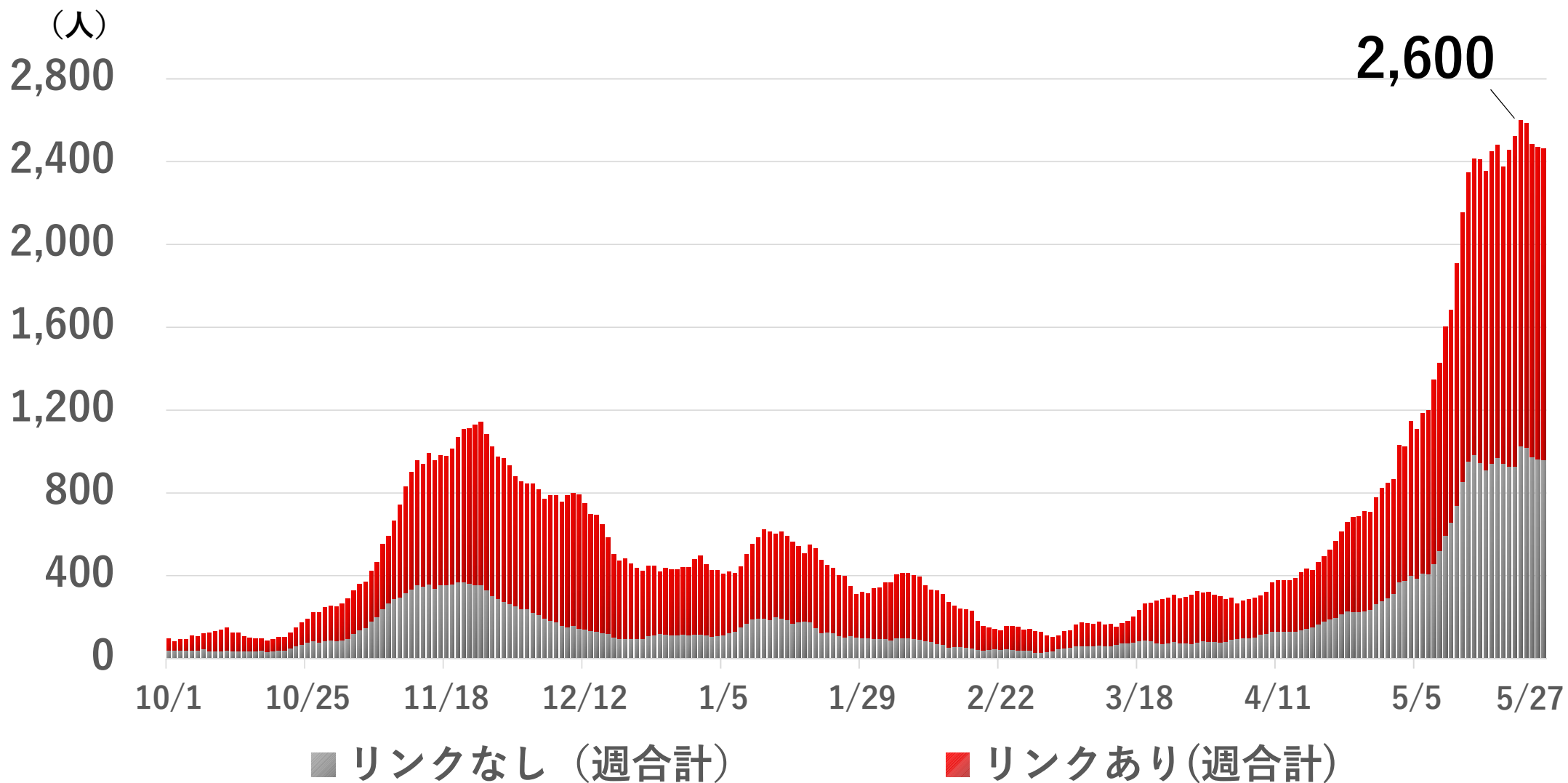
— 釧路駅 (15時、7日間移動平均) — 釧路駅 (20時、7日間移動平均)



札幌市の感染状況について

令和 3 年 5 月 28 日
札幌市保健所

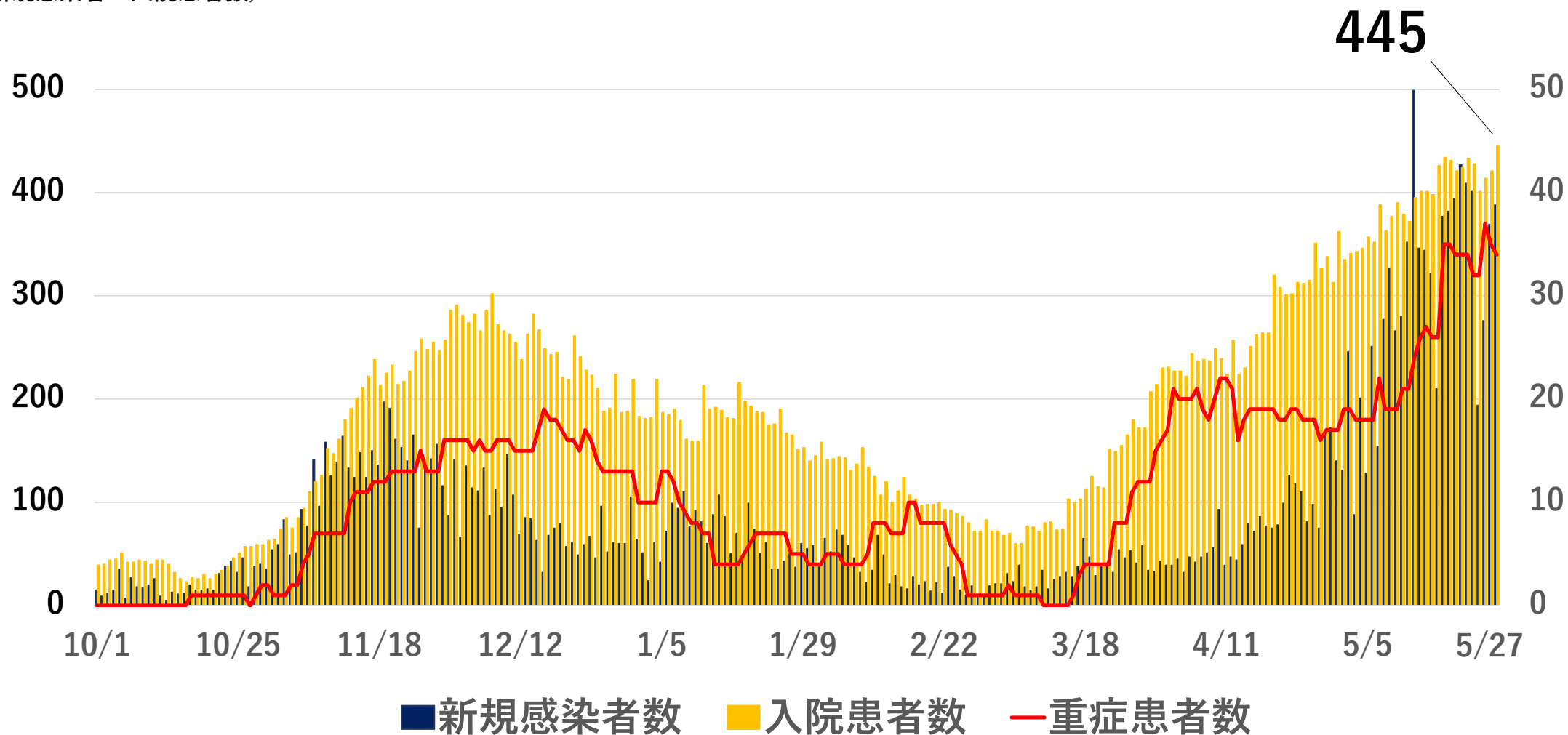
市内新規感染者数の推移



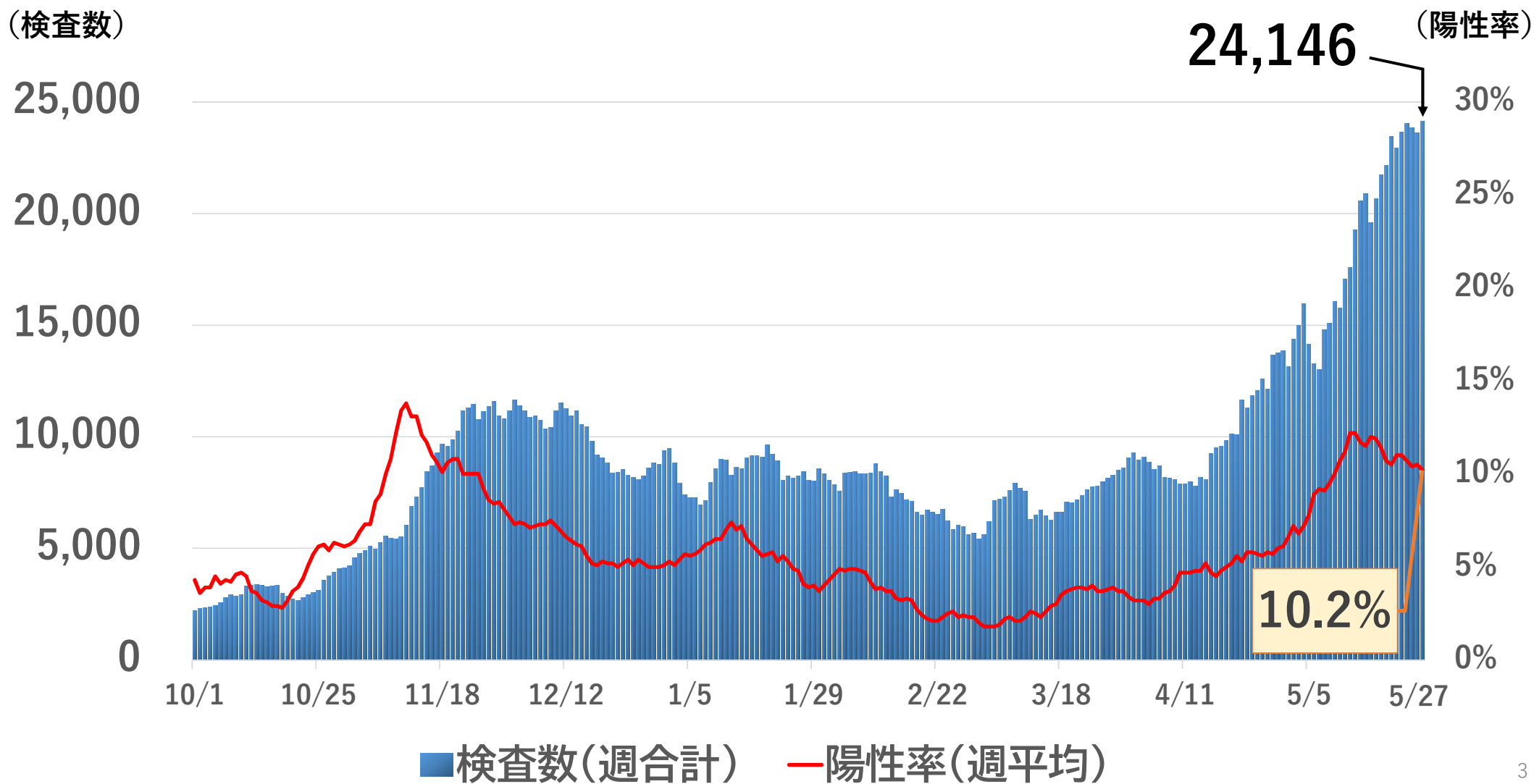
札幌市民の感染者数・入院患者数・重症患者数の推移

(新規感染者・入院患者数)

(重症患者数)



市内検査数と陽性率の推移



北海道における緊急事態措置 (案)

令和3年5月28日

実施内容

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

期 間

令和3年6月1日(火)～6月20日(日)

特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

(特措法第45条第1項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。(特措法第45条第1項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(特措法第45条第1項)

- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)

※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

【飲食店等への要請・協力依頼】

<p>期 間</p>	<p>6月1日(火)～6月20日(日)</p>
<p>対象施設</p>	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋含む(宅配・テイクアウトを除く)) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
<p>要請・ 協力依頼 内容</p>	<p>【酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】</p> <p>◆休業とする。(特措法第45条2項)</p> <p>【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】</p>

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
 中小企業・個人事業者: 1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業: 1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

※ 5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

人数上限 及び 収容率

○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に**加えて、延期又は中止を検討する。**(特措法第24条第9項)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】

期 間

6月1日(火)~6月20日(日)

協力依頼
内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

【学校への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆**児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。**
(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。
(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆**部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。**
(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

要請・協力依頼内容	期間		6月1日(火)～6月20日(日)	
	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
要請・協力依頼内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど		
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など		
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数
 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内 訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画館については、 (1,000㎡超の施設)21時までの時短(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの時短(協力依頼)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】
(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】5月16日～5月31日の取扱い

大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数 テナント1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

対象施設	要請・協力依頼
<p>保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など</p>	<p>・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)</p>
<p>葬祭場</p>	<p>・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)</p>
<p>図書館</p>	<p>・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</p>
<p>ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など</p>	<p>・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)</p>
<p>自動車教習所、学習塾など</p>	<p>オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)</p>

公立施設

◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆「黙食」を実践する。(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)

※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

【飲食店等への要請】

期 間

6月1日(火)~6月20日(日)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日~5月31日の取扱い

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円~7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

※ 5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

人数上限
及び
収容率

○人数上限5,000人（特措法第24条第9項）

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※1)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2)（特措法第24条第9項）

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。（特措法第24条第9項）

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで（協力依頼）
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼)
- ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)

期 間

6月1日(火)~6月20日(日)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。
(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。
(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆道立施設は、原則、休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。
(協力依頼)

「北海道における緊急事態措置（道案）」等に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

道案について異論はなし。

現在も感染者数は高止まりの状況で、減少傾向に転じるか判断のつかない状況にある。医療の逼迫が改善されるまで緊急事態宣言の延長はやむを得ないと考える。ワクチン接種にも影響が出ないように対策の強化をお願いしたい。

1-②

資料「道内の感染状況等について（道案）」について、札幌市だけの状況についても提示していただきありがとうございました。

資料「北海道における緊急事態措置」の内容について、案の通りで良いと思うが、札幌等の特定措置区域については、住民に今以上に自粛をするよう呼び掛けていただきたい。

1-③

カラオケは、明らかに感染伝播の原因となっている。踏み込んだ対応を期待する。

飲食店での集団感染が、店側の感染対応の不備なのか、客の持ち込みなのか、そこは区別しないと、全てが店側の責任ではない。しかし、店側の不備であるとすれば、感染対策がしっかりとされていることを条件として再開してもらうようにしなければ繰り返すだけ。

ワクチンについては、是非、警察、消防、自衛隊、なども含めて、集団接種で対応していただきたい。北海道として、独自の対応でワクチン接種を迅速に進めてほしい。それ以外に、この状況を打破できない。

1-④

北海道における緊急事態措置の継続は、当然のことと考える。特に、特定措置区域の感染状況やクラスターの発生状況を見ても、保育所や小学校でのクラスターも目立つようになった。

対策の変更点については、賛同するが、分かりやすい説明と飲食店等への継続した支援をお願いしたい。

教育現場においては、小中学校でも一人1台端末が与えられるようになってきているので、まず中学校から高校のようにオンライン授業を試行することも考えられる。

ワクチン接種を加速化させるべきと思う。大学の体育館だけでなく、平日の公共の体育館や大会議室を使用すべきである。また、病院とその近くにある学校が連携しての会議室や体育館を使って接種するなど考えられる。

1-⑤

道案に対し異論はなし。

介護現場では、新型コロナウイルスの陽性者は原則入院であったが、重篤になっても入院できない場合が続いている。症状がなくても、一夜にして急変することも多く、手厚い介護のために多くの人材を必要としている。

医療・介護の現場は、「崩壊」という言葉で使命をあきらめることはできない。また、ワクチン接種がスムーズにいきわたるためにも、すべ

ての皆さんに協力をお願いする。

1-⑥

道内における感染状況や医療提供体制の逼迫度合い等を踏まえ、国の緊急事態宣言が延長された中において、道内における緊急事態措置を継続するに当たっては、感染力の強い変異型ウイルスの特徴を踏まえた注意事項を事例（学校活動でのクラスター、家庭内や屋外での飲食時の感染、車中内での感染、若者の感染拡大等々）を基にわかりやすく発信し、道民の一層の理解と協力を求める必要があると考える。

1-⑦

道案の内容に関しては特に異論は無い。
若い人を中心に対策に対する「馴れ」が出ている現状では、医療提供体制の切迫感を事例を用いるなどしてしっかりと伝えることが必要。
コロナは災害。各自治体においてはBCPを考慮して対応にあたっても良いのではないかと。
学校での対策について、休業等の措置や部活動の対応の考え方など、分かりやすく整理し、学校現場だけではなく関係者に対し、通知等で丁寧に伝えていただきたい。

1-⑧

現状から、緊急事態措置の延長はやむを得ないと思う。
学校への要請についても、感染状況から休業等の措置を迅速に講じることは理解するが、感染拡大の予防的措置として、早期に地域内の学校等の休校等を行っていくことも対策として必要と思う。
地域の保健所や宿泊療養施設へのサポートに道が対応していると承知しているが、地域の医療提供体制は脆弱であるため、一層の支援等サポートをお願いしたい。
感染状況を把握する指標の一つである実効再生産数での評価も掲載したほうが、現状の厳しさが伝わるのではないかと。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

ゴールデンウィーク後、札幌市などの特定措置区域から措置区域への人の流れが増大しており、そういった区域間の往来や不要不急の外出を控えるよう強く求める。
北海道において、市町村毎の陽性者数の発表を検討しているということではありますが、現状では、町民の間でも憶測による感染情報が拡大し、誹謗中傷などにも繋がっていると考えておりますので、人数の公表を希望する自治体には、1週間単位などでの公表を検討願う。
本町としても、町内での発生状況を町民に提供することにより、感染防止対策に対する意識の醸成を、これまで以上に期待できるものと考えている。

2-②

通常営業時間が20時前に閉店している飲食店については、酒類提供の停止に加えて全期間休業しなければ支援金の対象とはならない。
本市においては、従業員の雇用や過疎地域特有の事情（食事を提供する店舗が少ない）などを考慮し、5月18日以降も酒類の提供を停止し

た上で営業を続けている飲食店等がある。こうした事業者が、さらなる感染防止対策に協力しようと期間途中から休業しても支援金の支給対象とならない。感染防止対策の更なる強化と要請に応じる事業者の支援という観点から、こうした事業者が延長された期間において、要請に応じ休業した場合、支援金の支給対象となるよう要件の緩和を要望する。

2-③

依然として予断の許さない厳しい状況が続いており、現時点における緊急事態宣言の延長はやむを得ないと考えている。緊急事態措置の継続によって困窮する事業者に対する万全の支援策を迅速に講じるよう重ねてお願いするとともに、当会としても、テレワークや時差出勤等の継続・徹底を会員企業に対して改めて呼び掛け、感染拡大と人流の抑制に取り組んでいく。

2-④

感染防止対策の実践に当たっては、事業者はもとより道民一人ひとりが「いつでも・どこでも・誰もが感染する」という強い危機感を維持して取り組んでいく必要がある。道におかれては、変異株の持つ高いリスクについて、特に直近では全道の感染者数の約4割を占める30代以下の年齢層への強い注意喚起と効果的なメッセージの発信をお願いしたい。

2-⑤

当会会員対象のアンケートでは「国・道が行う感染防止対策として重視すべきこと」との設問に対し、「ワクチンの早期接種」が約8割と最も多く、会員からは接種の加速化を切望する悲痛な声も寄せられている。ワクチン接種は、感染防止と経済活動の早期回復を実現していく上で不可欠である。道におかれては、協力いただける医療機関の拡充ならびに医師・看護師の確保や配備に係る医師会や市町村との連携をより一層強化するとともに、接種体制の拡充に向けた対策を国へ働きかける等、迅速かつ総合的に取り組んでいただきたい。

2-⑥

高齢者、医療従事者以外のワクチン接種の見通しを示すことは、道民や事業者に対して当面の感染防止対策への前向きな協力を促すためにも重要であると考えられる。ワクチンの接種状況や接種可能な場所・手順等について、市町村と連携のうえ道民に対するきめ細かな情報提供をお願いしたい。

2-⑦

今回、来道を検討している方への協力依頼で、「来道については極力控える」が追加されたが、実効性をあげるべく具体的にどのように取り組まれるのかもあわせて丁寧な説明をお願いしたい。また、前回に引き続きの意見となるが、本対策本部会議資料に、今現在、公開している情報に加え、道民の注意を喚起し、対策の徹底を促す観点での感染状況データを付け加えられ、あらゆる機会を捉え、感染拡大抑止に向けて情報発信する姿勢を示されることを期待したい。市町村別の感染状況が出せないのであれば、振興局単位での公表を検討願いたい。数字・グラフだけでなく、視覚的（見える化）に示すことが肝要である。国からの情報のタイムラグがあることは重々承知しているが、もう少し余裕をもったの情報提供・情報発信をお願いしたい。

2-⑧

医療提供体制等の負荷をはじめとする主な指標が、道ステージ5基準（国ステージⅣ）をほぼ超えている状況であり、国のアドバイザリーボードも本道が新規感染者の増加傾向が続いており、非常に高い水準と指摘していることから、6月以降も緊急事態措置を講じることは当然のことと考える。

道案では、学校への要請については、新たな対策が盛り込まれているが、医療施設・福祉施設、事務所等での集団感染が増加しており、今まで以上の対策を検討する必要があるのではないか。

その検討に当たっては、アドバイザリーボードの意見などを参考に、道の専門会議での十分議論の上、新規感染者が増加している原因を分析し、その結果を措置に反映させていただきたい。

宿泊療養施設の開設について

資料 6

1 宿泊療養施設の開設について

圏域名	項目	内容
道央圏	施設名	スマイルホテルプレミアム札幌すすきの（札幌市内4棟目）
	受入可能数	230名程度
	開設日	令和3年5月28日
道北圏	施設名	東横イン旭川駅前一条通（旭川市内2棟目）
	受入可能数	110名程度
	開設日	令和3年6月3日（予定）

2 全道の状況

項目	内容
施設数	11施設 （道央4、道北2、道南2、十勝1、オホーツク1、釧路・根室1）
受入可能数	2,395名程度

感染状況

- ・直近1週間（5/26現在）の新規感染者 ~ 116名
うち、介護事業所での集団感染での新規感染者 ~ 21名
⇒ リンクなしの割合が減少傾向

小樽市における取組

- ◆ **広報車**による外出自粛啓発
平日 ~ 消防車 7台、土日（振興局と合同） ~ 11台
- ◆ **FMラジオ**での啓発 毎日1回（5/25~）
- ◆ **防災行政無線**（沿岸地域38カ所）での啓発
1日2回（土・日）
- ◆ 各世代に向けた5種類の「市長メッセージ」
動画をSNSなどで配信
- ◆ **街頭スピーカー**で「市長メッセージ」を放送
毎日10回（5/17~）
- ◆ 飲食店の休業・時短営業の見回り（振興局と合同）



○管内の感染状況

旭川市（特定措置区域）

- ▶ 児童福祉施設などで集団感染が発生し、25日の新規感染者は38人と今年最多に
- ▶ 10万人当たり新規感染者は5月26日時点で51人と、緊急事態宣言の発令後も増加が続く
- ▶ 市内基幹病院では病床使用率は約7割と、医療提供体制は厳しい状況

その他の地域

- ▶ 5月以降、富良野市内の飲食店など集団感染の発生もあり、感染者が大きく増加

○主な取組状況

- ▶ 道北圏で **2棟目となる宿泊療養施設の開設**に向けた準備
- ▶ 旭川市内の飲食店等に対する **見回り調査に基づく現況確認**
- ▶ 管内市町村や商工団体との連携による **飲食店に向けた周知啓発**
- ▶ 旭川市長と振興局長との **共同メッセージ動画**、
地域FM番組への出演（5/27）による旭川市民への呼び掛け
- ▶ 旭川市と振興局との共同による **広報車を活用した注意喚起**
（旭川市内中心部ほか 5/21～22、28～29）



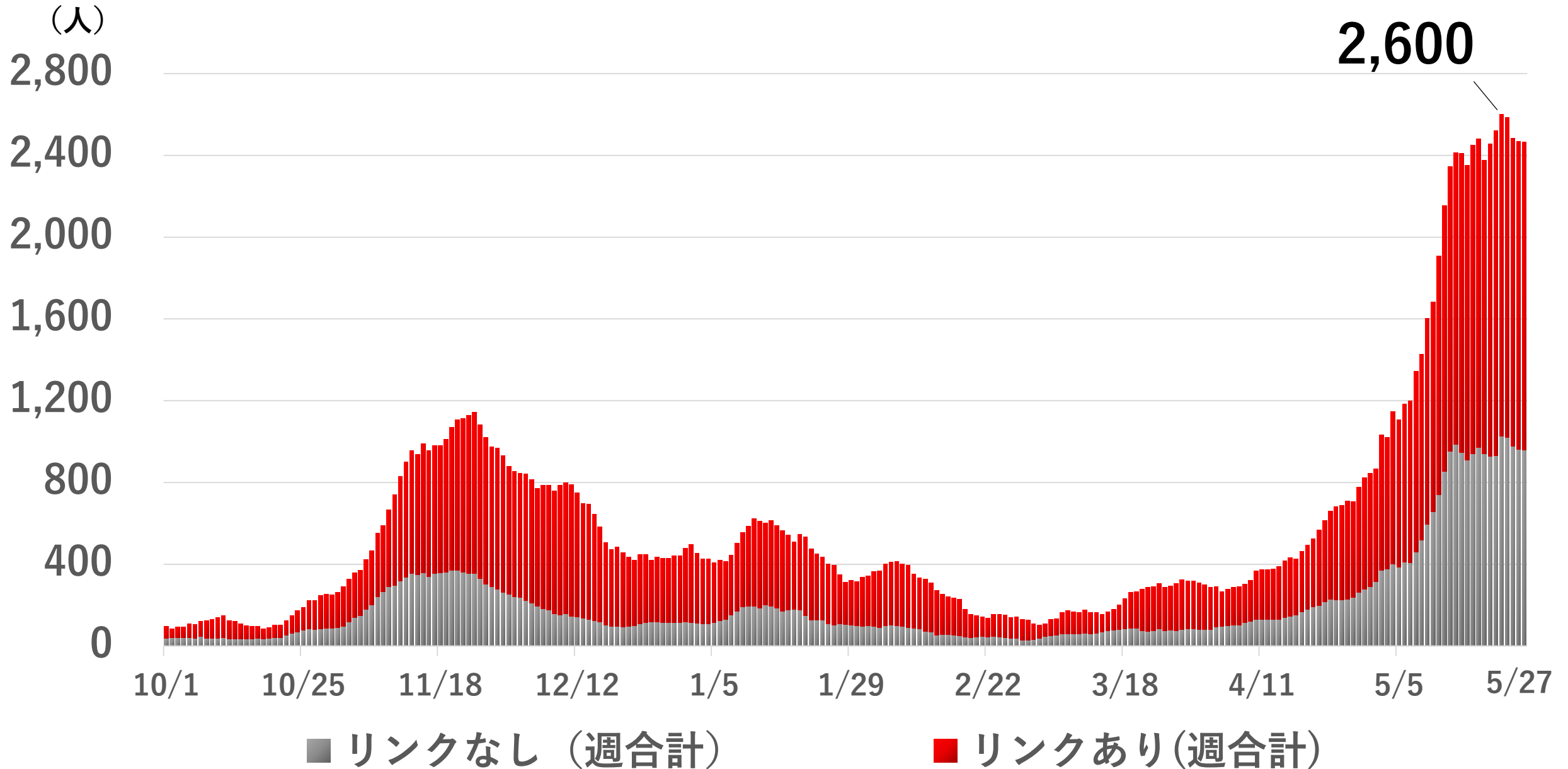
▲旭川市との共同メッセージ動画

新型コロナウイルス
感染症対策本部会議

札幌市の感染状況について

令和3年5月28日
札幌市保健所

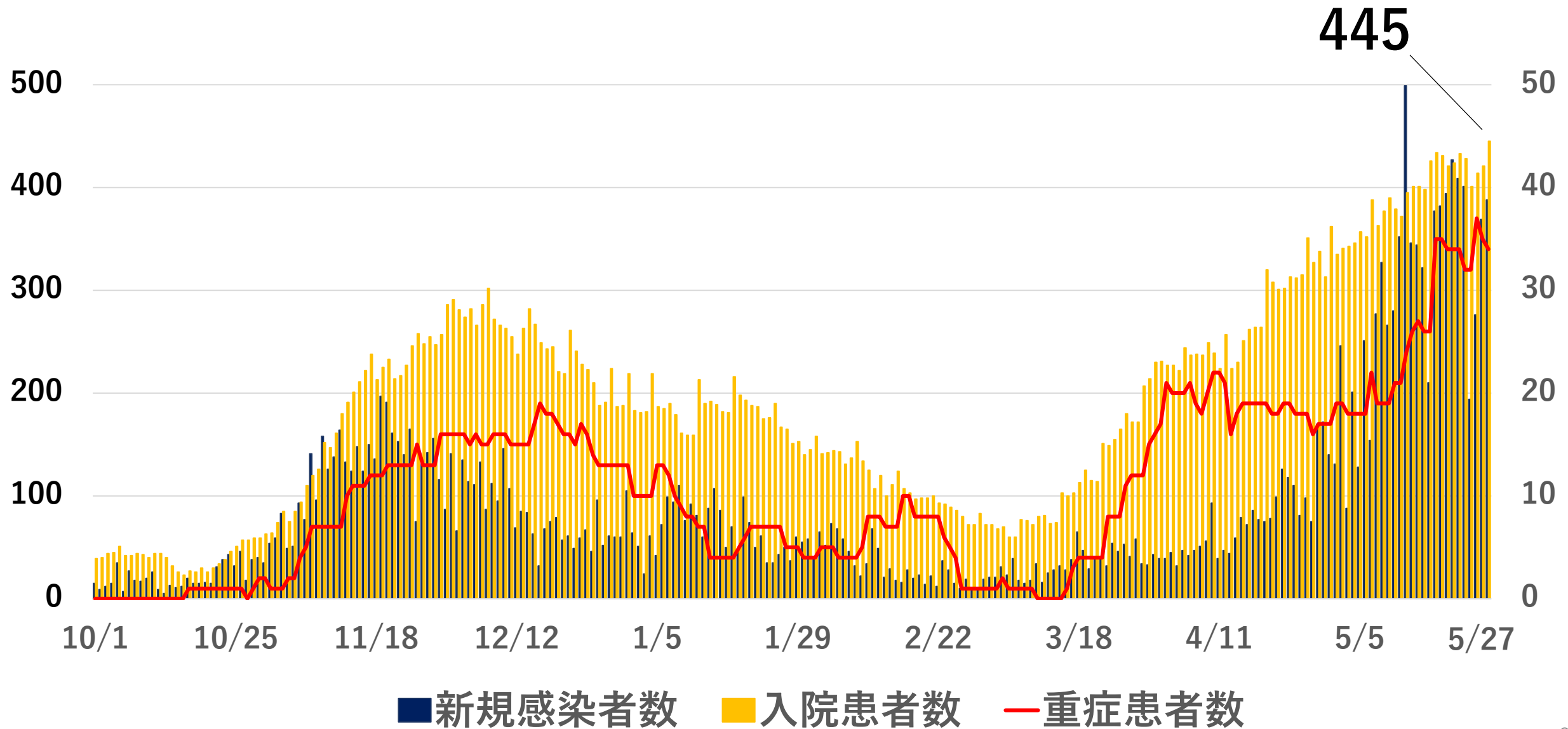
市内新規感染者数の推移



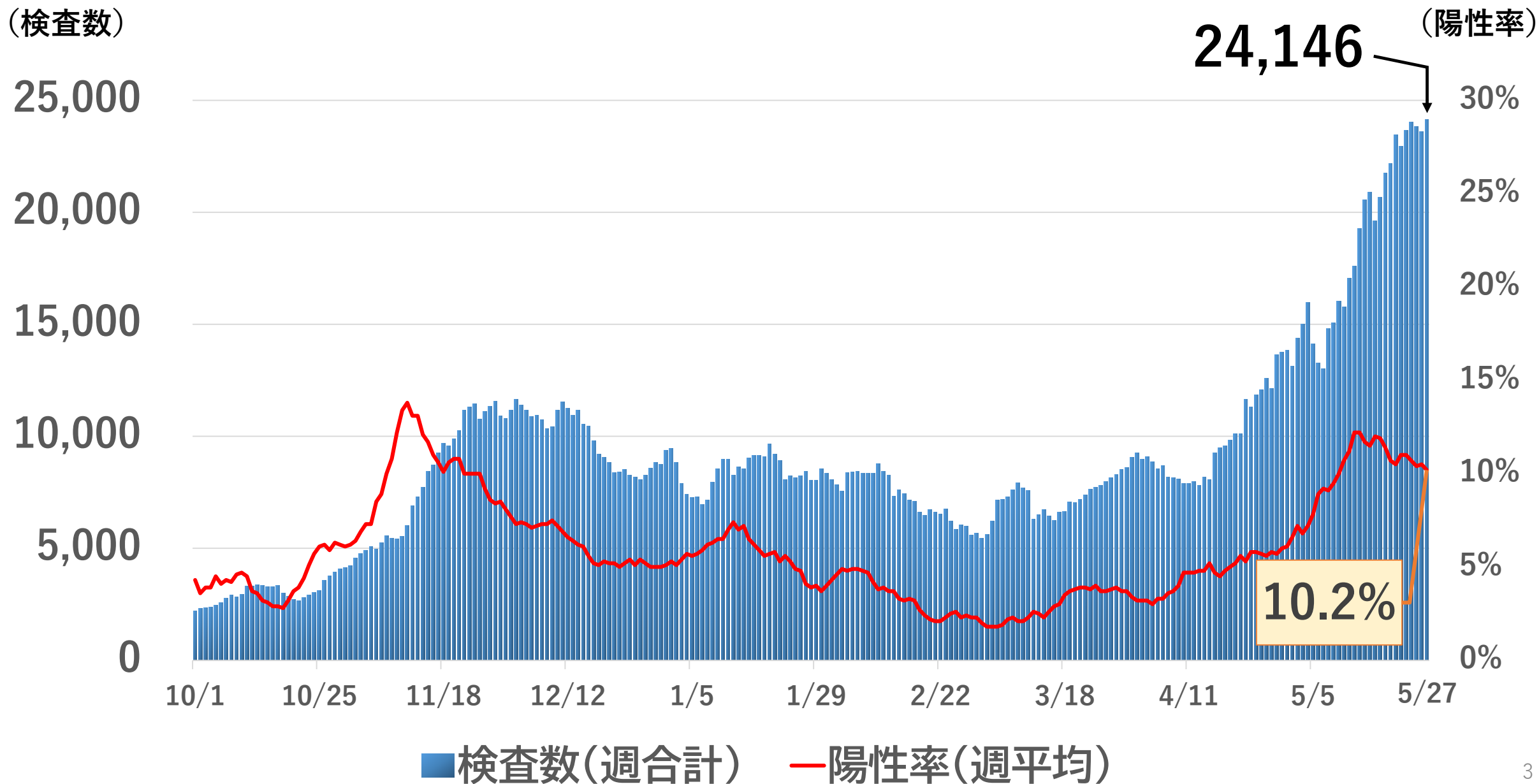
札幌市民の感染者数・入院患者数・重症患者数の推移

(新規感染者・入院患者数)

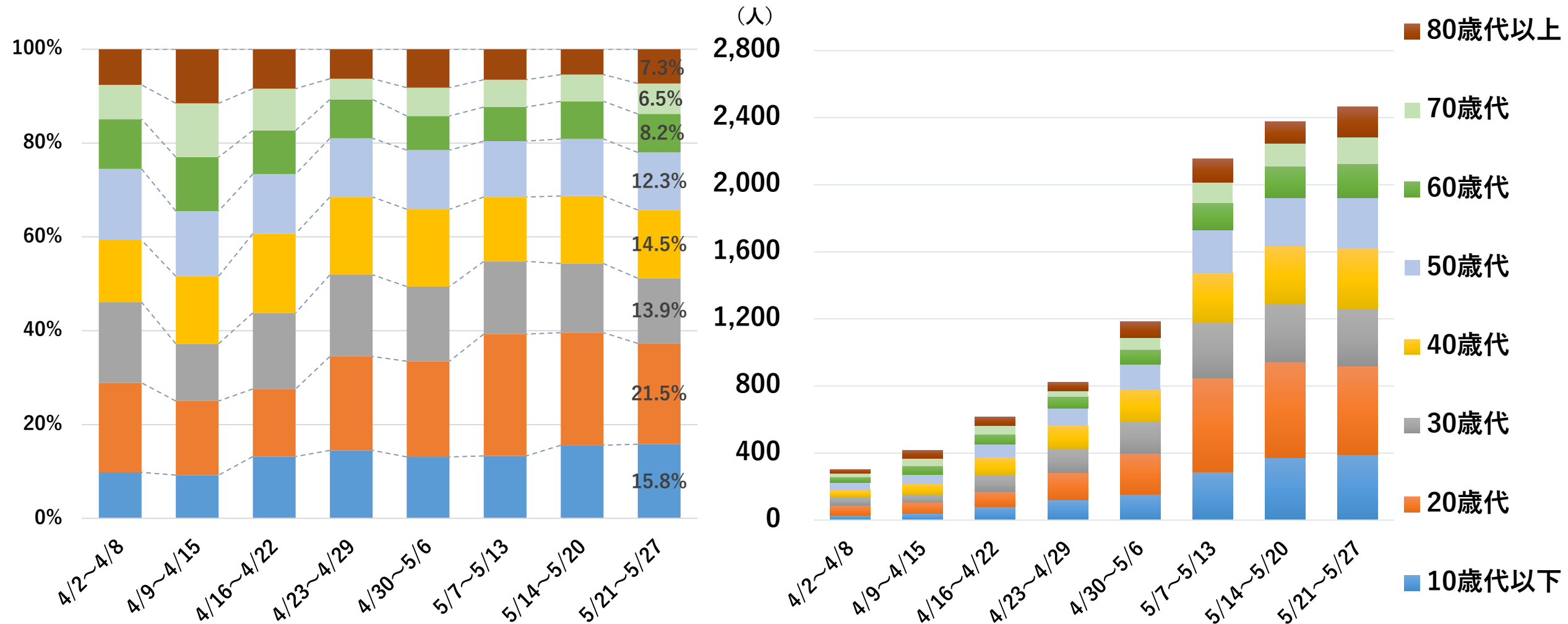
(重症患者数)



市内検査数と陽性率の推移

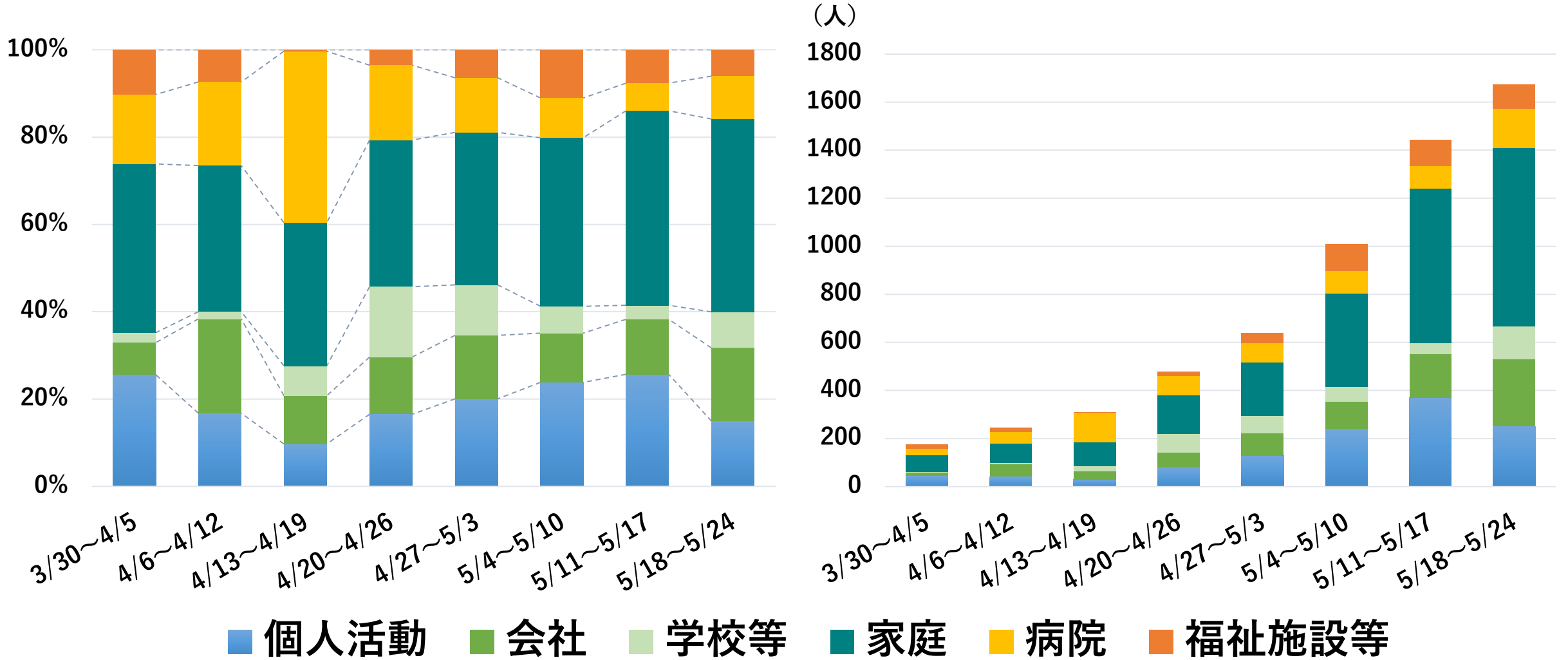


市内年齢別感染者数の割合



➤ 50歳代までの、比較的若い年代で感染が広がっている

市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



- 個人活動が減少する一方、職場での感染が増えている
- 家庭内感染が全体の4割以上にのぼっている

直近の感染事例

事例① 家庭内感染

家庭内感染から 死亡に至った事例

- 親子、祖父が同居している世帯
- 親子のうち1名が陽性
→その後全員陽性
- 祖父：陽性判明→入院→死亡

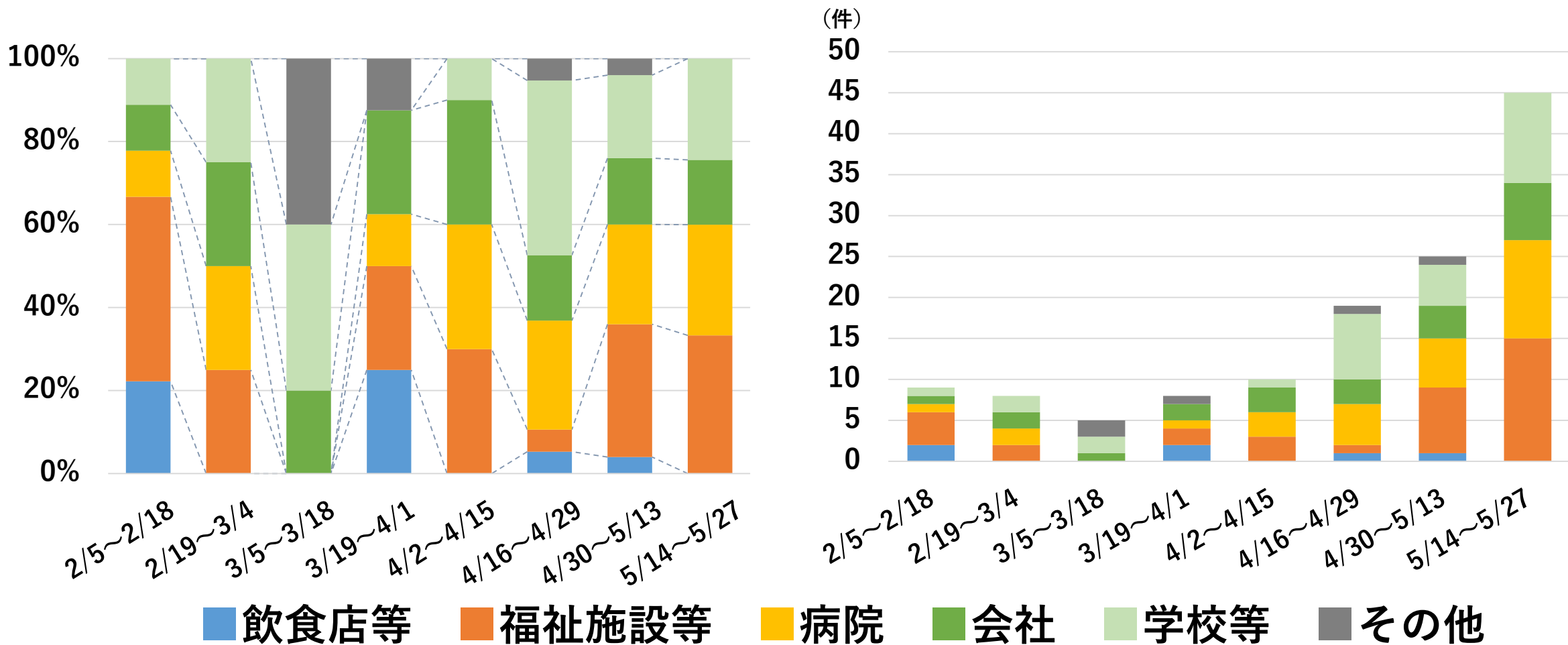
事例② 個人活動

友人同士の屋外での 飲食による事例

- GW中に20～30代男女でBBQ
- 女性A：発症→陽性
- 同席していた男性2名、女性2名→全員陽性
- 同席者のうち1名が、別の陽性者の濃厚接触者（会食）であったことが後に判明

- 市中感染の広がりにより、あらゆる場面に感染のリスクが潜む
- 簡単に、大切な人の生命や健康に危険がおよび得る状況

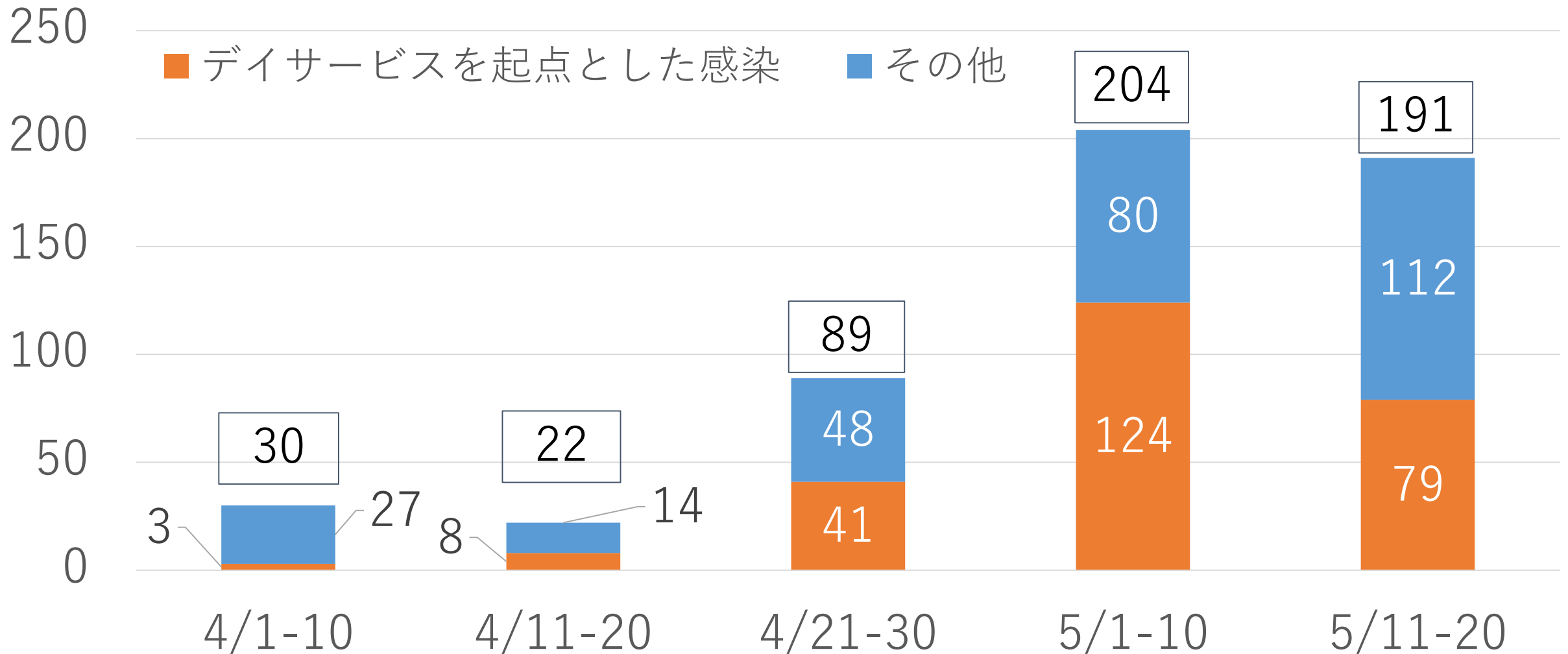
市内集団感染事例



- 福祉施設や病院での集団感染事例が急増
- 学校や保育施設での集団感染も継続的に発生している

高齢者・介護施設における新規感染の状況

- ▶ 市内での感染拡大に伴い、高齢者・介護施設での感染者が急増
- ▶ 特に、デイサービスを起点とする感染の増加が著しい



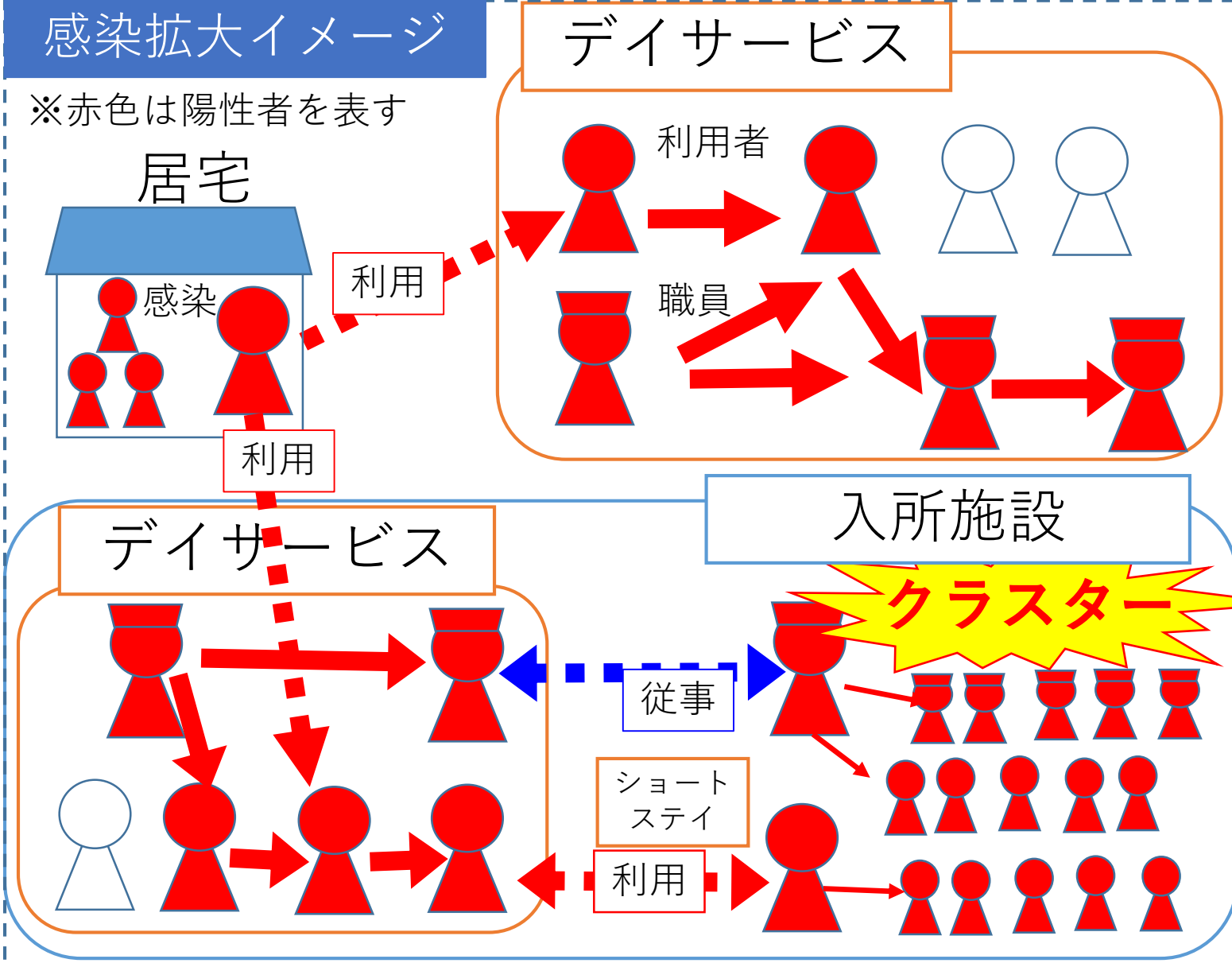
デイサービスを起点とした感染事例

■確認されている事例の特徴

- 市中感染拡大に伴い施設での感染が広がる傾向
- 陽性者が利用したサービス内での他の利用者、職員への感染
- さらに、複数のサービスの利用や、職員の他のサービスへの従事などを通じて拡大→入所施設に入り込み
- 入所施設での大規模クラスターにつながる

感染拡大イメージ

※赤色は陽性者を表す

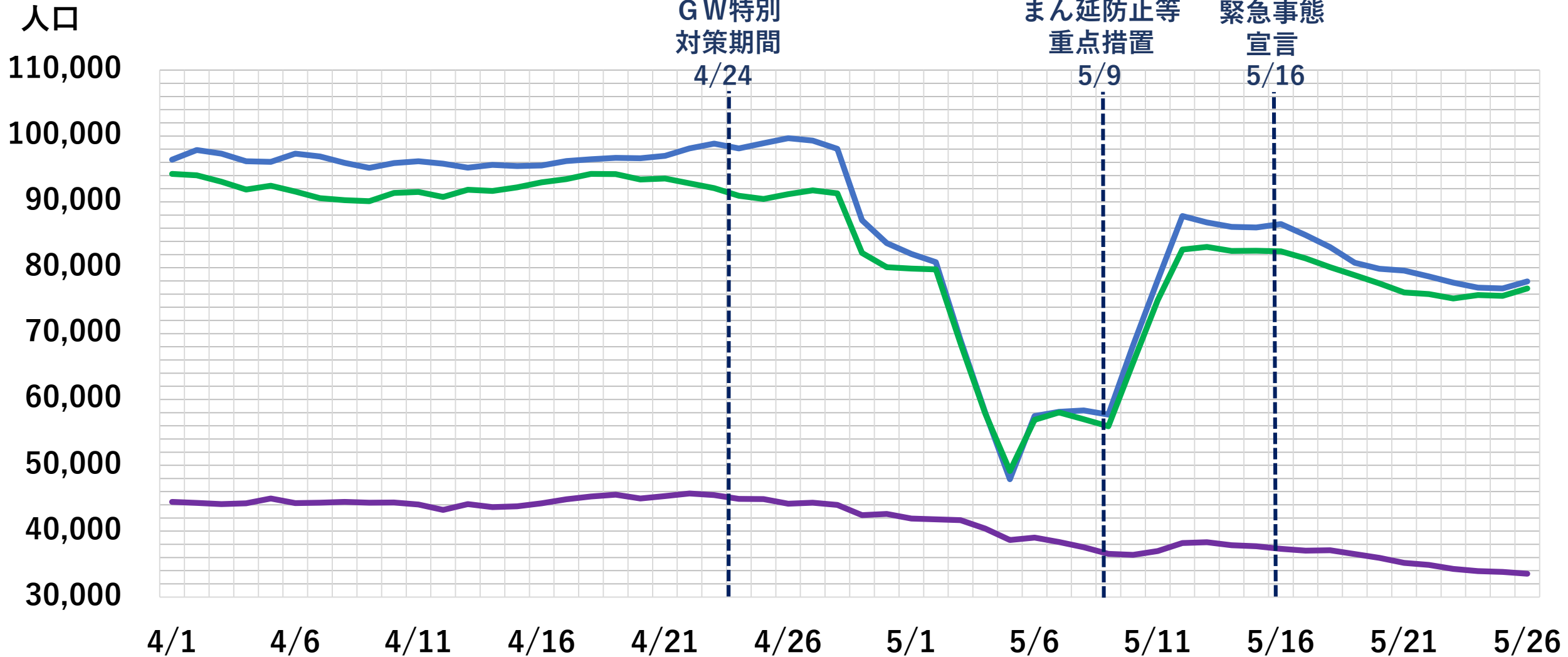


市内中心部の人出（9時、7日間平均）

—札幌駅

—大通駅

—すすきの駅

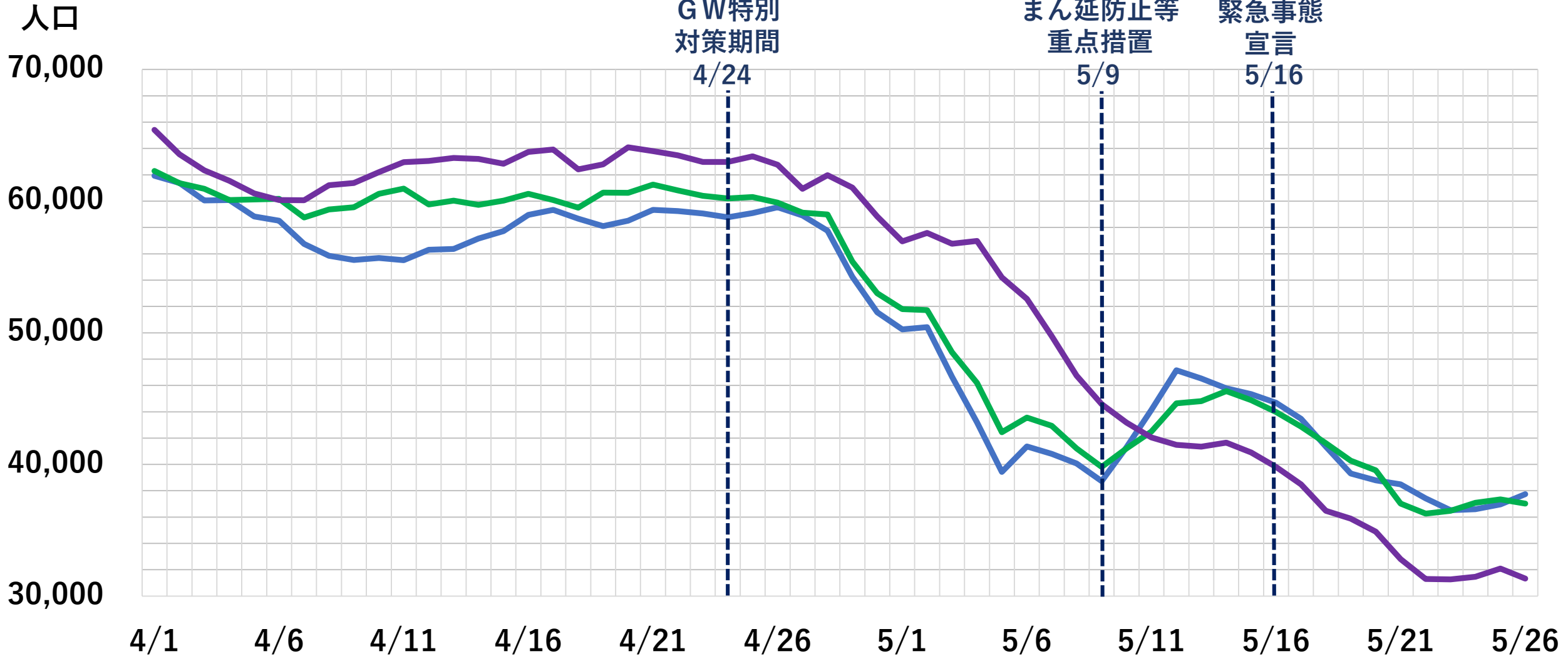


市内中心部の人出（20時、7日間平均）

—札幌駅

—大通駅

—すすきの駅



今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

- 本日の政府対策本部会議において、北海道に対する緊急事態宣言の延長が決定されたところ（実施期間：6月1日（火）～同月20日（日））。
- 本日の北海道対策本部会議において、道民・市民や事業者への要請等を含めた北海道の取組について決定されたことを踏まえ、緊急事態宣言の実施期間内に感染拡大を抑え込むため札幌市の感染拡大防止対策等を以下のとおり実施する。

2 今後の感染拡大防止対策等

※ 下線部は、緊急事態宣言（5/16）以降の新たな又は強化した取組

（1）情報提供・共有

- 市民、事業者その他の団体に向けた取組

<共通の取組>

- ・医療体制の崩壊を防ぎ、市民の命を守るため、札幌市のほか、北海道、札幌市医師会など全9機関・団体の共同で行った「札幌市医療非常事態宣言」の発令に則り、注意喚起を実施

<市民への取組>

- ・感染防止の啓発について、市公式ホームページ、Twitter、広報さっぽろ、地下鉄車内へのポスター掲出等を実施
- ・緊急事態宣言に係る市長のメッセージ動画を作成し、LINE、Twitterによる配信及び市内大型ビジョンでの放映による市民への注意喚起を実施
- ・大通公園、創成川公園及び中島公園において、夜間飲酒をするグループ等に対し、徒歩による巡回及び声掛けによる注意喚起を実施
- ・保育施設を利用する保護者に対し、感染防止に係る情報発信や可能な範囲で家庭での保育を行うよう協力を依頼
- ・市役所、区役所、市税事務所への来庁自粛の呼びかけや来庁せずにできる手続き等について、市公式ホームページ、LINE、Twitter、啓発チラシの配布等による情報発信を実施
- ・繁華街、商店街、地下鉄駅等の人の集まりやすい場所・時間帯に公用車の巡回等の方法により、外出自粛等に係る注意喚起や来庁自粛の呼びかけを実施

＜事業者その他の団体への取組＞

- ・医療機関に対し、現状における課題と対策について情報提供するとともに、感染拡大防止の徹底などの注意喚起を実施
- ・療養病床を有する医療機関に対し、クラスターの多発を踏まえて感染防止対策の徹底などの注意喚起を実施
- ・テレワークやローテーション勤務などの出勤者数削減に向けた取組等について経済団体、業界団体等を通じて、市内事業者に引き続き協力を働きかけ
- ・すすきの観光協会と連携し、定期的なPCR検査の受検勧奨や感染防止対策の優良事例などを掲載した「ススキノかわら版」を月1回程度発行
- ・NPO法人に対し、市公式ホームページ、メルマガ等により、テレワークの推進等に係る国通知及びコロナ関連補助金等の情報発信を実施
- ・事業者、団体等（スポーツ競技団体、保育施設とその職員、介護サービス事業所や障がい福祉施設など）に対し、感染防止対策の徹底などの注意喚起を実施
- ・本市発注の受注業者及び建設業関連団体（20団体）に対し、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底に関する注意喚起及び本市発注の受注業者に対し工事等の一時中止等に関する対応について周知を実施

（2）まん延防止

①市の事業関係

○市内の人流抑制及び感染防止等を図るための取組

- ・市有施設の原則休館
- ・特定健診、がん検診（実施医療機関の個別検診除く）等の休止
- ・札幌市営地下鉄・路面電車の終発時刻の繰上げ
- ・地下鉄さっぽろ駅・大通駅に検温装置を設置
- ・国土交通省（札幌河川事務所）と連携し、豊平川河川敷におけるバーベキューの利用を中止するとともに、巡回により、利用者に対し自粛の呼びかけを実施
- ・まちなかキッズサロンおどりんこ（子育てサロン）の一般利用休止の代替・補完として、オンラインによる子育てサロンを開催
- ・乳幼児健康診査、BCG接種、平日エイズ検査等の休止

②イベント関係

○北海道の要請に連動して、イベント主催者等へ働きかけを実施

(参考) 北海道のイベント開催に係る要請

- ・開催要件（人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内、無観客で開催される催物を除き営業時間は 21 時まで、酒類提供の自粛等）の遵守

③飲食店関係

- 休業等の要請に伴う北海道からの支援金の支給事務（申請受付準備、市公式ホームページによる情報提供及びコールセンターの設置等）の実施

(参考) 北海道の市内飲食店等への要請

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請（酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く）及びそれ以外の店舗への営業時間短縮要請（5 時～20 時）

- すすきの地区における定期的な店舗単位での P C R 検査の受検勧奨及び受検店舗の市民への情報提供
- すすきの地区における定期的な店舗単位 P C R 検査で感染者が発生した接待を伴う飲食店等に対し、消毒費用等の支援を継続
- 北海道が行う飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認への協力

④事業者関係

- 営業時間短縮、外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者に対する経営相談等の支援を継続
- コールセンター事業者が取り組む感染防止対策に係る費用の助成を継続
- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの 20 時以降の夜間消灯について、引き続き協力依頼
- 宿泊事業者に対する感染防止対策に係る消耗品等の購入経費の支援や、設備整備・改修経費の補助を実施
- 乗合バス事業者及びタクシー事業者に対して、感染防止対策に係る支援金を支給

⑤学校関係等

- 市内の大学・短期大学に対し、感染防止対策の徹底、部活動の原則休止、原則オンラインによる授業の実施等を要請

- 市立学校において、修学旅行や運動会、学校祭等の実施の見合わせや部活動の原則休止を実施
- 市立高等学校・特別支援学校において、通学時（登校時・下校時）の混雑を避けるため、時差通学や短縮授業など学校の実情に応じた取組を実施
- 学校における感染拡大防止のため、迅速な疫学調査の徹底や児童生徒の出席停止の基準の拡大等を実施
- 市立小中学校において、登校不安の軽減に向け、自宅での学習も可能にする取組の強化を実施

⑥ クラスタ対策

- 病院や高齢者施設、障がい福祉施設などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施
- 病院や高齢者施設等におけるクラスタ対策のための医師及び看護師の早期派遣体制の整備

(3) 医療・検査関係

- 陽性患者の受け入れ病床の拡充や医師、看護師等の人的支援の要請などを実施
- 入院調整中の患者の一時待機場所として「入院待機ステーション」を整備
- 自宅療養者への薬剤の処方やパルスオキシメーター配布の拡充
- 在宅酸素等の医療を必要とする自宅療養者等に対し、往診・訪問診療を実施
- PCR検査センターの検査枠や発熱患者等を受け入れる外来診療体制の拡充
- 感染状況に応じて、全庁から応援職員を動員し、保健所の体制を強化
- 区感染症対策室を設置し、陽性患者の疫学調査や自宅療養者の健康観察等を実施

(4) 偏見・差別等の対応

- 日本ハムファイターズと連携し、札幌ドームでの公式試合の大型ビジョンやチカホにおいて、差別・偏見防止の啓発動画の放映及びチカホや地下鉄車内窓上等にファイターズ選手の啓発ポスターを掲出
- まちづくりパートナー協定企業を通じて、差別・偏見防止啓発チラシを配布
- 郵便局（227局）、区役所、地下鉄駅構内ホーム柵等において医療従事者などに対する差別・偏見防止啓発ポスターを掲出
- 市内小中学校・高校、児童会館において医療従事者などに対する子供向け差別・偏見防止啓発ポスターを掲出

家庭保育の協力依頼の再周知について

1 趣旨

令和3年5月15日（土）から、感染防止対策として保育所等を利用する保護者に対し、家庭保育の協力を依頼した。

このたび、緊急事態宣言の延長を受け、家庭保育の協力依頼期間を延長するとともに、保護者の勤務先へ向けた協力要請を行うこととした。

2 期間

令和3年6月20日（日）まで

（現在の依頼期間は、令和3年5月31日（月）まで）

3 周知方法等

保護者向け通知文と、保護者の勤務先へ向けた協力要請文を作成し、各保育所等を通じて周知を行うとともに、札幌市子育てサイトへも掲載する。

札幌市子育てアプリ登録者に対しては、プッシュ通知でお知らせする。

休業や営業時間短縮等の要請に応じる飲食店への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、依然として感染力が強い変異株の市中への拡大を受け、新規感染者数が高止まりしており、医療提供体制も逼迫している。そこで、引き続き感染拡大の抑え込みを図るため、北海道の緊急事態措置適用の延長に基づき、知事が市内全飲食店に対し、6月1日以降も休業や営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで (20日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店・結婚式場 (変更なし)

(3) 要請内容 (変更なし)

○休業・営業時間短縮

対象	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く)	休業
酒類とカラオケ設備のいずれも提供しない飲食店等	営業時間短縮 (午前5時から午後8時)

○業種別ガイドラインの遵守

○都道府県知事が定める事項 (アクリル板の設置や入店者へのマスク着用の周知等)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり (変更なし)

➤ 中小企業⇒4万円から10万円

(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)

➤ 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで

3 要請期間と申請受付期間

要請期間	申請受付期間
4月27日から5月11日	5月12日から6月30日
5月12日から5月31日	6月1日から6月30日
6月1日から6月20日	6月21日から (予定)

教育委員会の新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 基本的な対応

教育委員会においては、手洗いや健康観察、検温等の基本的な感染症対策は「札幌市における教育活動のガイドライン」に基づき、各学校で実施している。

また、初期対応を迅速かつ丁寧に行うことで学校内での感染防止に努めている。

※ 初期対応等の詳細は、別紙1のとおり。

2 市立学校の感染者数・学級閉鎖等

別紙2のとおり。

3 教育委員会の主な取組

	内 容
1	部活動の原則休止
2	学校施設の目的外使用許可（少年団等の利用）の休止
3	修学旅行等の延期
4	感染リスクが高い学習活動の原則禁止
5	当該校の教職員・児童生徒以外は、入園・入校を原則禁止
6	教職員研修の延期等
7	運動会や校外学習などの学校行事の延期
8	高等学校・特別支援学校の時差通学・短縮授業等の通学時の混雑を避ける取組
9	児童生徒の出席停止の基準の拡大
10	教職員の在宅勤務の期間拡大

4 新たに強化する取組

登校不安の軽減に向け自宅での学習も可能にする対策の強化

⇒オンライン、オフラインを活用した学習支援、教育相談（心のケア）のさらなる充実により、登校不安を抱える児童生徒が無理に登校せず自宅で学習することを選択しやすくする。

札幌市立園・学校の子ども（教職員）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業について

※「学校」の表記には、幼稚園を含みます。

子ども（教職員）に感染者が出た場合（1人目）

休校（濃厚接触者の特定と消毒終了まで）

事前調査の徹底による濃厚接触者の迅速な特定
毎日の消毒作業
により休校の実績はない

- ①感染者の在籍（担任）学級又は学年
- ②感染者と濃厚接触のある学級又は学年

学級閉鎖又は学年閉鎖

※状況に応じ選択
※当該学級又は学年の児童生徒はすべて濃厚接触者とみなす

- ③感染者の兄弟姉妹
- ④在籍校の濃厚接触者
- ⑤他校の濃厚接触者
- ⑥濃厚接触者（検査結果未判明）の兄弟姉妹

個別に出席停止

複数の教職員が濃厚接触者のため
学校の運営に支障がある場合

休校

札幌市立園・学校の子ども（教職員）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業について

※「学校」の表記には、幼稚園を含みます。

子ども（教職員）に感染者が出た場合（2人目以降）

【考え方】学校で感染拡大の可能性があれば休校とする。

新たな感染者が
①～⑤の子どもの場合

追加の対応なし

※すでに閉鎖しており、
これ以上の感染拡大がない

新たな感染者が①～⑤以外の子どもの場合で
・1人目からの感染だった場合
・1人目との関連が不明の場合

休校

※学校内で
感染拡大が続く場合

1人目とは別経路で
感染者が出た場合

1人目の感染と
同じ対応
(学級又は学年閉鎖)

市立学校の感染者数・学級閉鎖等について

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校 中等教育学校 特別支援学校	合計	備考
学校数	9	197	97	13	316	5/1時点
学級閉鎖事案発生校数	1	50	30	1	82	4/1～5/27まで
児童・生徒数 (A)	530	89,120	43,551	7,849	141,050	5/1時点
感染者数 (B)	1	287	142	25	455	4/1～5/27まで
感染率 (B/A)	0.19%	0.32%	0.33%	0.32%	0.32%	
教職員 (C)	111	5,921	3,193	868	10,093	5/1時点
感染者数 (D)	2	41	20	2	65	4/1～5/27まで
感染率 (D/C)	1.80%	0.69%	0.63%	0.23%	0.64%	
学級数 (E)	27	3,327	1,480	246	5,080	5/1時点
学級閉鎖数 (累計) (F)	1	77	42	2	122	4/1～5/27まで
発生率 (%) $E \div F \times 100$	3.7%	2.3%	2.8%	0.8%	2.4%	4/1～5/27まで
学級閉鎖数 (5/27時点) (G)	0	19	24	0	43	
閉鎖学級率 (%) $G \div E \times 100$	0.0%	0.6%	1.6%	0.0%	0.8%	5/27時点

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（5/27 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者	軽症・中等症	重症	死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
22,828	5,130	5,096	34	585	17,113

(2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	8	885	2,402	1,703	1,584	1,330	939	761	501	153	170	10,436
女性	2	670	2,303	1,470	1,497	1,270	916	827	797	496	227	10,475
非公表	12	16	32	18	10	15	10	13	6	2	1,783	1,917
計	22	1,571	4,737	3,191	3,091	2,615	1,865	1,601	1,304	651	2,180	22,828
現在患者		329	989	697	728	651	448	385	298	145	460	5,130
陰性確認者	22	1,242	3,748	2,493	2,359	1,951	1,365	1,071	783	367	1,712	17,113
死亡者				1	4	13	52	145	223	139	8	585

2 対応状況

(1) 対策本部等

5月15日	第17回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を抑え込むためには、北海道が示した緊急事態措置の実効性を高めることが極めて重要であることから、様々な機会を捉えて、要請内容を市民、事業者に働きかけるとともに、飲食店への見回りなどについても、北海道と連携しながら着実に実施すること。 ・入院までの一時待機場所として新設予定の「入院待機ステーション」については、5月17日の朝から確実に稼働できるよう万全の準備を整えること。 ・各区に設置することとしている対策室について速やかに運営を軌道に乗せ、健康観察や疫学調査などの業務を確実に遂行すること。また、これに伴い縮小せざるを得ない区の業務などについては、市民に対し丁寧に説明していくこと。 ・今後は、ワクチン接種の問合せや相談の増加が見込まれることから、きめ細かな情報発信や市民が安心してワクチン接種を受けられる体制の確保に努めること。
5月13日	第16回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の命や健康を守るために、保健所機能を最大限に高める緊急対応体制の構築が急務であることから、各局区は感染症対策に関する業務

	<p>を最優先とすること。</p> <p>とりわけ、市民生活の最前線に立つ区役所においては、各区にコロナ対策室を設置し、陽性患者の疫学調査や増加が予想される自宅療養者の健康観察等の業務に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人流の抑制を更に加速させるため、全庁的に、感染症対策業務や市民生活に著しい支障が生じる業務に携わる職員以外は、テレワークを活用するなどにより出勤者の削減に取り組むこと。 ・陽性患者の受け入れ病院の更なる増床に向けて、感染症法に基づく要請について、札幌市医師会と協議を進めるとともに、受け入れを行っていない病院に対して、人的支援の要請を進めること。 <p>また、入院待機ステーションや、自宅療養・宿泊療養患者の状態悪化に対応する医療施設など、緊急時に対応可能な拠点を早急に整備すること。</p>
5月8日	<p>第15回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まん延防止等重点措置」実施期間における感染拡大防止対策については、政府の基本的対処方針に基づき、北海道と連携しながら、迅速に実施すること。 ・現在のペースで感染者が増え続けると、入院できない患者が増えてくる事態が想定されることから、北海道と連携しながら、市外の医療機関への搬送や、宿泊療養施設、自宅療養などの体制の整備を早急に進めること。 ・現下の感染状況や医療提供体制の危機的な状況を乗り越えていくため、より多くの方に、一刻も早くワクチンを接種していただくことが重要であることから、国や企業にも協力を仰ぐなど、ワクチン接種体制の更なる強化に取り組むこと。 ・感染拡大防止に向けては、人流の抑制、人と人との接触機会の削減が重要であることから、市内事業者に対し、時差出勤、テレワークのみならず、休暇の取得促進のほか、業務時間の短縮などの取組を行い、出勤者数の7割削減を目指し、経済団体と連携して、より一層積極的に働きかけること。 ・感染拡大防止に向けた取組を確実に実施するための財源措置や、より効果的な感染拡大防止策を推進するための必要な法整備などについて適時、国に要望していくこと。
5月5日	<p>第14回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の営業時間の短縮、時差出勤、テレワークの推進や、主要な観光施設等への夜間消灯の要請などについて、早急に進めること。 ・「まん延防止等重点措置」が適用された後の対策についても、大規模な集客施設等への時間短縮などの働きかけや、市営交通をはじめとする交通機関の減便など北海道と緊密に連携し、直ちに実施できるよう万

	<p>全の準備を整えておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 変異株の影響もあり、学校においても、子どもの感染が拡大していることを踏まえ、市立学校における修学旅行などについては、当面の間、実施を見合わせるほか、部活動の原則休止の延長などについて検討すること。なお、各学校において、引き続き、感染症対策を徹底のうえ、教育活動を継続すること。 現在、過去最大規模の感染状況であり、応援職員の配置も、第3波を上回る規模で対応しているが、今後の更なる感染拡大の場面にも迅速に対応できるよう、応援体制強化を最優先事項として準備を加速化すること。
5月5日	北海道知事、札幌市長、札幌市医師会会長、北海道医師会会長、北海道病院協会理事長、全日本病院協会北海道支部長、日本病院会北海道ブロック支部長、日本社会医療法人協議会北海道支部長、北海道看護協会会長と連名で、「札幌市医療非常事態宣言」を発出
5月3日	北海道知事と札幌市長の意見交換
5月2日	<p>第13回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の整備について、感染拡大に伴い、病床のひっ迫が厳しい状況にあることから、入院受入病床、後方支援病院、医療従事者の更なる拡充や宿泊療養体制の強化を進めるなど、適切な医療提供や療養について更なる整備を推し進めること。 感染拡大防止対策については、市内の人流を抑制し、人と人との接触を更に減らすため、市有施設の休館や夜間ライトアップの中止について、準備が整い次第、早急に実施すること。 加えて、多くの人が集まる主要な観光施設の夜間ライトアップや、繁華街の広告の消灯などについて、関係者に協力を要請すること。 人と人との接触を徹底的に減らすために、各区においては、区内の繁華街などにおける、不要不急の外出自粛の呼びかけなど、市民の行動変容を促す取組を行うほか、町内会、老人クラブなど、あらゆる地域ネットワークを活用し、市民への更なる注意喚起を改めて推し進めること。 更なる感染拡大に備えた準備については、北海道へ「まん延防止等重点措置」の適用について、国との協議をさらに加速させるよう要請することから、あらゆる事態を想定した万全の準備を進めること。
4月30日	北海道知事、札幌市長と連名で「ゴールデンウィーク」緊急メッセージ
4月27日	北海道知事、札幌市長、北海道医師会会長、札幌市医師会会長、北海道病院協会理事長、北海道看護協会会長と連名で、医療従事者からの緊急メッセージ

4月23日	<p>第27回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型連休中は、人の移動が活発になり、感染リスクが高まる時期であることから、更なる感染拡大を抑えるため、部活動の原則休止や4月24日から5月11日における市有施設の夜間利用の休止など、人と人の接触を減らすための強い措置を、関係機関と連携しながら早急に進めること。 ・コロナ患者の入院受入れを行う医療機関や営業時間短縮に協力する事業者等への支援について、補正予算に盛り込む予定であることから、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。 ・感染状況に応じた市内の応援体制を確立し、これまでも応援職員を配置してきたところであるが、変異株による感染拡大を抑え込むためには、検査体制の拡充や濃厚接触者の早期把握など、更に多くの人員が必要であることを踏まえ、昨年11月から12月のいわゆる第3波を超える人員を確保するなど、更なる体制強化に努めること。 ・北海道において、直近1週間の10万人当たりの新規感染者数が15人を超え、「まん延防止等重点措置」の要請に向けた検討に入った状況を踏まえ、札幌市としても北海道と連携し、国への要請や「まん延防止等重点措置」適用後の対策について準備を進めること。
4月21日	北海道知事と札幌市長の意見交換
4月15日	<p>第26回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の感染拡大に備え、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合であっても十分に検査可能な体制の整備、拡充を進めること。 ・人流の抑制と感染防止のため、区民センターなどにおける施設において、利用人員や施設内における飲食の制限などを実施するとともに、他の市有施設においても、早急に検討して対応すること。 ・今後の感染拡大に備え、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合であっても十分に検査可能な体制の整備、拡充を進めること。 ・市内の飲食店における感染防止対策の徹底、店舗から利用客への啓発を促進するための取組について、より実効性のある対策を検討して実施すること。 ・最近になり、職場や学生間での新規感染者が確認されていることから、市内の事業者や大学等に対し、これまでの情報発信に加え、必要に応じて意見交換の場を設け、具体例を示し、感染防止対策の更なる理解と協力を促すなど、必要な対策を実行すること。
4月15日	北海道知事と札幌市長の意見交換
4月9日	<p>第25回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変異株症例については、引き続き分析を進め、今後も分析結果などの情報を、具体的な事例を含めて、わかりやすく発信することで、市民や事業者の行動変容を促していくこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の医療提供体制は大変厳しい状況にある。入院受入病床や後方支援病院、医療従事者の拡充などに取り組むとともに、大型連休は例年、多くの医療機関が休診となる状況を踏まえ、診察・検査に対応できるよう、市内の医療機関へ協力を依頼するなど、医療提供体制の更なる整備に努めること。 ・花見の時期を控え、公園や炊事広場などにおける感染対策として、利用の休止などをお願いする状況であることから、これらを着実に実施すること。また、人が集まる場所やイベント会場などでの感染事例が見られることから、他の市有施設においても、引き続き、感染対策を徹底すること。
4月1日	<p>第24回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年から続く新型コロナウイルス感染症との戦いは、いまだ収束の目途が立たない状況にあることから、新年度においても感染症対策を市政の最優先事項として、継続的かつ強力で推し進めること。 また、感染状況に応じて、速やかに保健所への必要な職員応援体制が構築できるよう、万全の準備を整えておくこと。 ・市内の感染状況は区によって状況が異なり、変異株の感染スピードが速いことから、身近なところで感染が発生していることや感染対策の徹底について、様々な場面や媒体を活用し、注意喚起を行うこと。 ・変異株の感染力の強さや感染拡大の速さは、これまで以上に警戒が必要であることを踏まえ、市有施設において、手指消毒がより徹底されるよう取り組むこと。 ・子育て世帯への特別給付金については、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。
3月26日	<p>第23回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変異株による感染拡大を抑え込むため、保健所の体制を強化し、疫学調査の徹底や検査対象の拡大等に引き続き取り組むとともに、感染力の強さを踏まえた適切な感染対策が徹底されるよう、関係機関と連携しながら、早急に推し進めること。 ・変異株による感染はこれまでより、短い期間で拡大するおそれがあることから、医療機関や宿泊療養施設の体制の整備、適切な医療提供や療養について万全の準備を整えておくこと。
3月25日	<p>第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</p> <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内感染状況 ・集中対策期間の取組 ・変異株への感染状況 ・ワクチン接種

3月6日	第12回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた取組について、関係機関と連携しながら、着実に進めること。 ・4月までの供給量は極めて少ない状況であるが、今後のワクチンの供給時期や数量に応じて、柔軟かつ迅速に接種を開始できるよう、万全の準備を整えておくこと。
2月13日	第11回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・3月以降の感染リスクの高まる時期を見据え、2月末までの2週間で徹底的に感染拡大を抑えていく必要があることから、今後の感染拡大防止策について、関係機関と連携しながら、強力に押し進めること。 ・北海道から要請のあった時短要請を、実効性のある対策とするためには、多くの対象事業者の理解と協力をいただく必要があることから、支援金の支給などが円滑に行われるよう、北海道と協力してしっかり取り組むこと。 ・ワクチン接種を円滑に実施するため、医師会や医療機関などとも連携し、会場や人材の確保、市民からの相談対応など、必要な準備を速やかに進め、適宜市民に正確な情報を提供するよう努めること。
1月14日	第10回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、北海道が定める「警戒ステージ3」相当となる1日当たりの新規感染者数42人未満にすることを目標とする。そのために、飲食を伴う場面の対策や人流抑制対策、集団感染対策などについて、関係機関と連携しながら着実に進め、市内の感染拡大の抑止に取り組むこと。 ・市内の接待を伴う飲食店に対し、勉強会や、今後開催する研修会など、事業者と連携した取組を進めるとともに、感染拡大の防止に持続的に取り組む店舗を増やし、対策の実効性を高める仕組みを検討すること。
2021年 1月7日	第22回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・1都3県における緊急事態宣言の発令や全国的な感染拡大傾向を踏まえて、国や他自治体の取組状況などが日々刻々と変わることが想定される。1月15日までの集中対策期間が終了したのちの感染拡大防止対策については、これらを情報収集し、北海道とも連携したうえで、より効果的な対策を検討すること。 ・感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象区域となる1都3県への出張については、やむを得ない場合を除き、控えることとし、オンライン会議などを積極的に活用すること。
12月24日	知事、北海道市長会長、北海道町村会長と連名で、静かな年末年始に向けた共同メッセージ

12月24日	<p>第21回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院受入病床や後方支援病院、人的支援などの拡充に取り組むなど、引き続き医療提供体制の整備に努めること。 ・接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮等の要請について、引き続き協力を依頼すること。また、北海道と連携しながら、店舗への感染対策の普及啓発や、積極的なPCR検査の実施など、実効性の高い感染防止対策を継続すること。 ・営業時間短縮要請に係る協力支援金やホテルへの感染症対策支援のほか、国から提示のあったワクチン接種のための準備経費を、補正予算に盛り込む予定であることから、迅速に実施できるよう、スピード感を持って進めること。
12月16日	<p>第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</p> <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月28日以降の感染防止対策の取組 ・市内感染状況 ・医療提供体制
12月10日	<p>第20回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・福祉施設において、集団感染が多数発生している状況にある。これを踏まえ、陽性者の早期発見や早期介入など対応を強化し、引き続き、まん延防止に取り組むこと。 また、医療機関や関係団体などに情報提供し、その協力のもと、受入病床や医療従事者の確保など、医療提供体制の更なる整備に努めること。 ・すすきの地区は、これまでも営業時間短縮等の要請をしてきたが、継続についての要請をすること。なお、長期に渡り、多大な負担をかけていることも踏まえ、事業者に必要な支援が行き渡るよう、北海道とも連携して対応するとともに、事業者や関係団体との対話などを通じ、すすきの地区を安心・安全に利用してもらうための仕組みづくりについても迅速に進めること。 ・市内全域の感染拡大防止のため、感染対策の更なる徹底を広報するとともに、医療・福祉施設で働く方の健康管理を徹底するために、対策の検討を早急に進めること。 ・感染拡大の影響によって、退職や休業などを余儀なくされた方への支援に取り組むこと。また、閣議決定される見込みの「ひとり親世帯を対象とした臨時給付金」について、必要な方々へ、年内に行き渡るよう迅速な対応をすること。 ・大晦日の地下鉄の延長運転については中止とするが、例年と異なる取り扱いとなることから、周知を徹底し、市民に混乱を招くことがないよう努めること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始に開催予定のイベントなどについては、現下の感染状況を踏まえ、改めて主催者の方々に対し、その開催を慎重に判断するよう依頼すること。 また、施設管理者に対しても、これらを踏まえ、更なる感染防止対策の徹底を依頼すること。
11月26日	第19回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い感染者の拡大を防ぐため、医療機関や福祉施設における感染者の早期発見や、クラスター疑い事例に対する早期介入など引き続き取り組み、病床の拡充と適切な医療提供に努めること。 ・市内の接待を伴う飲食店への休業要請、すすきの地区における酒類提供を行う施設への営業時間等の短縮要請に係る取組を進めること。 また、引き続き、事業者や関係団体との対話などを通じて、実効性の高い感染拡大防止対策に取り組むこと。 ・感染拡大防止の取組や、離職を余儀なくされた方、ひとり親世帯など、感染症による生活への影響が大きい方への支援について、補正予算を提案する予定であることから、迅速な実施ができるよう、スピード感を持って進めること。 ・国のG o T o トラベル事業の一時停止、集中対策期間の延長とより強い協力要請によって影響を受ける事業者に対して、必要な支援が行き渡るように、北海道と連携しながら迅速に対応を進めること。
11月17日	第18回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制のひっ迫度が増していることから、市内の医療機関に正確な情報を速やかに提供し、協力いただきながら病床の確保に努めること。 ・療養者数が急増していることから、宿泊療養施設での円滑な運営や自宅療養者に対する健康管理の徹底に努めるなど、適切な医療提供体制を確保すること。 ・すすきの地区の接待を伴う飲食店等に対しては、引き続き、様々な方法でアプローチを行い、感染防止対策の周知・徹底に努めること。 ・多くの方が利用する市有施設などにおいては、これまでも感染予防策を講じてきたところだが、今一度、感染予防対策を徹底すること。 ・これまでも保健所に応援職員を配置するなど、対策強化に努めてきたが、感染者の急増を受けて、業務量が急増している現状を踏まえ、さらに各局区における一部の業務を中止や先送りなどにより人員を生み出し、感染症対策の業務を最優先に取り組むこと。
11月16日	北海道知事と札幌市長の意見交換
11月7日	第17回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の警戒ステージが3に引き上げられた状況から、感染拡大によ

	<p>る医療提供体制への負担を緩和するため、感染拡大防止に向け、より強い対応が必要となっている。まず、市民に行動変容を呼びかけ、感染リスクを下げる行動の徹底を促すことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疫学的観点による現状分析を踏まえ、すすきの地区の感染状況をより詳しく分析したところ、長時間におよぶ飲酒を伴う会合などはリスクの高い場面であることから、改めてこれらを広報していくとともに、若年層に向けたSNSによる情報発信をするなど、市民の行動変容につながる啓発にさらに取り組むこと。 ・すすきの地区におけるPCR検査の受検勧奨や検査体制の拡充を進めるとともに、店舗経営者への研修会などを通じて、感染予防策の徹底を促進していくこと。 <p>また、感染者が発生した店舗などへのアフターフォローも含めて、感染防止策の徹底を促すために、日ごとのコミュニケーションを強めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月以降、新たなクラスターの発生やその連鎖が確認されていることから、営業時間短縮等の強い措置を実施することはやむを得ない状況であるが、実施に当たっては、経済的影響に十分に配慮する必要があることから、店舗への時短要請に伴う協力支援金を速やかに支出するよう、事務処理を進めること。 <p>また、その財源については、北海道に対し、応分の負担協力の依頼を行っているところであるから、北海道と調整しながら取組を進めること。</p>
11月14日	北海道知事と札幌市長の意見交換
10月28日	<p>第16回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、季節性インフルエンザの流行により、発熱者の増加が想定されることから、発熱外来等の体制強化を進めるとともに、多くの市民に利用してもらうための周知徹底に取り組むこと。 ・ここにきて感染者が増え、保健所の業務が非常に増えている状況であるが、この難局を乗り越えるため、今後も感染状況に応じて、保健所の応援職員の増員など、感染症対策業務を最優先とし、全庁一丸となって取り組むこと。 ・若年層や繁華街に向けた感染拡大防止策のほか、家庭や職場などの場面においても感染するケースが増えていることから、北海道と連携しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ること。 ・10月末のハロウィンを始めとした、クリスマスや大晦日などの多数の人が集まる季節のイベントに対しては、必要なタイミングで繰り返し注意喚起を実施し、イベントの安全性を担保するための必要な感染防止対策を講じること。 <p>また、すすきの対策については、国の専門家のアドバイスをいただき</p>

	ながら、国や道との連携を強化し、取組や検討を進めること。
10月26日	第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 <議題> ・新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況 ・インフルエンザ流行期に向けた対応 ・感染拡大防止策の今後の取組
10月14日	北海道知事と札幌市長の意見交換
9月16日	第15回感染症対策本部会議 指示事項 ・9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントの類型により収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。 ・「Go Toトラベル」事業については、東京から旅行で来られる方が増えると予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていただくよう周知徹底すること。 ・第3回定例市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。
8月27日	第14回感染症対策本部会議 指示事項 ・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。 ・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。 ・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。
7月28日	西村 内閣府特命担当大臣と指定都市市長（6都市）とのWEB会議
7月28日	第13回感染症対策本部会議 指示事項 ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区に

	<p>おいては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。 ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。
7月9日	<p>第12回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。 ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。 ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。
6月18日	<p>知事、北海道市長会会長、北海道町村会会長との意見交換（Web会議）</p>
6月18日	<p>第11回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。 ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策な

	ど市内経済の回復に向けた取組について検討すること。
5月30日	<p>第10回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分りやすい位置に「北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。 ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること
5月26日	<p>第9回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等、北海道と連携して検討すること。 ・第2回定例市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。 ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。 ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。
5月22日	<p>第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。 ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向

	<p>けた準備を進めておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。
5月15日	知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ第3弾
5月15日	<p>第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。 ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、同様に検討すること。 ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。
5月8日	知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ第2弾
5月5日	<p>第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。 ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。 ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。

	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全庁一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。
5月1日	<p>第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。 札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。 宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR検査体制の強化を図ること。 各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。 この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。
4月30日	知事、北海道市長会長、北海道町村会長との連名で緊急メッセージ

4月24日	<p>第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。 ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。 ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。 ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。 ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。
4月18日	<p>第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。 ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。 ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。 ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないように、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。
4月17日	北海道知事と札幌市長の意見交換

4月13日	<p>第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。 ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携して進めること。 ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること。 ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること。
4月12日	<p>北海道知事と札幌市長の意見交換 北海道・札幌市緊急共同宣言</p>
4月10日	<p>第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。 ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。
4月8日	<p>第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。 ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。 ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断し

	<p>た場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。
4月2日	<p>第8回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。 今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。 市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。 市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。 なお、再開後であっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。
3月27日	<p>第7回感染症対策本部会議 指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。 なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様に混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。 経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。 引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。 医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先

	<p>ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。 ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。 ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。 ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。 ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。 ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。
3月23日	<p>第6回感染症対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないように、準備をすること。 ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。 ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること

3月20日	北海道知事と札幌市長の意見交換 ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。
3月17日	第5回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。 ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくることが想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。 ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。 ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。 ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。 ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願う。・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底を願う。 ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくようお願いする。
3月6日	道対策チームへリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））
3月3日	札幌市感染症対策室設置
2月29日	第4回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。 ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。 ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。 ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。 ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないように、特に注意すること。
2月22日	第3回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度(2/23~3/15)、原則中止または延期とする。
2月18日	第2回感染症対策本部会議 指示事項 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築
2020年 1月30日	第1回感染症対策本部会議

(2) 相談・検査・医療提供体制等

①相談件数 (5/26 現在)

- ・救急安心センター【#7119】(累計)：196,032件【前週比+6,484】
- ・一般相談【011-632-4567】(累計)：140,382件【前週比+3,211】

②検査件数 (5/26 現在)

- ・総検査数 362,180 検体【前週比+24,605】

③検査体制

- ・11月19日 検査体制の更なる強化のため第2PCR検査センターを設置
- ・7月23日 すすきの地区を対象とした臨時PCR検査センターを設置
- ・5月1日 PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを設置

④ 医療提供体制等

【2021年】

- ・5月16日 一時滞在型の診療所（入院待機ステーション）の運用開始

【2020年】

- ・11月20日 宿泊療養施設「ホテルフォルツァ札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・11月13日 宿泊療養施設「東横INNすすきの交差点」の患者受け入れ開始
- ・11月2日 インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症への感染疑い事例に対応するため発熱外来を開始
- ・7月31日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」を閉鎖
- ・6月30日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」を閉鎖
- ・5月1日 宿泊療養施設「アパホテル&リゾート〈札幌〉」の患者受け入れ開始
- ・4月29日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・4月20日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」の患者受け入れ開始

(3) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）(5/25 現在)

- ・既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】
相談件数（累計）※：30,839件【前週比+278】（来所 6,923件、電話 23,916件）
※札幌中小企業支援センター内の相談窓口
- ・機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】
相談件数（累計）：7,583件【前週比+33】（来所 7,401件、電話 182件）
- ・機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】
相談件数（累計）：7,912件【前週比+165】（来所 2,906件、電話 5,006件）

	既存の相談 (経営相談・融資対 象認定等)		機能拡充部分 (融資申請サポート、 税、感染予防相談)		機能拡充部分 (雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等)		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
R2.2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1,347	1,991	0	0	0	0	3,338
4月	2,372	3,051	30	22	0	0	5,475
5月	1,969	3,801	855	5	400	713	7,743
6月	584	1,860	890	7	345	511	4,197
7月	206	1,346	699	11	168	278	2,708
8月	57	1,233	547	9	134	266	2,246
9月	34	1,403	629	5	163	367	2,601
10月	26	1,369	531	13	249	431	2,619
11月	63	1,351	506	50	259	405	2,634
12月	61	1,186	615	19	150	452	2,483
R3.1月	30	1,481	293	10	601	584	2,999
2月	31	1,195	507	5	97	390	2,225
3月	65	1,295	1,171	14	209	202	2,956
4月	23	545	63	7	44	94	776
合計	6,906	23,189	7,336	177	2,819	4,693	45,120

②融資制度 (5/25 現在)

認定件数 (累計) : 24,905 件 【前週比+74】

【業種】 飲食業 2,993 件、小売業 3,270 件、建設業 5,816 件、運輸業 756 件、
製造業 927 件、電気・ガス・熱供給・水道業 302 件、保険業 112 件、
卸売業 1,290 件、不動産業 1,712 件、宿泊業 199 件、医療・福祉 1,316 件、
情報通信業 460 件、教育・学習支援業 127 件、サービス業 5,616 件、
林業・鉱業 9 件

※その他

- 5/12～5/26 札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、
実態調査を実施 (結果は6月に公表済み)
- 5/11 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- 5/1 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な
支援策まとめサイトを市公式HPに公開
- 4/20 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- 4/15 経済団体等9団体と市長・3副市長による緊急懇談を実施
- 3/31 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。

- 3/16 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- 3/9～3/17 札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27の感染症対策本部会議にて結果公表
- 3/6 市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16に結果公表

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- 3/4 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開(令和2年度末をもって公開終了)

(4) 教育関連施設

- 6/12 少人数短時間登校(園)日設定期間終了
- 6/1 園・学校を再開。6月12日までは少人数短時間登校(園)日を設定
- ～5/31 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施
 - ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1～12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知
- 4/22～5/6 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施
 - ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27～5/1)
- 4/14～5/6 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施
 - ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施(4/13～22)。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13から指導休止
 - ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供(毎週木曜日更新)

○市立学校における臨時休業等措置状況

別紙1「市立学校における臨時休業等措置状況」のとおり

(5) 地下鉄・市電

- 4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施(手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い

戻し、受付期間は当面の間とする。)

3/18～ 地下鉄の車内混雑状況を交通局 HP にて公表（毎週水曜日更新）

2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了）

3/3～ 地下鉄・市電の全車両の換気を実施（当分の間継続実施）

3/2～ 地下鉄・市電の全車両の消毒を実施（当分の間継続実施）

(6) 市有施設

別紙 2 「市有施設の状況」 のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出
(2020/4/24、4/28、5/5、6/1)
- ・市民の皆さまへのメッセージを发出
(2020/2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16、10/23、10/29、11/7、11/17、11/26、12/4、12/11、12/25、2021/1/8、1/15、2/15、3/8、3/19、3/26、4/2、4/12、4/16、4/23、5/2、5/5、5/8、5/13、5/15)

○総務局

【2021年】

- 3/19～3/21 3月19日～21日の新聞紙面において、感染予防を呼びかける新聞広告を掲載
- 2/18 市内ドコモショップに対し、感染症予防啓発ポスターの掲出を依頼（順次掲出）

【2020年】

- 12/26～3/29 札幌駅前通地下歩行空間の柱において、感染症予防啓発物を掲出
- 12/25～3/19 感染症予防啓発に係るテレビCMの放映を実施（12/25～1/11及び1/29～2/7）。その他、12月26日・29日・1月4日の北海道新聞朝刊において予防啓発に係る広告を掲載したほか、屋外広告などで予防啓発を順次実施した
- 11/13～ 地下鉄中吊り広告に、感染症予防啓発のポスターを掲出
- 11/13～3/31 各地下鉄駅ホーム柵に、感染症予防啓発のポスターを掲出
- 11/13～3/30 すすきの駅構内において、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出した（～1/14）ほか、随時予防啓発ポスターを掲出
- 11/13～3/28 WEB広告において予防啓発を実施
- 11/12～1/14 ススキノラフィラ解体工事における仮囲いに、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出
- 3/9 来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式HPのトップページに掲載
- 2/25 札幌市菊水分庁舎に出入りする業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

【2021年】

- 5/15 市内各大学及び短期大学に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る要請」を送付

- 5/8 市内各大学及び短期大学に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る要請」を送付
- 4/28 市内各大学及び短期大学に対し、ゴールデンウィークを前に、保健所作成の啓発資材を送付し、学生に向けた注意喚起を依頼
- 4/26 市内各大学及び短期大学とのオンライン会議を実施し、感染状況に関する情報提供や、各大学・短期大学で実施している感染症対策等の意見交換を実施
- 4/23 市内各大学及び短期大学に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る要請」を送付
- 3/25 市内大学生より要望書手交
- 3/18 市内各大学及び短期大学に対し、道作成の普及啓発資材をメールで周知（道からの依頼）
- 3/16 市内専修学校及び各種学校に対し、新入生向け感染対策リーフレットを周知（道へ依頼）
- 3/11 市内各大学及び短期大学に対し、在校生向け感染対策リーフレットをメールで周知
- 3/8、3/15、3/16 市公式ツイッターにおいて、大学生向け感染対策を周知
- 3/8 札幌大学の学生との意見交換を実施（オンライン）
- 3/8 国・札幌市と市内大学生との意見交換会を実施
- 2/28 在校生向けの感染対策リーフレットを掲載した市ホームページのQRコードを、「超まちフェス」で掲示
- 2/24、3/12 新入生向けの感染対策リーフレットを作成、郵送（第1弾：札幌医大 240部）第2弾：札幌保健医療大 180部、天使大 250部、東海大 450部、武蔵女子短大 350部。この他の大学には、電子データにより周知）
- 2/2 市内各大学及び短期大学に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道市連名）
- 1/15 市内大学及び短期大学に対し、感染対策事例集を送付
- 1/13 「ほっかいどう若者応援プロジェクト」実行委員会（事務局：連合北海道札幌地区連合）主催の学生向け食料支援事業への後援名義使用を承認

【2020年】

- 11/19 市内大学及び短期大学に対し、市公式ツイッターの学生への周知と、ツイッターへのフォローを依頼
- 8/20、10/16 市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
- 5/8 市内関係大学（8大学）に対し、PCR検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち2大学より検査協力可能との回答あり（5/18）。

3/3、3/27、4/8 市内各大学及び短期大学（17大学）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）

※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知（2020/4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7、11/9、11/18、11/27、12/11、12/25、2021/2/19、3/25）

○財政局

【2021年】

2/24 「令和3年度個人市民税・道民税（住民税）の申告期限の延長について」（市公式HPに申告期限の延長に関するページを掲載）

2/3 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式HPに徴収猶予の特例制度の期間満了に関するページを掲載）

【2020年】

5/12 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載）

4/28 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」（市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載）

4/22 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」（市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載）

4/20 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」（市公式HPに縦覧期間延長について掲載）

4/17 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」（市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載）

4/10 「夜間電話納税相談と市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症の影響関係）」（報道発表、市公式HP掲載）

4/9 「軽自動車税（種別割）の減免申請について」（市税HPに郵送での申請受付を掲載）

3/24 「令和2年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」（不動産業界団体へ向けた市税証明（評価証明）の郵送請求活用依頼）

3/10 「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」（市税HPでの感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨）

3/5 「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」（市公式HPに入札方法に関するお知らせを掲載）

- 2/25 「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」
(市公式 HP での感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨)

○市民文化局

【2021 年】

- 5/10 市長名で町内会等に、まん延防止等重点措置適用を受けた感染防止対策の徹底等に関する注意喚起文を送付
- 4/26 市長名で札幌市所轄庁 N P O 法人、さぼーとほっと基金登録団体に、人流の抑制、感染防止対策の徹底等に関する注意喚起文を送付
- 4/16 各区長名で町内会等に、人流の抑制、感染防止対策の徹底等に関する注意喚起文を送付
- 3/26 各区長名で町内会等に、「変異株」に関する高いレベルの感染防止対策の徹底等に関する注意喚起文を送付

【2020 年】

- 7/5 「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式 HP に掲載し、町内会・自治会長へ周知
- 4/21～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載（最終更新：2021 年 5 月 18 日）
- 3/10 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- 2/21～ 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(90 件 (11/24 時点))を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

○保健福祉局

【2020 年】

- 6/19 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- 6/12 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- 6/11 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載
- 6/4～ 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染

- 対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請
(各区保健福祉課から通知)
- 6/1～ 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請 (各区保健福祉課から通知)
- 5/1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載
- 5/1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載
- 4/20 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- 3/12 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載
- 3/11 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載
- 3/9 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- 2/26～ 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼 (各区保健福祉課から通知)
- 2/25～ 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼 (各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付)
- 2/25 (一社) 札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- 1/29 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について
※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施

○子ども未来局

【2021年】

- 5/13 新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、可能な範囲での家庭保育の協力依頼について、児童会館・認可保育施設等の指定管理者や施設を通じて保護者へ周知
- 5/10 認可保育施設等へ、まん延防止等重点措置の適用に伴い、「新型コロナウイルス関連情報 (第3号)」及び保護者へのお知らせ文書により、改めて感染拡大防止の協力を依頼
- 5/10 札幌市ひとり親家庭支援センターの業務に係る対応 (講習会の延期・中止等) について、指定管理者へ通知

- 5/3 児童会館・ミニ児童会館の休館及び児童クラブの実施継続について、指定管理者等及び施設を通じて利用者へ通知
- 4/23 認可保育施設等へ、職員への注意喚起を促す「新型コロナウイルス関連情報（第2号）」及び保護者向けお知らせ文書の周知を依頼
- 4/19 「新型コロナウイルス関連情報（第1号）」を発行し、認可保育施設等へ情報提供
- 4/16 児童会館・ミニ児童会館における一部事業の休止等について、指定管理者及び市内小中学校長、施設を通じて利用者へ通知
- 4/14 認可保育施設等へ、新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターの掲示について依頼
- 4/6 札幌市における感染状況に関する情報提供及びそれに伴う感染防止の徹底について、指定管理者へ通知
- 4/2 認可保育施設等へ、新型コロナウイルス感染対策に係る対応チェックリストを送付。併せて、保育所等における感染者の発生状況等を情報提供。
- 3/31 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- 3/2 認可保育施設等へ、新年度の保育所等新規利用者に対する新型コロナウイルス感染予防策の周知・説明について依頼
- 2/18 児童会館・放課後児童クラブ利用者等に対する新型コロナウイルス感染予防策の周知について、指定管理者及び放課後児童クラブ運営事業者へ通知

【2020年】

- 11/27 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理者へ通知
- 11/18 児童会館及び認可保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の強化（感染リスク回避の徹底）について、指定管理者及び施設へ通知
- 11/9 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う感染防止対策への協力について、児童会館・認可保育施設等の指定管理者や施設を通じて保護者へ周知
- 11/2 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、改めて保護者に協力いただきたい事項等を整理の上、施設を通じて保護者へ周知
- 10/28 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う児童会館・認可保育施設等の対応等について、指定管理者・施設を通じて保護者へ周知
- 9/14 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容について、保護者へ周知
- 7/14 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知

- 6/10 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 5/27 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 5/1 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14 以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 4/22 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23 からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- 4/13 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- 4/13 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- 3/27 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼
- 3/9 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- 3/5 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

【2021年】

- 5/18 「緊急事態措置」に伴う緊急要請
- 5/17 北海道における「緊急事態措置」について
- 5/10 北海道における「まん延防止等重点措置」について
- 5/8 新型コロナウイルス感染拡大防止のためのライトアップ等の時間短縮にかかる協力のお願い
- 5/6 新型コロナウイルス感染拡大防止のための配慮について
- 5/6 経済団体と連携した出勤者数削減に向けた取組について
- 5/6 新型コロナウイルス感染拡大防止のためのライトアップ等の時間短縮にかかる協力のお願い
- 5/6 札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策の追加対策に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて
- 4/26 札幌市内における「ゴールデンウィーク特別対策」措置決定に伴う市内事業者への周知について

- 4/16 新型コロナウイルス感染症対策に係る要請
- 4/16 札幌市内における北海道の警戒ステージ4相当の協力要請の延長に伴う市内事業者への周知について
- 3/29 札幌市内における北海道警戒ステージ4相当の感染状況に伴うお知らせについて
- 3/8 北海道内における「集中対策期間」の終了に伴うお知らせについて
- 2/26 札幌市内の飲食店等における営業時間短縮要請の解除及び「集中対策期間」に伴うお知らせについて
- 2/15 北海道の新型コロナウイルス感染症感染防止に係る「集中対策期間」に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて
- 1/15 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- 1/8 1都3県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴うお知らせについて

【2020年】

- 12/25 北海道の「集中対策期間」における新型コロナウイルス感染症感染防止策の変更に伴うお知らせについて
- 12/11 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- 11/27 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」延長に係るお知らせについて
- 11/18 北海道警戒ステージ「ステージ4」相当の感染状況について、関係団体への周知の協力要請
- 11/9 北海道警戒ステージ「ステージ3」への移行及びすすきの地区における営業時間短縮等について、関係団体への周知の協力要請
- 10/29 北海道警戒ステージ「ステージ2」への移行について、関係団体への周知の協力要請
- 8/7 新北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- 6/19 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- 6/4 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- 6/1 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- 5/7 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- 5/7 コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- 5/7 ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取

- 組実施について協力要請
- 4/24 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
 - 4/23 北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
 - 4/20 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
 - 4/9 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
 - 3/27 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
 - 3/9 ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
 - 3/3 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請(札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交)
 - 2/27 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請(札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交)
 - 1/30 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送(1/30以降適宜)

○環境局

【2020年】

- 11/12 新型コロナウイルス感染症により自宅療養される方や、感染の疑いのある方等がいる場合のごみの排出方法(「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」は燃やせるごみ、「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」は念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出、唾液等のついたペットボトル等は2重袋で排出、大型ごみは自宅療養終了後に排出)を市公式HPに記載。
- 7/9 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間(9:00~16:30)に変更することを市公式HPに掲載。
- 5/19 大型ごみ収集センター受付時間の短縮(5月21日開始、9:00~16:30を10:00~16:30に変更)について、市公式HPに掲載
- 5/13 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- 5/8 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週

間程度保管のうえ排出するよう市公式 HP に記載

- 5/8 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。
- 4/30、5/1、11/11 新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式 HP 等に掲載
- 3/9 使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式 HP に掲載

○建設局

【2021 年】

- 4/30 大通公園、創成川公園、中島公園において宴会を行っている来園者に対し自粛の声掛けを行うため、夜間巡回を開始
- 4/15 公園で飲食をする際の注意事項について市公式 HP に掲載
- 4/12 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限、豊平川河川敷（ミュンヘン大橋上流付近から東橋付近の兩岸）でのバーベキュー利用及び各公園炊事広場の利用中止について市公式 HP に掲載
- 3/17 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を再延長する旨を市公式 HP に掲載

【2020 年】

- 11/18 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を延長する旨を市公式 HP に掲載
- 7/7 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式 HP に掲載
- 5/30 ていねプールの営業中止について市公式 HP に掲載
- 5/15 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式 HP に掲載
- 4/16 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式 HP に掲載
- 4/8 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式 HP に掲載
- 3/27 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式 HP に掲載
- 3/5 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

【2020年】

- 4/23 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載
- 3/11 来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局 HP に掲載

○水道局

【2020年】

- 3/24 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- 3/2 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

【2021年】

- 5/12～ 終電繰上げの実施（地下鉄全線において終発時刻を概ね 30 分繰り上げ。運休便数は各線とも 3 便）
- 1/12～ 改札機等の抗ウイルス加工の実施（改札機の IC カードタッチ部と券売機、精算機のタッチパネル部に抗ウイルス・抗菌効果のあるフィルムを貼り付け。施工期間：令和 3 年 1 月 12 日～令和 3 年 2 月 12 日）

【2020年】

- 12/11～ 車両の抗ウイルス加工の実施（抗ウイルス・抗菌効果のある触媒を車内に噴霧。施工期間：令和 2 年 12 月 11 日～令和 3 年 2 月 12 日）
- 3/3～ 車内換気の実施（常時窓開けによる車内換気を行う）
- 3/2～ 車両消毒の実施（検査周期に併せて 2 日から 6 日毎に消毒液による手すりや吊り手、保護棒のふき取りを行う）
- 2/27～ 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- 2/8～ 予防啓発ポスターの掲示
- 2/3～ 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- 1/31～ 大通駅地下 1 階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- 1/30～ 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- 1/30～ 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

【2020年】

- 3/6 来庁せずにできる手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

【2020年】

- 3/23 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院HPに掲載
- 3/13 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院HPに掲載

市立学校における臨時休業等措置状況（2021. 5. 27 現在）

学校	感染者	措置内容	措置期間
新琴似緑小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/27～6/4
明園小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/27～6/4
清田中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/27～6/4
手稲東中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/4
大通高校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/26～6/4
北野中学校	関係者 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/27～6/4
羊丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/4
柏丘中学校	生徒 1 名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①5/26～6/4 ②5/26～6/1
北白石中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/2
菊水小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/4
白石小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/4
屯田北中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/2
新発寒小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/25～6/4
平岡南小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/25～6/2
厚別北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/25～6/4
月寒中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/26～6/1
西岡中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/25～6/4
伏見中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/25～6/4
羊丘小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/24～6/4
北九条小学校	関係者 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/24～6/2
西野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/24～5/31
北都中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/24～6/3
羊丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/23～5/28
清田中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/23～5/28
本通小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業	5/24～6/3
札幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/23～5/27
北栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/23～6/1
東月寒中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/23～6/4
西岡中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/23～5/29
光陽小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/23～6/1
真栄小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/22～6/1
屯田小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/22～6/1
大通高校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/22～5/31
新川小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/22～5/31
手稲北小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/22～6/2
栄東小学校	関係者 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/21～5/28
本通小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/21～5/31
平和小学校	関係者 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/21～5/28
大通高校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	5/21～5/27
手稲中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	5/21～5/28
川北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	5/21～5/25

学校	感染者	措置内容	措置期間
		濃厚接触者を出席停止	
平岡中学校	関係者1名	濃厚接触者を出席停止	5/20～5/28
元町小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/21～5/31
前田北中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/20～5/27
北白石中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/20～5/26
北都中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	5/20～5/25, 5/28
栄南中学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/20～5/28
前田中央小学校	関係者1名	濃厚接触者を出席停止	5/20～5/28
幌南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/20～5/21
札幌緑小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/20～5/27
琴似中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/20～5/28
稲穂小学校	関係者1名	濃厚接触者を出席停止	5/19～5/28
西白石小学校	関係者1名	濃厚接触者を出席停止	5/19～5/27
白石中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/19～5/27
向陵中学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	5/18～5/28
大谷地小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/18～5/27
前田北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/18～5/28
もみじの丘小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/18～5/21
資生館小学校	児童2名	在籍学級と臨時休業 (2学級)	5/17～5/20, 5/21
開成中等教育学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	5/17～5/28
新川中央小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	5/18～5/28
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/17～5/25
本通小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/17～5/28
西岡中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/17～5/28
元町中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/17～5/28
月寒中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/17～5/26
南月寒小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/17～5/27
西岡小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/16～5/26
大通高校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	5/16～5/24
和光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/15～5/25
札幌緑小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	5/16～5/24
札幌中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/15～5/26
元町小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/16～5/25
元町中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/15～5/20
芸術の森小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/15～5/24
前田北中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/15～5/20

学校	感染者	措置内容	措置期間
北郷小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/15～5/24
日章中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/14～5/26
東白石中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/14～5/26
西岡中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/14～5/21
厚別西小学校	関係者1名	担当学級を臨時休業	5/14～5/20
美香保小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/14～5/21
元町北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/14～5/21
東川下小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/13～5/24
新川中学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	5/13～5/21
啓明中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/13～5/21
前田中央小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/13～5/21
栄小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/13～5/21
中央小学校	関係者1名	濃厚接触者を出席停止	5/11～5/20
中央中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/12～5/21
札幌緑小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/12～5/20
本通小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/12～5/21
稲穂小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/11～5/20
西園小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	5/12～5/20
中央小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/11～5/20
伏見中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/10～5/21
しらかば台小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/11～5/14
八軒東中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	5/9～5/20
共栄小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/9～5/14
ひがしなえぼ幼稚園	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/9～5/14
北辰中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/8～5/14
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	5/6～5/14
山の手南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/6～5/12
真駒内公園小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	5/5～5/12
美園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/4～5/14
しらかば台小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	5/3～5/11
平岡南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/2～5/12
開成小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/2～5/14
札幌小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/2～5/12
伏古北小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	5/2～5/12
中央小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/2～5/7

学校	感染者	措置内容	措置期間
北辰中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/1～5/11
札幌北小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	5/1～5/12
菊水小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	5/1～5/11
藻岩小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/30～5/11
もみじ台中学校	生徒1名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①4/30～5/7 ②4/30～5/6
伏古北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/29～5/11
西園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/29～5/10
苗穂小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/29～5/5
伏古北小学校	教職員1名	①担当学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①4/28～5/7 ②4/28～5/7, 5/8
新琴似北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/27～5/7
北光小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/27～5/7
幌南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/26～5/6
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/26～5/7
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/26～5/6
栄北小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	4/25～5/7
柏中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/25～5/6
手稲鉄北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/25～5/6
北辰中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	4/24～5/5
札幌小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/24～5/5
西園小学校	児童6名	感染者の増加により 2学級を臨時休業	4/23
伏古北小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/23～5/5
美香保小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/23～4/30
平岡中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	4/22～5/5
明園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/21～5/3
北の沢小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/21～4/30
西園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/21～4/30
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/21～4/30
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/19～4/29
柏中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	4/19～4/29
清田高校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	4/16～4/24
宮の森小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/16～4/27
札幌北中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	4/16～4/26
伏見小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	4/13～4/23

学校	感染者	措置内容	措置期間
幌東中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	4/10～4/22
川北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/10～4/21
平岡中学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	4/9～4/20
美香保中学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	4/9～4/20
幌東中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	4/9～4/19
真駒内中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	4/7～4/15
資生館小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	4/1～4/8
藻岩小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級)	3/31～4/5, 4/6
石山東小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	3/31～4/5
八条中学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	3/30～4/9, 4/10
鴻城小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/29～4/8
鴻城小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/26～4/5
藻岩小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/25～4/2
琴似中央小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/23～3/31
藤野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	3/22～3/29
大倉山小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/20～3/31
新琴似西小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	3/13～3/25
光陽中学校	生徒 2 名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①3/13～3/26 ②3/13～3/25
ノホロの丘小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/11～3/23
本通小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	3/6～3/17
駒岡小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業	2/22～3/5
和光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	2/22～3/5
福井野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/22～3/5
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	2/20～3/4
啓北商業高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	2/18～2/19
旭丘高校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	2/17～3/1
南の沢小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	2/17～2/24
元町中学校	関係者 1 名	濃厚接触者を出席停止	2/16～2/23
北栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	2/13～2/24
西野中学校	生徒 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級) 濃厚接触者を出席停止	2/12～2/23
あやめ野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/11～2/22
手稲中央幼稚園	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/10～2/19
緑丘小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/8～2/15
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/6～2/17
新光小学校	児童 1 名	濃厚接触者を出席停止	2/5～2/17
光陽小学校	児童 2 名	①在籍学級を臨時休業 (2 学級)	①2/5～ 2/12, 2/16

学校	感染者	措置内容	措置期間
		②濃厚接触者を出席停止	②2/5～ 2/12, 2/16
新琴似小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/5～2/17
和光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	2/5～2/17
栄小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/4～2/16
みどり小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	2/4～2/12
光陽中学校	生徒2名	①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止	①2/3～2/12 ②2/3～2/13
西宮の沢小	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/2～2/12
屯田北中学校	生徒1名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①2/1～2/12 ②2/1～ 2/11, 12, 13
新川小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	2/1～2/12
光陽中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	1/31～2/10、 2/11
平岸高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	1/29～2/6
開成中等教育学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	1/28～2/4、2/5
大通高校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	1/28～2/4、2/5
福住小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	1/27～2/4
光陽小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	1/25～2/3
清田中学校	生徒3名	①在籍学級を臨時休業 (3学級) ②濃厚接触者を出席停止	①1/21～2/1 1/22～2/1 1/22～2/2 ②1/21～2/1
清田中学校	生徒3名	①在籍学級を臨時休業 (2学級) ②濃厚接触者を出席停止	①1/21～1/29 1/21～2/1 ②1/20～1/31
清田中学校	生徒1名	①在籍学級を臨時休業 ②濃厚接触者を出席停止	①1/19～1/29 ②1/19～1/30
八条中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	1/16～1/26
東白石小学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	1/15～1/27
明園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/31～1/8
あいの里西小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
札幌北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
中沼小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
栄南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/7
札幌小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
西小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
東光小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8
伏古小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/29～1/8
開成小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業	12/29～1/8

学校	感染者	措置内容	措置期間
		(2学級)	
川北小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/29~1/8
山鼻中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/29~1/1
陵陽中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/28~1/6
米里小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/28~1/8
札苗中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/28~1/8
東山小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27~1/6
二十四軒小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27~1/6
発寒南小学校	児童1名	在籍学級を含む2学級を 臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/6
幌東中学校	生徒4名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/6
琴似中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27~1/6
啓明中学校	生徒2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/4、1/6
幌東小学校	児童4名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/5、1/6
柏丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27~1/6
東園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27~1/6
宮の丘中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27~1/6
平和通小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/6
美園小学校	児童3名	在籍学級を臨時休業 (3学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/6
月寒東小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	12/27~1/6
みどり小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級)	12/27~1/6
日新小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/27~1/6
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/27~1/6
八条中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/26~1/6
向陵中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/26~1/6
前田中央小	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/25~1/5
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/22~1/1
幌東中学校	生徒1名	濃厚接触者を出席停止	12/21~12/31
東栄中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	12/21~12/29
拓北小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	12/20~12/30
篠路中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	12/20~12/29

学校	感染者	措置内容	措置期間
		濃厚接触者を出席停止	
北小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/12～12/23
平岸中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/9～12/16
藻岩高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/8～12/18
あいの里西小	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/7～12/18
あいの里東中	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/18
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/16
太平中学校	生徒 2 名	在籍学年を臨時休業	12/5～12/16
太平中学校	-	感染者の増加により 1 学年を臨時休業	12/4～12/14
向陵中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/5～12/18
中の島小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/10
月寒中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/15
円山小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/15
平岸小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/9
啓北商業高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/3～12/15
太平中学校	生徒 2 名	在籍学級を臨時休業	12/3～12/14
太平中学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	12/3～12/7
平岸高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/2～12/11
琴似中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
啓明中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/1～12/11
もみじの丘小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
太平中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/30～12/11
開成中等教育学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	11/28～12/4
太平中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/28～12/9
琴似中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/28～12/6
和光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/2
太平中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/4
平岡中央中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/26～12/5
二十四軒小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	11/26～12/2
光陽小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業	11/24～12/4
羊丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～12/4
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/1
東光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～11/30

学校	感染者	措置内容	措置期間
真駒内桜山小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/2
東光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/27
伏見中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/26
南が丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/30
東光小学校	児童 3 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級)	①11/21～12/1 ②11/22～11/27
篠路西中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/21～12/2
光陽中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/20～12/1
北都小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/19～12/2
常盤中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/25
北都中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/27
中の島小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/16～11/20
栄南中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/15～11/27
大谷地小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/14～11/24
平和小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/13～11/20
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/23
東白石小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	11/12～11/19
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/20
札幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/11～11/16
小野幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/10～11/20
藻岩小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/10～11/20
拓北小学校	教職員 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/19
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/16
藤野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/18
北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/20
平岡小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級) 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/18
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
百合が原小学校	教職員 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/18
中央小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/5～11/13
手稲山口小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/1～11/12

学校	感染者	措置内容	措置期間
		濃厚接触者を出席停止	
豊明高等支援学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/10
藻岩高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	10/31～11/11
北野台中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	10/30～11/6
豊平小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/26～11/6
開成小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/25～11/5
平岡南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/24～11/4
中の島中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	10/12～10/22
新琴似南小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	10/7～10/15
手稲西小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	9/29～10/9
明園中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	9/19～9/24
明園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	9/14～9/23
伏見小学校	児童1名	濃厚接触者を出席停止	9/12～9/23
伏見小学校	児童1名	在籍学年を臨時休業	7/13～7/23

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
1	中央	札幌市公文書館	休館	令和3年5月2日～ 令和3年6月21日	・電話・メールでの問合せには対応(期間中の日曜・月曜、 6/3及び6/17は電話・メールでの問合せはお休み) ・6/21(月)は通常の休館日	総)公文書館(521-0205)
2	白石	札幌国際交流館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	総)国際部交流課(211-2032)
3	中央	大通情報ステーション	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		政)都心まちづくり課(211-2692)
4	中央	札幌駅前通地下広場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則イベント中止。 ただし、北海道感染症対策課主催の「感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査」は実施予定。	政)都市交通課(211-2492)
5	中央	札幌市北3条広場	休館	令和3年5月6日～ 令和3年6月20日	原則イベント中止。	政)都心まちづくり課(211-2692)
6	白石	札幌市共同利用館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	電話による相談業務は継続	市)アイヌ施策課(211-2277)
7	南	アイヌ文化交流センター	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	電話による相談業務は継続	市)アイヌ施策課 (連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター 596-5961)
8	全区	区民センター(計10施設)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)区政課(211-2252)
9	全区	地区センター(計24施設)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)区政課(211-2252)
10	北	地区集会所(篠路)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		市)区政課(211-2252)
11	北	篠路コミュニティセンター	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)区政課(211-2252)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			閉鎖	休館期間		
12	厚別	札幌市厚別中央市民交流広場	閉鎖	-		市)区政課(211-2252)
13	清田	札幌市清田市民交流広場	閉鎖	-		市)区政課(211-2252)
14	南	地区集会所(定山溪)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		市)区政課(211-2252)
15	手稲	手稲コミュニティセンター	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)区政課(211-2252)
16	白石	札幌市計量検査所(定期検査センター)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	定期検査等中止、電話による相談業務は継続	市)札幌市計量検査所(846-6681)
17	中央	市民活動プラザ星園(貸室)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	事務室は継続	市)市民活動促進担当課(211-2964)
18	北	札幌市市民活動サポートセンター (札幌エルプラザ 2階)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	事務室、NPO法人関係書類縦覧・閲覧コーナーは継続	市)市民活動促進担当課(211-2964)
19	北	札幌市消費者センター (札幌エルプラザ 2階)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	電話による消費生活相談は継続	市)消費生活課(211-2245)
20	北	札幌市男女共同参画センター (札幌エルプラザ1、3、4階)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	電話による相談業務は継続	市)男女共同参画課(211-2962)
21	中央	旧札幌農学校演武場(時計台)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。 夜間のライトアップを消灯。	市)文化財課(211-2312)
22	中央	豊平館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	市)文化財課(211-2312)
23	中央	旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。*カフェは本部長 指示に従い時短要請	市)文化財課(211-2312)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			閉鎖	休館期間		
24	中央	八窓庵	閉鎖	令和3年5月9日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
25	北	清華亭	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
26	北	新琴似屯田兵中隊本部	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
27	北	屯田郷土資料館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
28	東	札幌村郷土記念館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
29	豊平	つきさつぶ郷土資料館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
30	豊平	福住開拓記念館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
31	南	旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
32	西	琴似屯田兵村兵屋跡	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
33	西	手稲記念館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化財課(211-2312)
34	東	丘珠縄文遺跡	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	休館期間は、サッポロさとらんどに準ずる	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
35	中央	埋蔵文化財センター展示室	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	休館期間は、併設の中央図書館に準ずる	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
36	中央	旧札幌控訴院(札幌市資料館)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	市)文化振興課(211-2261)
37	中央	札幌市民交流プラザ	開館	調整中	興行利用中	市)文化振興課(211-2261)
38	中央	札幌コンサートホール	休館	-	改修工事のため令和3年6月30日まで休館	市)文化振興課(211-2261)
39	中央	札幌市教育文化会館	開館	調整中	興行利用中	市)文化振興課(211-2261)
40	中央	札幌市民ギャラリー	開館	調整中	興行利用中	市)文化振興課(211-2261)
41	中央	あけぼのアート&コミュニティセンター	休館	令和3年5月12日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	市)文化振興課(211-2261)
42	豊平	さっぽろ天神山アートスタジオ	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	市)文化振興課(211-2261)
43	南	札幌芸術の森 (子どもアトリエ)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課(211-2261)
44	南	札幌芸術の森 (工芸館)	休館	令和3年5月18日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課(211-2261)
45	南	札幌芸術の森 (有島武郎旧邸)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課(211-2261)
46	南	札幌芸術の森 (アートホール)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	市)文化振興課(211-2261)
47	南	札幌芸術の森 (野外ステージ)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	市)文化振興課(211-2261)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			休館	休館期間		
48	南	札幌芸術の森 (アトリエ、ロッジ)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課(211-2261)
49	北	情報センター (札幌エルプラザ 1階)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)男女共同参画課(211-2962)
50	南	札幌芸術の森 (工芸研修室等)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課(211-2261)
51	西	ターミナルプラザことパトス	休館	休館中		市)文化振興課(211-2261)
52	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課(211-2261)
53	南	札幌芸術の森 (屋内美術館)	休館	令和3年5月18日～ 令和3年6月20日	興行利用中	市)文化振興課(211-2261)
54	南	札幌芸術の森(屋外美術館)	休館	令和3年5月18日～ 令和3年6月20日	興行利用中	市)文化振興課(211-2261)
55	豊平	博物館活動センター	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		市)文化振興課博物館担当係(374-5002)
56	中央	北ガスアリーナ札幌46	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、プロスポーツ等の興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
57	中央	中島体育センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
58	中央	円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。 ・陸上競技場は4月～令和4年3月工事休館	ス)施設課(211-3045)
59	中央	大倉山ジャンプ競技場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			休館	休館期間		
60	中央	宮の森ジャンプ競技場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
61	中央	荒井山シャンツェ	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
62	中央	中島公園庭球場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
63	中央	札幌オリンピックミュージアム	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		ス)施設課(211-3045)
64	北	北区体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
65	北	麻生球場 (庭球場含む)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
66	東	東区体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
67	東	東温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
68	東	美香保体育館 (公園野球場含む)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
69	東	スポーツ交流施設(つどいむ) (庭球場、パークゴルフ場、球技場等含む)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
70	東	東雁来公園サッカー場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
71	白石	白石区体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			休館	休館期間		
72	白石	白石温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
73	厚別	厚別区体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
74	厚別	厚別温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
75	厚別	厚別公園競技場 (補助競技場含む)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、プロスポーツ等の興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
76	豊平	豊平区体育館 (付属野球場含む)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
77	豊平	豊平公園温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
78	豊平	平岸プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
79	豊平	月寒体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
80	豊平	月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
81	豊平	どうぎんカーリングスタジアム	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
82	豊平	平岸庭球場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
83	豊平	札幌ドーム	開館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・収容率の50%以内かつ人数上限5,000人以下(5月11日～6月20日) ・飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 ・トレーニングルーム、サッカー練習場、展望台等は休止	ス)施設課(211-3045)
84	清田	清田区体育館・温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
85	清田	白旗山競技場	休館			ス)施設課(211-3045)
86	南	南区体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
87	南	藤野野外スポーツ交流施設 (フッス)	休館	令和3年3月29日～ 令和3年6月20日		ス)施設課(211-3045)
88	西	西区体育館・温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
89	西	宮の沢屋内競技場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
90	手稲	手稲区体育館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
91	手稲	手稲曙温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
92	手稲	星置スケート場	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	ス)施設課(211-3045)
93	中央	中央健康づくりセンター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月21日	・6月21日(月)は通常休館日	保)保健所健康企画課(622-5153)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
94	中央	社会福祉総合センター	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		保)地域福祉推進担当課(211-2932)
95	中央	中央老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
96	北	北老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
97	東	東老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
98	白石	白石老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
99	厚別	厚別老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
100	豊平	豊平老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
101	清田	清田老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
102	南	南老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
103	南	保養センター駒岡	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
104	西	西老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)
105	手稲	手稲老人福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)高齢福祉課(211-2976)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			休館	休館期間		
106	中央	視聴覚障がい者情報センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)身体障害者更生相談所(631-6747)
107	西	身体障害者福祉センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		保)身体障害者更生相談所(641-8852)
108	東	東健康づくりセンター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月21日	・6月21日(月)は通常休館日	保)保健所健康企画課(622-5153)
109	西	西健康づくりセンター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月21日	・6月21日(月)は通常休館日	保)保健所健康企画課(622-5153)
110	中央	札幌市子ども人形劇場こぐま座	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		子)子どもの権利推進課(211-2942)
111	中央	若者支援総合センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	電話、メールでの相談業務は継続	子)子どもの権利推進課(211-2942)
112	東	札幌市子どもの劇場やまびこ座	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		子)子どもの権利推進課(211-2942)
113	東	アカシア若者活動センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	電話、メールでの相談業務は継続	子)子どもの権利推進課(211-2942)
114	白石	ポプラ若者活動センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	電話、メールでの相談業務は継続	子)子どもの権利推進課(211-2942)
115	豊平	豊平若者活動センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	電話、メールでの相談業務は継続	子)子どもの権利推進課(211-2942)
116	西	宮の沢若者活動センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	電話、メールでの相談業務は継続	子)子どもの権利推進課(211-2942)
117	中央	まちなかキッズサロンおどりんこ	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	相談業務は継続(毎週水曜日は除く)	子)子育て支援課(211-2988)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			休館	休館期間		
118	全区	児童会館・ミニ児童会館(計200施設)	休館	令和3年5月2日～ 令和3年6月20日	児童クラブは継続。 ※5月2日～5日までは祝日により休館	子)放課後児童担当課(211-2989)
119	南	子どもの体験活動の場Coミドリ	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		子)子どもの権利推進課(211-2942)
120	中央	子育て支援総合センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	相談業務は継続	子)子育て支援課(211-2988)
121	各区	各区・保育子育て支援センター(ちあふる)の子 育てサロン	休館	令和3年5月2日～ 令和3年6月20日	相談業務は継続(毎週日曜日は除く) ※5月2日～5日までは祝日により休館	子)子育て支援課(211-2988)
122	清田	市立認定こども園にじいろの子育てサロン	休館	令和3年5月2日～ 令和3年6月20日	相談業務は継続(毎週日曜日は除く) ※5月2日～5日までは祝日により休館	子)子育て支援課(211-2988)
123	厚別	札幌市エレクトロニクスセンター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館(団体入居スペース、テナント除く) 【多目的ホール】 テーブルの利用人数制限、感染症対策(少人数、短時間、会 話を控える等)実施 【多目的ホール以外のエントランス等共用スペース】 飲食禁止	経)IT・イノベーション課(211-2379)
124	中央	さっぽろテレビ塔	休館	令和3年5月21日～ 令和3年6月6日	※関係団体の所管する施設 ・【5/21～6/6】休館(ただし、地下のテナントは、土日のみ休 館で、平日は20時まで営業) ※6月7日以降は現在調整中 ・【継続】閉館後開催の「展望台貸切プラン」の新規予約停 止、貸会議室の新規予約停止	経)観光・MICE推進課(211-2376)
125	中央	札幌もいわ山ロープウェイ	休館	令和3年5月16日～ 令和3年5月31日 (6月1日以降は現在 調整中)	※関係団体の所管する施設 全館休業(ロープウェイ、ミニケーブルカー、中腹駅お土産 ショップ、山頂レストラン、観光自動車道)	経)観光・MICE推進課(211-2376)
126	北	北海道さっぽろ観光案内所	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	窓口における案内業務を休止 電話対応のみ実施(10時～17時30分)	経)観光・MICE推進課(211-2376)
127	白石	札幌コンベンションセンター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。新規予約の受付休止。 ただし、興行イベント等に利用するため予約済みの場合で、 延期等の対応ができない場合は利用可。	経)観光・MICE推進課(211-2376)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
128	豊平	さっぽろ羊ヶ丘展望台	休館	令和3年5月4日～ 当面の間	※関係団体の所管する施設	経)観光・MICE推進課(211-2376)
129	豊平	札幌国際ユースホステル	休館	令和3年5月9日～ 令和3年6月20日	・【集会室】閉鎖 ・【宿泊施設】原則休館。4/30以降、当面の間の新規宿泊予約停止。5月9日以降の宿泊予約者にキャンセル依頼を行う。	経)観光・MICE推進課(211-2376)
130	白石	札幌市産業振興センター	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日 ※休館にあたり、予約者との調整対応が必要 (団体入居スペースは除く)	【飲食可能スペース】机や椅子の一時撤去、飲食時の感染症対策(少人数、短時間、会話を控える等)実施 利用人数・利用目的など一部制限あり	経)経済企画課(211-2352)
131	東	サッポロさとらんど(屋内施設)	休館		・施設は休館(トイレを除く)	経)農政課(211-2406)
132	東	サッポロさとらんど(屋外広場)	一部閉鎖	令和3年5月3日～ (一部、5月4日～) 令和3年6月20日	【基本方針は公園に準ずる】 ・広場及び駐車場、トイレ、市民農園は利用可、それ以外は利用中止 ・炊事広場は令和3年度も当面の間利用休止	経)農政課(211-2406)
133	南	藻岩山登山者休憩所	休館	令和3年4月24日～ 令和3年6月20日	・4/24から当面の間、トイレのみ利用可とする。	経)観光・MICE推進課(211-2376)
134	中央	札幌市中央卸売市場 (市場見学、調理実習室のみ)	休館	令和2年2月25日～	・市場見学、調理実習室(貸室)の休止	経)中央卸売市場管理課(611-3111)
135	北	札幌サンプラザ温水プール	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	原則休館。 ただし、興行イベントや競技大会等については、延期等の対応ができない場合、利用可。	札幌サンプラザ(717-2711)
136	北	札幌市環境プラザ	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日	・電話による相談業務は継続	環)環境政策課(211-2877)
137	中央	円山動物園	休園	令和3年5月6日～ 令和3年6月20日	・入園予約も休止	環)経営管理課(621-1426)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
138	中央	札幌市リサイクルプラザ	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月21日	・電話による相談業務は継続 ・6月21日(月)は通常休館日	環)循環型社会推進課(211-2928)
139	厚別	札幌市リユースプラザ	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月21日	・休館するが、併設する厚別地区リサイクルセンターでの資源物受入は継続する。 ・昨年度から停止している一部資源物(古着・古布)の受入を、当面の間、継続する。 ・6月21日(月)は通常休館日	環)循環型社会推進課(211-2928)
140	各区	各地区リサイクルセンター (中央・北・西)	開館	不要不急の持ち込みは遠慮するようアナウンスしたうえで、資源物の受入態勢は維持	・建物内への立入は1組のみ ・昨年度から停止している一部資源物(古着・古布)の受入を、当面の間、継続する。	環)循環型社会推進課(211-2928)
141	全区	公園内の有料運動施設(野球場、テニスコート、サッカー場、球技場、陸上競技場)	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、大会等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
142	全区	広場、ステージ等 (大通公園、中島公園、旭山記念公園、円山公園、モエレ沼公園、美香保公園)	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、イベント等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
143	全区	公園内のパークゴルフ場	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、大会等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
144	全区	公園内の無料運動施設(野球広場、テニスコート等)	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日		建)みどりの管理課(211-2536)
145	中央	大通公園(噴水)	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		建)みどりの管理課(211-2536)
146	中央	旭山記念公園(森の家・レストハウス)	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
147	中央	円山公園休憩所	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
148	北	百合が原公園 (緑のセンター、リリートレイン駅舎)	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)

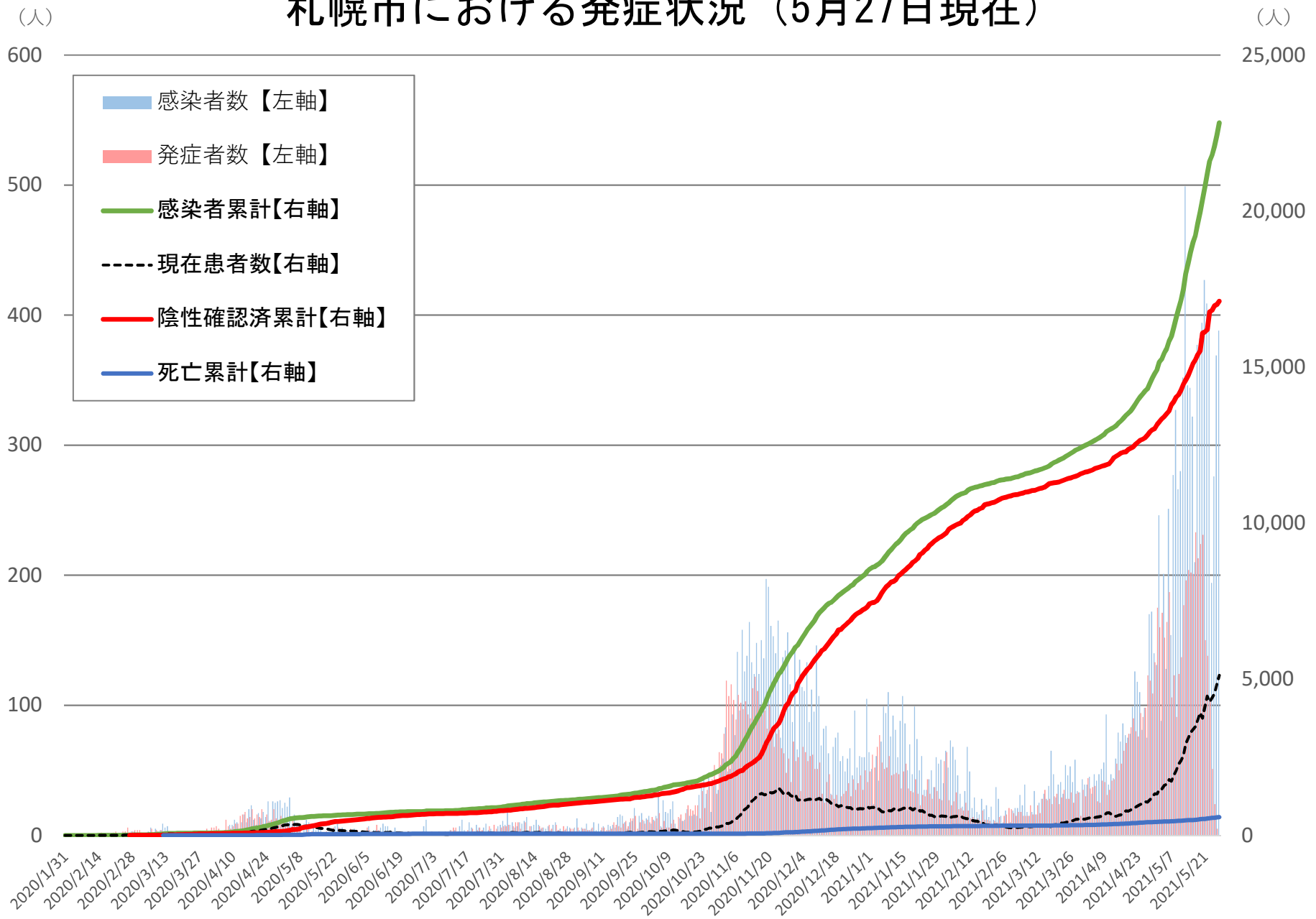
No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			閉鎖	休館期間		
149	北	茨戸川緑地休憩所	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
150	東	モエレ沼公園 (ガラスのピラミッド、フィールドハウス)	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、イベント等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
151	東	モエレ沼公園(海の噴水)	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		建)みどりの管理課(211-2536)
152	白石	川下公園リラックスプラザ (プール、浴室、屋内遊具)	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
153	豊平	豊平公園緑のセンター	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、イベント等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
154	豊平	月寒公園休憩所	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
155	豊平	西岡公園休憩所	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
156	清田	平岡公園管理事務所休憩スペース	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
157	清田	平岡樹芸センター管理事務所 (講義室、休憩所)	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、イベント等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
158	清田	白旗山ふれあいの森 ふれあいセンター	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2522)
159	南	札幌市豊平川さけ科学館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		建)みどりの管理課(211-2536)
160	南	小金湯さくらの森ビジターセンター	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			閉鎖	休館期間		
161	南	エドウィン・ダン記念館	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		建)みどりの管理課(211-2536)
162	西	農試公園ツインキャップ	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日	・原則利用中止。ただし、大会等中止ができないものを除く	建)みどりの管理課(211-2536)
163	西	五天山公園管理事務所休憩所・環境学習館	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
164	手稲	前田森林公園管理事務所 休憩スペース	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
165	手稲	星観緑地休憩所	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
166	手稲	山口緑地管理事務所休憩所	閉鎖	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・窓口、トイレは利用可能	建)みどりの管理課(211-2536)
167	手稲	ていねプール	閉鎖		・令和3年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
168	全区	各公園内の炊事広場	閉鎖		・令和3年度は当分の間利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
169	北	札幌市下水道科学館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		下)経営企画課(818-3452)
170	各区 市外	水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	閉鎖	令和3年5月16日～ 令和3年6月20日		新川水再生プラザパークゴルフ場:西)維持管理課(667-3201) 手稲水再生プラザパークゴルフ場:手)地域振興課(681-2445) 上記以外の施設:下)処理施設課(818-3431)
171	全区	直営市営住宅集会所(計34施設)	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		都)住宅課(211-2806)

No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
				休館期間		
172	中央	札幌市水道記念館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月21日	6月21日(月)は通常休館日	水)企画課(211-7014)
173	白石	札幌市民防災センター	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		消)総務部総務課(215-2010)
174	西	視聴覚センター	休館		令和3年3月から改修工事のため休館	教)学校教育部教育相談担当課(211-2652) ※ORE札幌ビルに一時移転中
175	南	北方自然教育園	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日	・【各室】定員の50%以内 ・【室内】飲食禁止(水分補給を除く)	教)学校教育部教職員育成担当課(211-3802)
176	中央	カナモトホール(札幌市民ホール)	開館		・すでに予約が入っている場合は、主催者に延期等を要請 ※不可の場合は、感染防止対策を講じたうえで実施	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
177	中央	札幌市天文台	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
178	厚別	札幌市青少年科学館	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
179	豊平	札幌市月寒公民館	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
180	西	札幌市生涯学習センター	休館		令和3年3月から改修工事のため休館中 ※開設中の臨時カウンター(図書取次や講座申込受付)についても、5/4～利用休止	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
181	南	札幌市定山溪自然の村	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
182	南	札幌市青少年山の家	休館	令和3年5月3日～ 令和3年6月20日		教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)

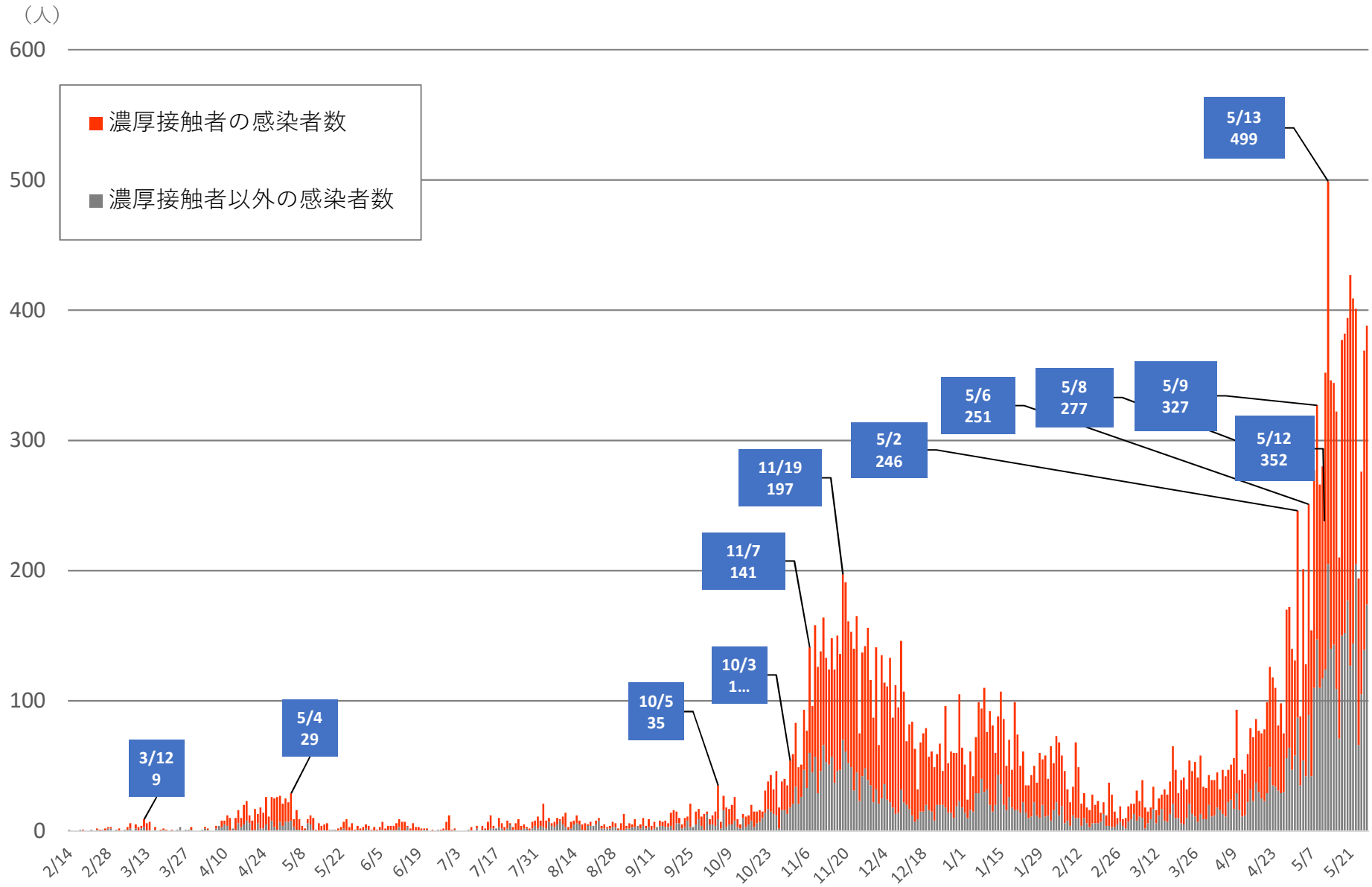
No.	区	施設名	開館の状況		その他の制限等	施設所管課(連絡先)
			休館期間			
183	全区	図書館(計47施設)	休館	令和3年5月4日～ 令和3年6月20日		教)中央図書館運営企画課(512-7330)

札幌市における発症状況（5月27日現在）

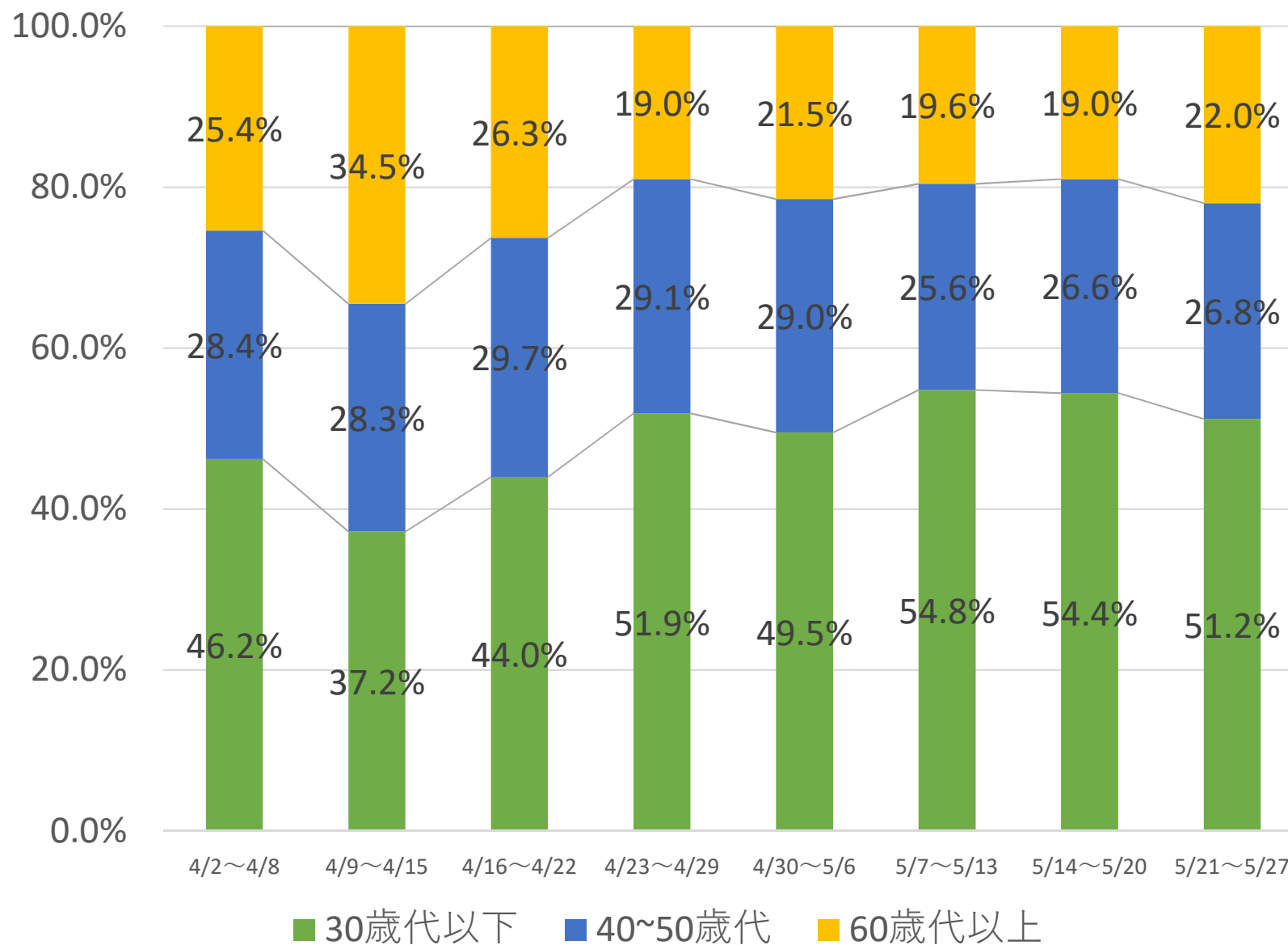


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

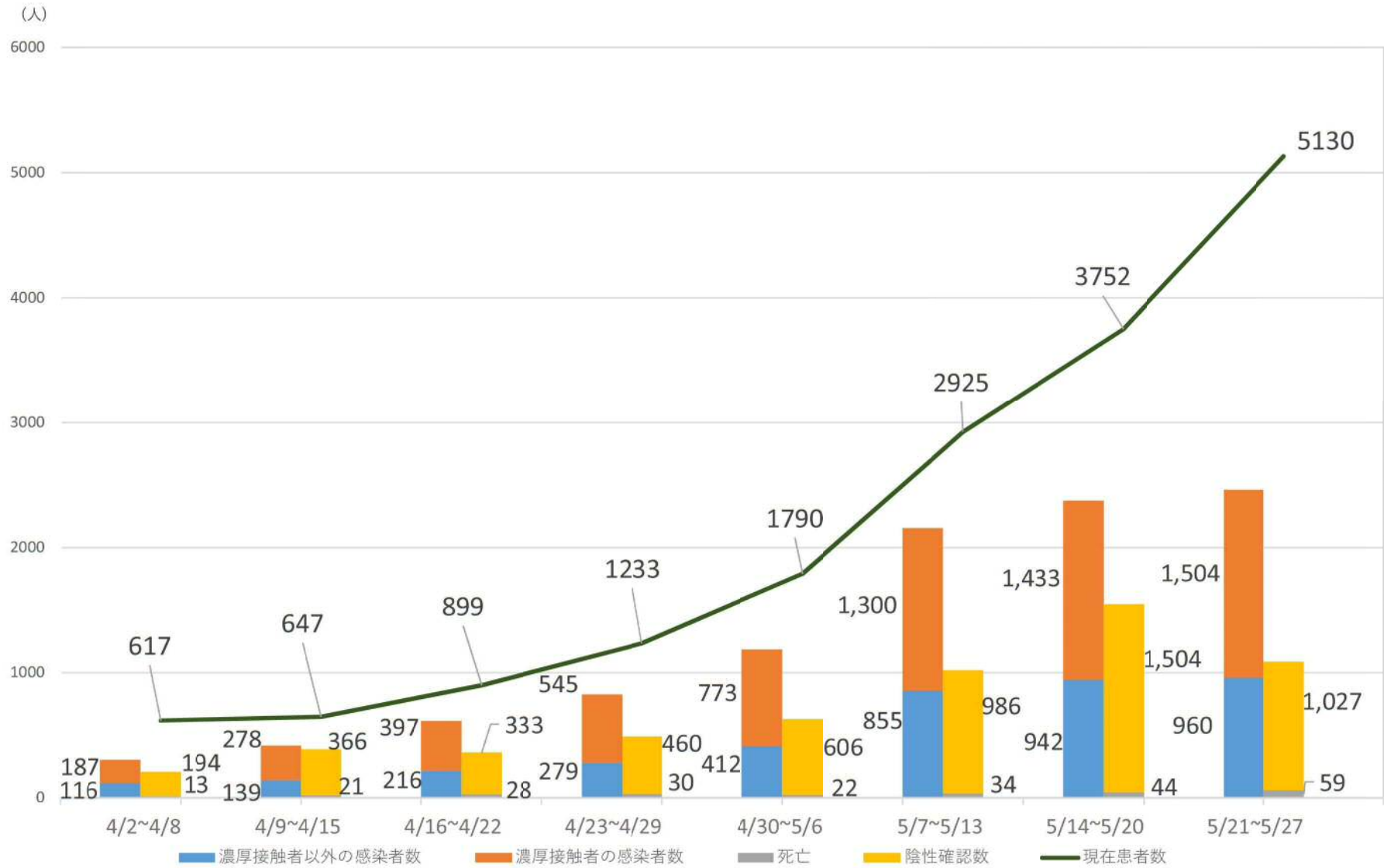
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（5月27日現在）



札幌市における感染者状況（年齢別の割合）（5月27日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

資料 5

<5/7~5/13>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
	リンクあり	リンクあり		リンクなし		%
		クラスター	クラスター以外			
		2,155	1,300			

<5/14~5/20>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
	リンクあり	リンクあり		リンクなし		%
		クラスター	クラスター以外			
		2,375	1,433			

<5/21~5/27>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
	リンクあり	リンクあり		リンクなし		%
		クラスター	クラスター以外			
		2,464	1,504			

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

	北海道					札幌市	
	5/27現在	ステージ2 移行の目安	ステージ3 移行の目安	ステージ4 移行の目安	ステージ5 移行の目安	5/27現在	
病床全体	集計中	150床	250床	350床	900床	集計中	
うち重症者用病床	56床	15床	25床	35床	90床	34床	
療養者数	8,298/増加	増加	増加	796人	1327人	5130人/増加	
PCR検査陽性率	9.3%/減少	増加	増加	10%	10%	10.2%/減少	
直近 1 週間	新規感染者数	3936人	107人	133人	796人	1327人	2464人
	10万人当たりの新規感染者数	74.2人	2.0人	2.5人	15人	25人	126.01人
	感染経路不明割合	41.6%	50%	50%	50%	50%	39.0%